

局名	所在地	管轄
釧路	釧路市柏木町78番地	北海道の内
		釧路市 帯広市 北見市
		網走市 釧路郡 厚岸郡
		川上郡 阿寒郡 白糠郡
		河西郡 上川郡(十勝国)
		河東郡 中川郡(十勝国)
		十勝郡 広尾郡 足寄郡
		網走郡 斜里郡 常呂郡
		根室郡 花咲郡 野村郡
		標津郡 目梨郡
高松	高松市寿町2丁目8番地	紋別郡の内
		生田原村 遠軽町 丸瀬布村
		白滝村 上湧別村 下湧別村
徳島	徳島市新蔵町2丁目18. 19番地	
高知	高知市小津町字小津21, 22番地	
松山	松山市出淵町24番地	

備考 { 局名の中ゴジツクは法務局, 他は地方法務局である。
 法務局数 8
 地方法務局数 41

(三) 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数
 (昭和26年12月31日現在)

法務局・地方法務局 支局と出張所

東京(1) [34]	日本橋	麴町	芝	台東	墨田
	品川	蒲田	大森	世田谷	渋谷
	淀橋	中野	杉並	板橋	北
	練馬	足立	江戸川	葛飾	大島
	波浮	新島	三宅島	八丈島	中之郷
	八王子	町田	府中	調布	武蔵野
	青梅	立川	五日市	氷川	田無
	神奈川	磯子	川崎	川和	溝口
	戸塚	鎌倉	藤沢	寒川	海老名
	上溝	中野	与瀬	横須賀	浦賀
横浜(2) [25]	三崎	長井	小田原	宮ノ下	吉浜
	松田	山北	秦野	大磯	伊勢原
	厚木	荻野			
	川口	大宮	志木	鴻巣	上尾
	葛西	幸手	久喜	加須	大越
	越ヶ谷	岩槻	春日部	草加	吉川
	川越	所沢	入間川	坂戸	越生
	飯能	中野	熊谷	妻沼	行田
	羽生	深谷	寄居	松山	小川
	本庄	児玉	秩父	大滝	小鹿野
野上	吉田				
浦和(4) [33]					

備考 ゴジツク体は支局, —のあるのは供託事務を取扱う出張所。
 ()内の数字は管内支局数, []内の数字は管内出張所。

千葉(7)[44]

大和田 八幡 鶴舞 大網 東金
 片貝 佐倉 八街 大木 成田
 一宮 関 茂原 木下 成田
 大多喜 勝浦 御宿 庁南 長者
 市川 船橋 流山 野吉 松戸
 二川 更津 貫山 湊 中川
 秋元 久留里 山貫 勝山 尾
 千倉 南三原 川子 多古 八日市場
 旭 飯岡 銚子 佐原 小見川
 成東 沼 佐原 古崎 小見川
 東城 沼 佐原 古崎 小見川

水戸(5)[45]

石塚 那珂 堅倉 小川 鉾田
 菅谷 珂間 戸 瀬 高萩
 日立 磯原 津 太田 久慈
 大子 郷浦 小阿 石岡 大宮
 小瀬 土久 谷部 北条 龍崎
 美並 阿波 取手 鹿島 麻生
 江戸崎 阿津 澄 潮 矢野
 玉造 妻 下 眞 境 井 古河
 水海道 安 静 境 井 古河

宇都宮(5)[36]

上三川 大沢 古船 今喜 鹿沼
 東大蔵 氏家 船生 喜連川 沼田
 真岡 益子 茂木 祖母井 大原
 佐久山 黒羽 野頭 黒板 矢板
 関谷 山 馬 橋 木 山
 藤岡 部 屋 間 小 山

前橋(6)[28]

西富 方田 栗佐 野野 利沼 小新 俣合 福葛 居生
 足尾 川尾 大胡 伊勢崎 野上 村 境 田
 沼田 崎 大東 桃 野 水 上 大 田
 木崎 輪 館 小 泉 伊奈 桐 生
 花輪 大間 高崎 中 古 箕 輪
 室田 倉 安 場 野 田 岡 岡
 鬼石 吉 万 上 野 仁 田 岡
 長原 野 恋 水 津 浦 原 枝
 玉川 清 島 御殿 静 野 田 肥 島 山
 沼津 海 大 野 松 名 田 香 坂 崎
 熱 富 上 浜 福 袋 井 新 田 相 山 居
 下河津 井田 川 堀之内 池新 田 相 山 居
 吉田 部 訪 王 原 間 野 原 間 野 原

静岡(5)[48]

田 秋 慈 岡 崎 生 部 下 河 津 井 田 川 堀之内 池新 田 相 山 居
 高 久 大 柿 龍 崎 麻 生 部 下 河 津 井 田 川 堀之内 池新 田 相 山 居
 矢 野 部 下 河 津 井 田 川 堀之内 池新 田 相 山 居
 石 古 河 鹿 沼 田 原 板 船 生
 古 河 鹿 沼 田 原 板 船 生

甲府(2)[20]

下 部 訪 王 原 間 野 原 間 野 原
 右 左 口 原 合 野 原
 菅 原 合 野 原
 睦 合 野 原
 猿 橋 野 原

大阪(2)[27]

江戸堀	市岡	今宮	天王寺	野中
上町	吹田	茨木	高槻	池田
豊中	吹田	西能勢	枚方	守口
四條	八尾	手稲	堺	鳳
黒野	古尾	富田	長野	岸和田
佐野	尾崎	津田	池田	

京都(5)[29]

下京	上賀茂	嵯峨	向日	淀川
伏見	瑞穂	田辺	木津	中和
園部	瑞穂	上和知	亀岡	周山
宮島	宮津	岩滝	加悦	老舞
山崎	鶴舞	福知山	久美浜	鶴舞
岡田	東舞	綾部	細見	下夜久野
大江	物部		中上林	

神戸(9)[45]

兵庫	西宮	御影	芦屋	野石
伊丹	尼崎	谷山	三田	石治
三木	川崎	山手	原島	干干
春日	姫路	加古川	田原	賀賀
鹿谷	阿彌陀	北條	中相	脇脇
社野	小宮	太三	相生	穂積
龍上	新佐	香竹	山崎	積石
豊上	城大	竹田	日村	湯湯
八洲	郡家	仮家	市村	

長野(9)[51]

神水	郷内	中郷	柏原	柵代	栄坂
小布施	子城	飯山	津山	野里	須坂
丸城	城込	久保	岩村	諸牧	上田
坂中	込込	屋代	北牧	南牧	中塩
本城	城込	白田	和野	芳川	本牧
豊科	科田	梓	木谷	詠書	本尻
池田	川地	北湖	富士	諏訪	町谷
宮地	地輪	とみ富	富辰	飯田	野那
会輪	輪	高遠	辰野	遠島	赤穂

新潟(9)[55]

内野	巻川	白根	新津	津村	松村
かめ田	津川	三條	長沢	加茂	茂塚
よし田	地蔵堂	新発田	水原	葛塚	はた幡
なか条	村上	猿沢	荒川	寺八	泊出
なが岡	貝沢	関見	与板	寺小	小崎
とち尾	竹沢	せん千	小千谷	かむ柏	かむ崎
す須	十日町	たか高	下船渡	むい六	むい崎
たか高	千谷	柳田	出雲崎	どり鳥	坂坂
湯沢	佐佐	高崎	新井	せき関	やま山
え江	湯津	か柿	吉川	いとい魚	がわ川
たか高	し士	か柿	松之山	そとかい府	あわ川
ね根	ち知	か柿	相川		あわ川
りょう両	つ津	ま真	松ヶ崎		あわ川

奈良(3)[25]

大津(3)[28]

和歌山(4)[36]

名古屋(5)[46]

柳生 丹波市 八木 室生 下市 お大塔	郡井 桜取 高小 お上 お北山	山井 と取 お川 お市 お北山	龍田 たもと た原 ご所 し郷 と川 お上	田本 ご郷 つ川 お上	富葛 かつう うご う野 お地	雄城 らだ ご陀 ご条 お地	針別 はしお お箸 は原 は黒 て天
堅今 つ土 た多 は八 し春 お塩	田津 お山 お賀 お幡 お照 お津	瀬高 お石 お愛 お武 お米	草朽 くつし 信能 お日 お速	津木 つきら 楽川 の野 お水	守水 もりみ お彦 お八 お桜 お下	山口 やぐら お根 お日 お市 お川 お野	中甲 なかこう お河 お永 お長 お木
南海 お湯 お野 お高 お朝 お南 お船 お那	西鳥 にしや お東屋 お城 お下 お野 お津 お見 お路 お生 お川	山口 やぐら お幡 お寺 お粉 お江 お御 お新 お下	加岩 かいわ お九 お田 お川 お印 お三 お本	茂出 もいで お度 お田 お添 お南 お津 お宮	箕安 みあ お橋 お栗 お申 お由 お古 お九	島川 しまが お本 お栖 お本 お良 お座 お重	戸寺 とじ お袋 お崎 お崎
古沢 ふるが お井 お富 お弥 お犬 お常	有松 ありま お小 お一 お葉	松牧 まつま お宮 お栗	広富 ひろと お稲 お半	志津 ししづ お江 お祖 お内 お緒	瀬目 せめ お布 お師 お岡	賀島 がしま お江 お海 お川	須賀 すか お横 お賀

法務局・地方法務局

支局と出張所

津(5)[39]

岐阜(5)[42]

豊南 とよなん お碧 お大 お福 お新 お富	富南 とみなん お沼 お江 お城 お岡	福西 ふくにし お拳 お高 お田	岡尾 おかお お母 お師 お口	安豆 あんず お一 お藤 お御 お海	城一色 じょういしき お岡 お油 お老	知横 ちよこ お豆 お豊 お本	立須 たちす お賀 お橋 お川 お郷	刈足 かりあ お足 お田 お蒲 お河	谷助 やすけ お原 お郡 お野
村久 むらひ お久 お川 お上 お四 お日 お桑 お鶴 お波 お尾	主居 むしむ お居 お俣 お野 お市 お名 お倉 お切 お志	鈴川 すずが お川 お粥 お山 お富 お洲 お原	鹿口 かぐち お見 お田 お原 お山 お治 お山 お田	一身 いしん お多 お相 お西 お蔬 お丸 お鳥 お南 お引	山原 やまはら お宮 お張 お弁 お城 お部 お郷 お島	亀中 かめな お斎 お名 お員 お内 お磯 お五 お長	関松 せきまつ お萩 お阿 お下 お喜 お原 お方 お殿	尾山 お尾 お山 お鳥 お斐 お良 お田 お岐	根金 ねかね お白 お揖 お多 お太 お浪 お岐
那高 なたか お洞 お和 お久 お垂 お川 お中 お高 お神	加富 かみと お戸 お良 お瀬 お井 お邊 お津 お山 お岡	笠谷 かさた お谷 お関 お大 お高 お御 お西 お大 お庄 お上	松合 まつあ お合 お垣 お須 お嵩 お白 お井 お川 お宝	竹美 たけみ お八 お神 お今 お広 お多 お治 お明 お萩	北神 きたか お神 お嵩 お大 お高 お八 お百 お駄 お岩 お下	方淵 かたふ お淵 お田 お野 お大 お高 お津 お知 お村 お呂	尾山 お尾 お山 お鳥 お斐 お良 お田 お岐	根金 ねかね お白 お揖 お多 お太 お浪 お岐	尾山 お尾 お山 お鳥 お斐 お良 お田 お岐

福井(4)[34]

江の野 賀 高
 春河 粟 敦
 国生 江馬 三
 三武 鯖 下 知
 酒 庄 山 生
 越 鶉 今 勝 瓜
 岡 津 田 野 浜
 松 金 織 大 小

金沢(3)[34]

任 越 中 島
 松 鳥 山 中
 野 市 峰 寺
 野 白 大 聖 鶴 濱 地 津
 宇 氣 来 野 部 雄 前 田
 宇 鶴 金 能 志 門 柳
 幡 川 上 尾 咋 島 野
 津 美 山 七 羽 輪 町 西
 本 石 松 橋 乃 来 川 波
 森 金 小 動 中 富 鶴 松

富山(3)[25]

里 善 杉 波 田
 古 入 小 礪 中
 尾 見 岡 岡 野
 八 舟 高 福 福
 保 井 市 川 端 光
 久 桜 上 速 城 福
 滝 津 川 見 動
 上 魚 滑 氷 平 岩
 瀨 山 泊 新 井 戸
 東 雄 泊 新 井 戸

広島(6)[57]

重 内 條 島 洗
 八 戸 西 貞 美 手
 重 計 田 榮 島 海
 可 加 津 豊 刈 島 忠
 園 谷 島 田 橋 浦
 祇 都 玖 田 豊 倉 安
 野 野 波 市 原
 熊 中 玖 白 広 竹
 海 田 朝 大 二十 日 市
 志 和 堀 戸 音 中 瀨

山口(5)[41]

泉 田 條 蓋 坂 内
 和 瀬 中 高 三 良 宮
 原 国 市 次 原
 三 小 鞆 新 三 井
 道 山 年 中 下 原 城
 尾 甲 千 府 上 来 西
 郷 村 山 家 永 田 城
 本 市 福 福 吉 東
 江 島 永 辺 木 野 原
 木 因 松 神 油 布 庄

地 佐 生 木 海 瀬 関 市 野 田
 島 徳 平 明 菱 広 下 西 小
 坂 雲 野 川 代 部 狭
 八 生 鹿 萩 深 本 屋 滝 厚
 府 佐 方 田 佐 森 庄 井 部
 防 伊 須 安 須 高 安 下 黒 吉
 須 府 川 関 古 津 木 崎 木
 阿 別 福 上 奈 通 白 櫓 船
 郡 田 山 山 俣 国 井 府 部 田
 小 大 徳 光 高 岩 柳 長 宇 吉

岡山(6)[51]

堀 寺 社 備 和 羽 市 津
 西 大 寺 総 真 共 成 上 奥
 部 窓 守 敷 原 井 部 田
 軽 牛 足 倉 西 江 津 井 部 久
 戸 久 野 方 掛 野 見 野
 瀬 邑 玉 鴨 矢 豊 新 芳
 川 前 浦 島 外 漢 屋 山
 金 備 甲 玉 神 島 有 吹 津
 城 庄 島 備 岡 梁 莊 神
 円 本 児 吉 笠 高 手 矢

津	高	瀬	川	柳	丸	田	井	吉
淵	木	黒	女	八	主	大	池	三
司	谷	西	倉	小	田	星	田	水
畑	幡	八	屋	芦	野	折	根	會
屋	津	豊	橋	行	尾	若	崎	黒
春	川	田	水	垂	松	下	田	椎
香	香	香	香	香	井	城	田	金
務	務	務	務	務	田	添	田	金
所	所	所	所	所	所	所	所	所

崎	山	比	仁	神	日	春	早
湯	久	多	多	古	津	牛	津
雄	川	三	武	武	代	田	池
北	江	錦	江	江	坂	間	栖
里	野	嬉	野	野	良	多	日
津	川	大	川	川	田	有	島
子	の	入	の	の	崎	は	津
子	野	入	野	野	浦	相	知

重	戸	瀬	岳	亀	津	時	蚊
棚	杵	那	村	大	結	田	焼
野	代	彼	原	島	江	湯	上
岐	保	神	家	有	津	口	早
浦	賀	佐	々	佐	浦	津	浜
島	月	世	吉	津	差	津	高
本	生	賀	迎	江	佐	江	戸
松	水	賀	江	富	江	原	福
位	宿	岐	江	豆	原	原	河
	知	鶏	酸		奈	塚	川
					須	宮	見

佐賀(3) [32]

長崎(7) [40]

野	戸	勝	田	林
川	削	後	文	西
世	甘	落	合	久
谷	岡	鹿	野	青
瀬	桜	安	部	用
崎	城	下	郷	赤
良	津	関	金	由
屋	境	淀	江	御
と	溝	黒	坂	矢
戸	口			

来	鹿	秋	庄	本
田	東	大	次	木
社	市	今	原	頓
大	久	岐	田	江
田	福	有	津	江
東	茂	都	田	津
田	原	日	野	津
森	本	川	和	五
羽	山	市	日	日
郷	夫	知	貫	都
士			方	

川	箱	箱	箱	箱
原	周	周	周	周
塚	志	志	志	志
宮	植	植	植	植
寺	松	松	松	松

鳥取(2) [29]

松江(6) [44]

福岡(11) [47]

大分(7)[39]

鶴崎別府	種由院	田院	畑坂	田市	中戸次	銅出	犬日
瀬戸野	鶴佐	川伯	川中	野湯	杵野	見市	津小
竹田	玉来	久住	中宇	津佐	江重	口郷	牧下
田中	久長	洲野	宇伊	佐美	三重	郷内	下院
四日市	長白	野野	伊森	美	東耶馬溪	内川	中町
玉津山	大野	上			安心院	田	
					安心院	田	
					安心院	田	

熊本(8)[45]

出水	水橋	山小	川三	尻角	大宇	津土	志瀬
出松	倉船	長木	荒浜	尾町	宇南	関滝	瀬田
伊御	志田	砥	馬見	原地	山内	鹿牧	庄取
堅志	郷森	小	宮津	留敷	八水	代俣	原町
六高	柿	一	佐多	良木	湯牛	前深	吉田
天草	田						津

鹿児島(4)[41]

谷山	伊作	伊集院	西之表	中種子
上屋	下屋	加治木	浦生	横川
栗野	国分	敷根	大枕	財部
すえ	末吉	知覧	枕崎	加世
川	辺	揖宿	喜入	川内

宮崎(4)[37]

入久	宮之	城	上	下市	出	水
阿久	三笠	笠	長	市来	鹿屋	屋
垂佐	串	良	高	内浦	大根	占
	引	引	岩	志布志	大崎	崎

仙台(5)[38]

原増	町	長	塩	籠	廣	瀬	岩
村	田	吉	松	島	互	理	大
丸	森	川	白	石	角	宿	河
宮	崎	古	松	山	小	新	野

福島(5)[45]

飯	坂	折	野	飯	桑	飯

葉 沼貫 田と都 倉え江
 常 長竹 高山 四浪
 春 吹 津川 岡
 三 矢 塙 柳 塩 平 富
 良 子 倉 沢 代 日 野
 福 釜 棚 野 猪 苗 朝 遠 野
 山 河 川 下 方 宮 田
 郡 白 石 坂 喜 多 大 植
 館 新 町 賀 川 松 口 島 浜 葉
 大 小 野 須 賀 若 川 田 小 標

童 鳥 宿 川 昌 国 向 嶺
 天 白 宮 真 高 小 手 松
 辺 花 沢 味 山 目 砥 川 田
 山 尾 海 金 野 糖 荒 狩 酒
 柏 倉 門 伝 東 根 沢 川 松 井 島 海 目
 山 岡 地 合 海 沢 内 添 浦 佐
 上 楯 谷 本 米 宮 山 豊 遊
 王 羽 江 庄 町 湯 岡 山 寺
 歳 出 寒 新 向 赤 鶴 大 観

詰 尻 寺 市 槌 田 川 原 堂
 日 黒 沢 浄 方 種 大 高 小 大 岩
 館 谷 戸 野 遠 野 米 泉 厩 沢
 平 石 二 野 遠 野 世 田 泉 厩 沢
 石 鳥 戸 野 遠 野 世 田 泉 厩 沢
 民 卷 花 土 荒 軽 米 守 田 津 沢
 内 卷 根 戸 野 石 古 関 坂 里
 宮 内 葛 藤 一 大 釜 宮 一 長 米

山形(5)[38]

盛岡(6)[40]

秋田(6)[42]

青森(4)[35]

札幌(5)[32]

浦 目 谷 沢 田 輪 森 田 郷
 北 沢 岩 滝 扇 花 大 増 六
 船 代 庄 瀉 巢 合 沼 館 内
 船 能 本 象 鷹 落 沼 西 馬 音 内
 越 田 川 沢 館 大 米 内 舞 堀 館 沢
 船 和 鶴 平 大 大 浅 横 堀 館 沢
 五 城 目 屋 岳 田 下 川 大 内 阿 仁 合 手 横 稲 葉 間 川 首 田 戸 原 前 岡 浦 三 戸 来 庭 見 沢 形 達 河 別 別 南 尻 別
 崎 田 井 島 郷 瀬 阿 仁 合 手 横 稲 葉 間 川 首 田 戸 原 前 岡 浦 三 戸 来 庭 見 沢 形 達 河 別 別 南 尻 別
 土 飯 二 矢 下 山 毛 湯 大 刈 油 野 川 内 板 藤 鱒 八 五 江 浜 砂 室 鶴 静 古 留
 崎 田 井 島 郷 瀬 阿 仁 合 手 横 稲 葉 間 川 首 田 戸 原 前 岡 浦 三 戸 来 庭 見 沢 形 達 河 別 別 南 尻 別
 崎 田 井 島 郷 瀬 阿 仁 合 手 横 稲 葉 間 川 首 田 戸 原 前 岡 浦 三 戸 来 庭 見 沢 形 達 河 別 別 南 尻 別
 崎 田 井 島 郷 瀬 阿 仁 合 手 横 稲 葉 間 川 首 田 戸 原 前 岡 浦 三 戸 来 庭 見 沢 形 達 河 別 別 南 尻 別

(四) 昭和26年度供託金年計表

	前年度より越高		受		高		払		出		現	
	金	額	件	数	金	額	件	数	金	額	金	額
東横浦千水宇前静申長新	509,406,503.927		52,056		859,135,396.160		45,509		549,141,381.930		819,400,518.197	
京浜和葉戸宮橋岡府野湯	73,525,667.940		10,231		210,350,876.610		8,492		152,533,476.830		131,340,067.720	
都	17,460,707.649		2,884		23,127,694.560		3,266		19,347,740.965		21,240,661.244	
	25,354,136.524		3,453		22,906,143.700		3,146		19,819,673.700		28,440,606.524	
	16,658,165.245		1,701		20,442,920.320		2,244		15,184,929.850		21,916,155.715	
	14,472,491.555		2,118		17,180,057.000		2,970		13,629,266.040		18,023,282.515	
	19,823,457.455		2,247		31,226,410.970		1,817		27,441,486.330		23,608,382.095	
	30,716,882.200		4,477		49,347,024.240		3,866		34,601,375.260		45,462,531.180	
	9,564,705.621		9,929		10,693,737.070		8,842		8,785,003.160		11,473,439.531	
	21,325,306.030		2,212		18,497,810.000		2,793		19,501,098.600		20,322,017.430	
	28,492,326.993		3,150		81,173,420.750		3,130		25,801,140.825		33,864,606.918	
大京神奈大和	193,912,019.062		22,801		260,616,404.040		18,061		183,002,759.491		271,525,663.611	
名 岐福金富	46,821,439.130		8,397		62,903,011.550		7,494		44,746,982.250		64,977,468.430	
	112,954,848.370		8,564		155,204,434.960		8,816		124,982,260.140		143,177,023.190	
	11,182,561.544		1,511		10,212,917.410		1,726		8,468,591.960		12,926,886.994	
	7,351,825.470		786		6,095,592.060		1,002		6,966,839.870		6,480,577.660	
	17,776,204.565		2,368		21,366,322.570		2,160		15,950,598.510		23,191,928.625	
屋 阜井沢山	88,779,739.465		11,964		91,300,728.910		10,324		70,214,474.740		109,865,993.635	
古津	11,411,788.987		1,276		14,856,123.580		1,908		12,956,931.550		13,310,981.017	
	17,923,905.300		2,499		18,273,284.625		2,989		15,183,690.200		21,013,499.720	
	18,516,319.801		1,483		24,207,535.730		1,262		19,659,563.820		23,064,291.711	
	19,060,902.010		2,936		27,403,911.810		1,745		19,469,393.790		26,995,420.030	
	9,389,508.795		1,840		15,918,524.240		2,302		11,899,512.685		13,408,470.350	

広山岡鳥松	23,411,231.156		4,000		39,398,760.580		2,641		25,305,122.610		37,504,869.126	
岡島松	25,583,056.617		2,032		42,657,142.140		2,309		29,492,616.125		38,747,582.632	
福佐長大熊鹿宮	17,528,490.800		1,878		17,043,406.020		1,819		15,006,283.220		19,565,913.600	
	6,107,982.825		1,972		6,239,675.070		1,030		6,085,117.780		6,262,540.115	
	8,747,714.105		1,515		8,906,819.320		1,003		8,324,508.800		9,330,027.625	
岡賀崎分本島崎	91,122,855.396		8,499		297,678,500.180		7,863		141,545,142.080		247,256,213.496	
	10,073,887.845		1,331		24,337,402.000		2,277		11,728,121.290		22,683,168.555	
	23,195,705.980		2,756		53,309,483.870		2,202		40,529,037.480		35,976,132.370	
	15,512,757.719		2,530		21,709,146.970		2,145		15,843,972.240		21,377,932.449	
	24,214,415.600		5,178		32,246,232.830		3,351		26,986,125.510		29,474,522.920	
	14,004,885.570		2,054		13,983,217.040		1,608		9,986,466.650		18,001,635.960	
	11,016,659.740		1,637		9,849,546.270		1,300		9,296,811.050		11,569,394.960	
台島形岡田森	23,224,965.530		1,867		27,042,404.590		1,885		22,623,916.820		27,643,453.300	
	17,404,369.300		3,007		35,623,907.240		1,705		22,649,415.630		30,378,860.910	
	9,648,063.585		1,026		14,468,889.790		1,201		11,677,524.525		12,439,428.850	
	15,084,510.720		1,094		16,032,053.200		1,508		14,161,366.830		16,955,197.090	
	13,540,591.674		3,308		20,730,554.630		1,905		18,027,622.180		16,243,524.124	
	16,448,006.953		1,687		28,347,018.520		1,486		22,390,981.400		22,404,044.073	
幌館川路	45,317,201.510		4,575		57,615,773.560		3,698		43,009,441.940		59,923,533.130	
	11,862,771.090		1,761		14,846,710.910		1,644		15,174,226.540		11,535,255.460	
	12,383,830.020		2,474		26,344,737.770		1,924		20,775,659.520		17,952,908.270	
	16,699,873.200		1,695		21,728,673.850		1,478		19,266,118.860		19,162,428.190	
高徳高松	12,438,175.861		1,897		16,457,491.580		1,287		14,789,952.540		14,105,714.901	
	11,002,614.194		2,041		13,749,584.180		1,737		13,834,331.700		10,917,866.674	
	13,523,393.500		2,228		20,118,503.790		2,228		19,507,353.340		14,134,543.950	
	18,543,135.741		3,466		31,854,391.486		2,351		23,230,776.816		27,166,750.411	
合	1,829,519,559.909		217,891		2,914,760,310.246		193,449		2,040,536,252.972		2,703,743,617.183	

(四) 昭和26年度 供託有価証券年計表

	前年度より越高		受		高		払		高		現 在	
	券 面 額	件 数	券 面 額	件 数	券 面 額	件 数	券 面 額	件 数	券 面 額	件 数	券 面 額	件 数
東横浦千水宇前静甲長新	212,373,678.750	205	148,518,422.668	2,002	151,083,516.000	2,002	209,808,585.418		13,816,550.000		24,026,520.000	
都	27,233,570.000	49	8,536,000.000	44	8,244,650.000	35	16,579,975.000		8,768,000.000		18,186,095.000	
京浜和葉戸宮橋岡府野潟	29,896,145.000	136	2,005,000.000	25	3,931,000.000	527	12,455,567.500		20,478,050.000		12,455,567.500	
	14,381,567.500	37	1,504,000.000	37	1,504,000.000	961	13,231,202.500		3,931,000.000		13,231,202.500	
	21,756,902.500	38	2,767,000.000	38	2,767,000.000	116	8,194,380.000		10,029,700.000		8,194,380.000	
	7,679,480.000	57	8,646,000.000	57	8,646,000.000	306	15,308,687.500		2,252,100.000		15,308,687.500	
	12,986,687.500	34	3,938,000.000	34	3,938,000.000	65	4,291,460.000		6,324,000.000		4,291,460.000	
	3,915,660.000	28	2,608,820.000	28	2,608,820.000	482	12,356,767.000		3,562,200.000		12,356,767.000	
	13,108,497.000	42	11,250,500.000	42	11,250,500.000	247	19,123,002.500		3,360,550.000		19,123,002.500	
	15,695,382.500								7,822,880.000			
大京神奈大和	77,629,150.000	101	30,612,600.000	766	34,748,495.000	766	73,493,255.000		30,612,600.000		73,493,255.000	
名 岐 福 金 富	15,760,037.000	43	5,950,800.000	88	5,763,400.000	88	15,947,437.600		5,950,800.000		15,947,437.600	
	46,517,765.000	29	8,907,000.000	981	15,137,670.000	981	40,287,095.000		8,907,000.000		40,287,095.000	
	4,819,730.000	6	513,000.000	179	1,687,850.000	179	3,644,880.000		513,000.000		3,644,880.000	
	9,308,800.000	21	2,650,500.000	142	3,427,780.000	142	8,531,520.000		2,650,500.000		8,531,520.000	
	6,834,562.500	27	2,331,000.000	165	3,554,700.000	165	5,611,062.500		2,331,000.000		5,611,062.500	
屋 卓 井 沢 山	24,111,667.500	30	14,145,000.000	99	19,177,582.500	99	19,079,085.000		14,145,000.000		19,079,085.000	
古 津	7,402,010.000	34	19,680,000.000	257	2,622,765.000	257	24,459,245.000		19,680,000.000		24,459,245.000	
	25,059,785.500	18	8,101,250.000	283	25,789,200.000	283	7,371,835.500		8,101,250.000		7,371,835.500	
	23,069,280.000	45	23,486,500.000	128	16,551,830.000	128	30,003,950.000		23,486,500.000		30,003,950.000	
	6,092,090.000	33	9,331,500.000	75	3,355,500.000	75	12,068,090.000		9,331,500.000		12,068,090.000	
	3,465,555.000	22	2,201,500.000	85	2,242,700.000	85	3,419,355.000		2,201,500.000		3,419,355.000	

島口山取江	18,286,423.500	129	57,782,500.000	252	44,033,900.000	252	32,035,023.500		18,286,423.500		41,617,285.000	
岡 賀 崎 分 本 島 崎	13,599,045.000	15	46,381,000.000	518	18,362,760.000	518	14,730,955.000		13,599,045.000		14,730,955.000	
合 島 形 岡 田 森	13,892,605.000	75	17,880,050.000	300	17,041,700.000	300	3,558,845.000		13,892,605.000		3,558,845.000	
嶋 兒	3,775,845.000	9	1,010,000.000	64	1,227,000.000	64	2,775,365.000		3,775,845.000		2,775,365.000	
	2,814,265.000	5	530,000.000	27	568,900.000	27			530,000.000			
仙 福 山 盛 秋 晋	36,581,632.500	59	11,199,500.000	1,146	10,239,100.000	1,146	37,542,032.500		11,199,500.000		37,542,032.500	
札 函 旭 釧	8,230,690.000	22	2,985,000.000	155	2,540,090.000	155	8,675,600.000		8,230,690.000		8,675,600.000	
高 德 高 松	6,640,820.000	6	7,200,000.000	209	1,707,275.000	209	12,133,545.000		6,640,820.000		12,133,545.000	
	5,114,030.000	8	500,000.000	252	1,688,700.000	252	3,925,330.000		5,114,030.000		3,925,330.000	
	9,433,232.500	795	2,920,000.000	341	2,492,500.000	341	9,860,732.500		9,433,232.500		9,860,732.500	
	5,357,868.500	9	830,000.000	193	846,000.000	193	5,341,868.500		5,357,868.500		5,341,868.500	
	2,527,320.000	6	2,210,000.000	85	756,700.000	85	3,980,620.000		2,527,320.000		3,980,620.000	
合 計	7,532,417.500	5	450,000.000	106	1,306,000.000	106	6,676,417.500		7,532,417.500		6,676,417.500	
	2,995,350.000	19	2,466,000.000	57	1,429,000.000	57	4,032,350.000		2,995,350.000		4,032,350.000	
	4,270,687.500	9	868,000.000	63	1,719,250.000	63	3,419,437.500		4,270,687.500		3,419,437.500	
	5,301,450.000	14	1,034,000.000	170	1,862,000.000	170	4,473,450.000		5,301,450.000		4,473,450.000	
	11,985,430.000	33	10,305,000.000	158	14,017,350.000	158	8,273,080.000		11,985,430.000		8,273,080.000	
	14,424,380.000	62	25,526,000.000	129	5,162,000.000	129	34,788,380.000		14,424,380.000		34,788,380.000	
合 計	28,653,913.000	17	1,596,500.000	120	7,409,853.000	120	22,840,560.000		28,653,913.000		22,840,560.000	
	4,433,484.000	1	120,000.000	174	1,878,446.500	174	2,675,037.500		4,433,484.000		2,675,037.500	
	9,618,574.000	11	374,000.000	195	3,728,019.000	195	6,264,555.000		9,618,574.000		6,264,555.000	
	15,961,457.500	11	1,939,000.000	226	5,395,885.000	226	12,504,572.500		15,961,457.500		12,504,572.500	
合 計	18,783,225.000	36	16,360,000.000	117	21,920,985.000	117	13,222,240.000		18,783,225.000		13,222,240.000	
	4,251,342.500	456	1,237,000.000	167	1,639,000.000	167	3,849,342.500		4,251,342.500		3,849,342.500	
	5,024,232.000	26	1,229,000.000	47	2,558,169.500	47	3,695,062.500		5,024,232.000		3,695,062.500	
	15,198,741.000	52	11,782,000.000	307	15,000,400.000	307	11,980,341.000		15,198,741.000		11,980,341.000	
合 計	900,075,089.850	2,694	563,776,442.668	14,443	551,500,451.500	14,443	912,351,081.018		900,075,089.850		912,351,081.018	

(五) 公証人数及び公証人事務 (自昭和26. 1. 1 至26. 12. 31)

	公 証 人 事 務				公証 人数
	法律行為件数	確定日付件数	そ の 他	総 計	
東 京	84,196	163,462	171,417	419,075	28
横 濱	29,380	16,893	70,018	116,291	8
浦 和	10,567	6,608	11,078	28,253	3
千 葉	1,509	1,801	3,027	6,337	1
水 戸	913	1,258	1,464	3,635	1
宇 都 宮	1,752	2,334	2,989	7,075	1
前 橋	4,965	12,528	8,173	25,666	3
静 岡	11,471	6,643	11,218	29,332	4
甲 府	1,047	374	1,871	3,292	1
長 野	10,234	3,941	14,466	28,641	4
新 潟	4,253	3,656	2,480	10,389	1
大 阪	41,495	182,772	100,749	325,016	14
京 都	7,153	35,675	14,852	57,680	4
神 奈 川	33,585	46,571	52,313	132,469	8
大 和	3,347	1,714	4,521	95,820	1
和 歌 山	3,990	979	2,789	7,758	2
名 古 屋	6,369	1,866	8,096	16,331	3
岐 阜	18,204	83,071	27,651	128,926	9
福 金 富	14,155	8,071	8,972	31,198	4
山 口	6,048	7,179	3,224	16,451	2
島 根	2,360	4,383	5,573	12,316	1
徳 島	5,514	3,337	5,808	14,659	2
高 松	7,929	4,227	9,924	22,080	3
廣 島	10,938	20,828	13,695	45,461	5
山 口	9,472	7,050	8,634	25,156	3
鳥 取	9,791	5,249	6,039	21,079	2
松 山	3,207	1,700	7,253	12,160	2
福 山	1,744	1,257	2,996	5,997	2
福 岡	28,632	57,550	35,748	121,930	9
佐 賀	4,330	5,943	4,529	14,802	2
長 崎	10,663	11,501	8,800	30,964	4
大 分	8,015	5,771	9,211	22,997	3
熊 本	15,782	5,149	18,551	39,482	3
鹿 児 島	4,535	5,938	7,058	17,531	2
宮 崎	3,195	2,578	3,687	9,463	1
仙 臺	3,174	3,959	6,514	13,647	2
福 山	4,584	5,064	9,372	19,020	3
山 形	937	1,359	2,099	4,395	3
盛 岡	427	-	900	1,327	-
秋 田	2,343	552	2,961	5,856	1
青 森	2,715	77	5,735	8,527	2
札 幌	13,724	9,930	19,770	43,424	6
函 館	1,288	2,568	2,111	5,967	2
旭 川	5,498	922	7,062	13,482	1
釧 路	5,444	242	7,497	13,183	1
高 松	3,583	3,476	4,896	11,955	2
徳 島	4,466	5,216	6,039	15,721	2
高 松	4,837	4,347	4,068	13,252	2
高 松	4,156	1,323	5,704	11,183	2
合 計	477,919	768,892	753,602	2,000,413	175

手数料調

庁 記	号		乙 号		
	税	その他の登記 件 数	登 録 税	件 数	手 数 料
東 京	円		円		円
横 濱	1,238	7,756	35,825,800	1,432,780	27,907,640
浦 和	1,000	2,665	-	140,715	2,732,060
千 葉	5,027	3,565	-	55,441	1,083,480
水 戸	935	2,834	-	54,227	1,048,680
宇 都 宮	694	3,055	-	44,533	864,460
前 橋	189	2,538	-	36,939	708,320
静 岡	206	2,862	-	43,637	863,120
甲 府	250	3,879	5,400	99,031	1,931,280
長 野	047	1,672	-	18,582	382,060
新 潟	770	4,842	5,400	72,943	1,434,060
	966	4,455	5,100	60,872	1,195,200
	8,322	40,123	35,841,700	2,059,700	40,150,360
大 阪	9,792	4,845	11,100	696,498	12,717,698
京 都	993	3,140	2,100	120,690	2,311,340
神 奈 川	6,182	4,628	-	224,449	4,277,900
大 和	847	1,292	-	27,104	530,620
和 歌 山	7,847	2,029	-	33,458	646,980
	7,475	1,840	-	49,179	953,860
	8,743	17,774	13,200	1,151,378	21,438,398
名 古 屋	161	5,663	17,300	200,058	3,854,840
津 地 方	105	3,632	-	47,480	934,040
岐 阜	721	3,559	-	54,781	1,072,580
福 金 富	8,947	2,886	-	36,838	717,640
	6,631	2,436	11,400	51,581	903,340
	6,317	2,259	-	46,653	927,240
	2,882	20,435	28,700	437,391	8,409,680
廣 島	5,242	4,113	9,600	96,774	1,828,000
山 口	7,803	2,184	-	88,306	1,750,920
鳥 取	9,495	3,589	5,400	62,172	1,188,040
	9,137	1,438	-	18,040	402,520

(六) 昭和26年分 全国法務局、地方法務局管内別登記の総数、登録税及び手数料調

序 号	種 別 名	総 数			甲 号										乙 号	
		件 数	箇 数	登 録 税 手 数 料	不 動 産 及 び 船 舶 登 記			農 業 用 動 産 抵 当 登 記			商 業 登 記		そ の 他 の 登 記		件 数	手 数 料
					件 数	箇 数	登 録 税	件 数	箇 数	登 録 税	件 数	登 録 税	件 数	登 録 税		
				円			円			円			円			円
1	東京法務局管内	1,900,244	558,022	1,593,102,127	360,482	557,995	918,433,804	27	27	13,645	99,199	610,921,238	7,756	35,825,800	1,432,780	27,907,640
2	横浜地方法務局	265,912	275,463	252,329,336	108,730	275,457	214,083,326	6	6	13,950	13,796	35,500,000	2,665	—	140,715	2,732,060
3	浦和	160,863	440,608	78,882,066	94,467	440,608	65,742,559	—	—	—	7,390	12,056,027	3,565	—	55,441	1,083,480
4	千葉	151,373	468,952	68,952,253	88,656	468,944	58,133,598	8	8	6,040	5,648	9,763,935	2,834	—	54,227	1,048,680
5	戸宮	140,460	456,868	55,902,862	89,547	456,868	47,841,698	—	—	—	3,325	7,196,694	3,055	—	44,533	864,460
6	宇都宮	111,590	242,775	55,763,590	67,716	242,722	45,627,236	53	53	6,345	4,344	9,421,189	2,538	—	36,939	708,320
7	前橋	116,160	292,823	64,251,788	62,972	292,823	52,357,462	—	—	—	6,689	11,031,206	2,862	—	43,637	863,120
8	静岡	284,619	516,438	164,116,534	167,310	516,417	138,394,364	21	21	3,240	14,378	23,782,250	3,879	5,400	99,031	1,931,280
9	甲府	49,768	143,225	25,527,052	27,059	143,225	20,601,945	—	—	—	2,455	4,543,047	1,672	—	18,582	382,060
10	長野	185,470	347,643	74,194,584	97,813	345,833	61,062,262	1,508	1,810	40,092	8,364	11,652,770	4,842	5,400	72,943	1,434,060
11	新潟	203,658	607,242	103,543,403	130,334	606,921	88,678,231	318	321	34,906	7,679	13,629,966	4,455	5,100	60,872	1,195,200
12	計	3,570,117	4,350,059	2,536,565,585	1,295,086	4,347,813	1,710,956,985	1,941	2,246	118,218	173,267	749,498,322	40,123	35,841,700	2,059,700	40,150,360
13	大阪法務局管内	949,762	448,987	1,331,328,976	193,354	448,980	592,194,986	6	7	5,400	55,059	726,399,792	4,845	11,100	696,498	12,717,698
14	京都地方法務局	233,164	276,051	157,771,726	94,961	275,976	126,449,080	73	75	9,213	14,300	28,999,993	3,140	2,100	120,690	2,311,340
15	神戸	432,931	428,897	395,107,556	182,009	428,696	308,668,637	191	201	24,837	21,654	82,136,182	4,628	—	224,449	4,277,900
16	奈良	67,132	101,427	33,668,060	35,711	101,421	29,293,821	6	6	165	3,109	3,843,454	1,292	—	27,104	530,620
17	大津	97,396	134,247	31,561,635	58,563	134,247	26,552,808	—	—	—	3,346	4,361,847	2,029	—	33,458	646,980
18	和歌山	110,000	154,063	56,505,297	54,636	154,002	49,111,278	55	61	12,684	4,290	6,427,475	1,840	—	49,179	953,860
19	計	1,890,385	1,543,672	2,005,943,250	619,234	1,543,322	1,132,270,610	331	350	52,299	101,668	852,168,743	17,774	13,200	1,151,378	21,438,398
20	名古屋法務局管内	488,599	624,686	314,310,350	254,292	624,683	240,497,789	3	3	260	28,583	69,940,161	5,663	17,300	200,058	3,854,840
21	津地方法務局	138,368	212,488	71,664,460	81,527	212,468	60,263,789	17	20	29,526	5,712	10,437,105	3,632	—	47,480	934,040
22	岐阜	172,777	311,266	84,001,400	106,235	311,238	71,444,202	24	28	897	8,178	11,483,721	3,559	—	54,781	1,072,580
23	福井	88,543	203,265	40,500,467	44,956	203,229	32,934,010	29	36	19,870	3,834	6,828,947	2,886	—	36,838	717,640
24	金沢	117,858	298,443	59,405,881	58,801	298,352	49,293,360	54	91	21,150	4,986	9,176,631	2,436	11,400	51,581	903,340
25	富山	98,476	213,219	63,531,863	44,566	213,026	52,747,342	134	193	20,964	4,864	9,836,317	2,259	—	46,653	927,240
26	計	1,104,621	1,863,367	633,414,421	590,377	1,862,996	507,180,492	261	371	92,667	56,157	117,702,882	20,435	28,700	437,391	8,409,680
27	広島法務局管内	231,072	381,902	140,122,174	120,061	381,750	120,689,317	128	152	20,015	9,996	17,575,242	4,113	9,600	96,774	1,828,000
28	山口地方法務局	200,702	258,588	114,504,412	103,220	258,474	92,329,320	13	114	16,369	6,899	20,437,803	2,184	—	88,306	1,750,920
29	岡山	177,631	313,108	72,846,388	105,641	313,600	58,240,063	289	308	13,390	5,940	13,399,495	3,589	5,400	62,172	1,188,040
30	鳥取	53,063	106,095	23,538,100	31,445	106,095	19,737,433	—	—	—	2,140	3,399,137	1,438	—	18,040	402,530
31	松江	99,953	184,603	31,141,689	64,332	184,569	26,723,355	34	34	2,448	2,745	3,816,846	2,541	5,100	30,301	593,940
32	計	762,421	1,245,096	382,182,763	424,699	1,244,483	317,718,488	544	608	52,222	27,720	58,628,523	13,865	20,100	295,593	5,763,430
33	福岡法務局管内	371,583	453,881	311,997,256	180,564	453,706	271,803,232	86	175	15,753	17,134	33,690,525	5,172	4,800	168,627	6,482,946
34	佐賀地方法務局	92,561	163,274	40,943,828	49,169	163,243	35,381,705	31	31	10,222	3,054	4,777,561	1,315	—	38,992	774,340
35	長崎	184,034	227,520	97,401,238	74,355	227,484	84,924,140	19	36	2,035	5,844	10,475,923	2,279	—	101,537	1,999,140
36	大分	126,399	329,170	53,224,611	66,453	329,145	46,241,479	25	25	3,669	4,468	5,928,983	2,357	—	53,096	1,050,480
37	熊本	156,541	292,574	62,636,165	81,379	292,473	53,972,349	81	101	11,566	4,825	7,344,130	3,184	—	67,072	1,308,120
38	鹿児島	173,684	335,236	46,902,605	112,493	335,230	39,260,557	6	6	105	4,009	6,557,583	2,795	4,800	54,381	1,079,560
39	宮崎	126,802	259,143	38,737,001	73,249	258,793	33,207,979	317	350	20,184	2,967	4,570,938	1,895	—	48,374	937,900
40	計	1,231,604	2,060,798	651,842,704	637,662	2,060,074	564,791,441	565	724	63,534	42,301	73,345,643	18,997	9,600	532,079	13,632,486
41	仙台法務局管内	181,172	348,988	77,702,394	83,180	348,983	66,006,236	5	5	75	5,124	9,937,943	3,127	11,400	89,736	1,746,740
42	福島地方法務局	175,511	382,918	74,977,675	99,591	382,861	67,318,468	5	57	120	4,713	6,417,127	5,347	—	65,855	1,241,960
43	山形	138,704	360,607	51,947,171	92,041	360,607	44,771,983	—	—	—	3,639	6,391,448	2,383	—	40,641	783,740
44	盛岡	103,765	277,870	40,566,048	68,619	277,835	35,770,876	19	35	6,159	3,089	4,221,153	2,815	—	29,223	567,860
45	秋田	103,696	243,008	37,522,793	58,148	243,007	32,587,266	1	1	60	2,953	4,157,107	2,197	—	40,397	778,360
46	青森	113,761	237,874	57,894,235	58,520	237,846	51,663,239	21	28	40,020	3,143	5,215,376	2,171	11,400	49,906	964,200
47	計	816,609	1,851,265	340,610,316	460,099	1,851,139	298,118,068	51	126	46,434	22,661	36,340,154	18,040	22,800	315,758	6,082,860
48	札幌法務局管内	192,606	200,971	180,533,093	71,763	200,921	153,148,076	43	50	24,014	10,365	25,238,983	2,029	11,100	108,406	2,110,920
49	函館地方法務局	51,182	64,369	32,589,554	24,943	64,355	28,435,202	14	14	13,548	2,348	3,692,404	890	—	22,987	448,400
50	旭川	67,910	105,183	45,341,522	35,102	105,075	38,931,130	104	108	7,689	3,548	5,860,693	1,112	—	28,044	542,010
51	釧路	65,913	81,813	57,193,662	28,645	80,828	52,375,069	760	985	49,685	2,828	4,127,488	1,092	—	32,588	641,420
52	計	377,611	452,336	315,657,831	160,453	451,179	272,889,477	921	1,157	94,936	19,089	38,919,568	5,123	11,100	192,025	3,742,750
53	高松法務局管内	99,368	149,613	56,112,851	52,288	149,606	47,623,409	5	7	13,875	4,513	7,655,987	1,982	10,500	40,580	809,080
54	徳島地方法務局	82,994	132,562	38,409,164	49,092	132,191	33,502,810	228	271	22,222	—	—	—	—	—	—

公証
人数

28
8
3
1
1
1
1
3
4
1
4
1
1
14
4
8
1
2
2
3
9
4
2
1
2
2
9
2
4
3
3
2
2
1
2
3
3
3
1
2
6
2
1
1
1
2
2
2
2

1
3
4
1
1
14
4
8
1
2
3
9
4
2
1
2
3
5
3
2
2
9
2
4
3
3
3
2
1
2
6
2
1
1
2
2
2
2
175

	手 数 料	件 数	箇 数	登 録 税	件 数	箇 数	登 録 税	件 数	箇 数	登 録 税	件 数	箇 数	登 録 税	件 数	箇 数	登 録 税
東京法務局管内	1,900,244	558,022	1,593,102,127	360,482	557,995	918,433,804	27	27	13,645	99,199	610,921,238	7,756	35,825,800	1,432,780	27,907,640	
横浜地方法務局	265,912	275,463	252,329,336	108,730	275,457	214,083,326	6	6	13,950	13,796	35,500,000	2,665	—	140,715	2,732,060	
浦和	160,863	440,608	78,882,066	94,467	440,608	65,742,559	—	—	—	7,390	12,056,027	3,565	—	55,441	1,083,480	
千葉	151,373	468,952	68,952,253	88,656	468,944	58,133,598	8	8	6,040	5,648	9,763,935	2,834	—	54,227	1,048,680	
水戸	140,460	456,868	55,902,862	89,547	456,868	47,841,698	—	—	—	3,325	7,196,694	3,055	—	44,533	864,460	
宇都宮	111,590	242,775	55,763,590	67,716	242,722	45,627,236	53	53	6,345	4,344	9,421,189	2,538	—	36,939	708,320	
前橋	116,160	292,823	64,251,788	62,972	292,823	52,357,462	—	—	—	6,689	11,031,206	2,862	—	43,637	863,120	
静岡	284,619	516,438	164,116,534	167,310	516,417	138,394,364	21	21	3,240	14,378	23,782,250	3,879	5,400	99,031	1,931,280	
甲府	49,768	143,225	25,527,052	27,059	143,225	20,601,945	—	—	—	2,455	4,543,047	1,672	—	18,582	382,060	
長野	185,470	347,643	74,194,584	97,813	345,833	61,062,262	1,508	1,810	40,092	8,364	11,652,770	4,842	5,400	72,943	1,434,060	
新潟	203,658	607,242	103,543,403	130,334	606,921	88,678,231	318	321	34,906	7,679	13,629,966	4,455	5,100	60,872	1,195,200	
計	3,570,117	4,350,059	2,536,565,585	1,295,086	4,347,813	1,710,956,985	1,941	2,246	118,218	173,267	749,498,322	40,123	35,841,700	2,059,700	40,150,360	
大阪法務局管内	949,762	448,987	1,331,328,976	193,354	448,980	592,194,986	6	7	5,400	55,059	726,399,792	4,845	11,100	696,498	12,717,698	
京都地方法務局	233,164	276,051	157,771,726	94,961	275,976	126,449,080	73	75	9,213	14,300	28,999,993	3,140	2,100	120,690	2,311,340	
神戸	432,931	428,897	395,107,556	182,009	428,696	308,668,637	191	201	24,837	21,654	82,136,182	4,628	—	224,449	4,277,900	
奈良	67,132	101,427	33,668,060	35,711	101,421	29,293,821	6	6	165	3,109	3,843,454	1,292	—	27,104	530,620	
大津	97,396	134,247	31,561,635	58,563	134,247	26,552,808	—	—	—	3,346	4,361,847	2,029	—	33,458	646,980	
和歌山	110,000	154,063	56,505,297	54,636	154,002	49,111,278	55	61	12,684	4,290	6,427,475	1,840	—	49,179	953,860	
計	1,890,385	1,543,672	2,005,943,250	619,234	1,543,322	1,132,270,610	331	350	52,299	101,668	852,168,743	17,774	13,200	1,151,378	21,438,398	
名古屋法務局管内	488,599	624,686	314,310,350	254,292	624,683	240,497,789	3	3	260	28,583	69,940,161	5,663	17,300	200,058	3,854,840	
津地方法務局	138,368	212,488	71,664,460	81,527	212,468	60,263,789	17	20	29,526	5,712	10,437,105	3,632	—	47,480	934,040	
岐阜	172,777	311,266	84,001,400	106,235	311,238	71,444,202	24	28	897	8,178	11,483,721	3,559	—	54,781	1,072,580	
福井	88,543	203,265	40,500,467	44,956	203,229	32,934,010	29	36	19,870	3,834	6,828,947	2,886	—	36,838	717,640	
金沢	117,858	298,443	59,405,881	58,801	298,352	49,293,360	54	91	21,150	4,986	9,176,631	2,436	11,400	51,581	903,340	
富山	98,476	213,219	63,531,863	44,566	213,026	52,747,342	134	193	20,964	4,864	9,836,317	2,259	—	46,653	927,240	
計	1,104,621	1,863,367	633,414,421	590,377	1,862,996	507,180,492	261	371	92,667	56,157	117,702,882	20,435	28,700	437,391	8,409,680	
広島法務局管内	231,072	381,902	140,122,174	120,061	381,750	120,689,317	128	152	20,015	9,996	17,575,242	4,113	9,600	96,774	1,828,000	
山口地方法務局	200,702	258,588	114,504,412	103,220	258,474	92,329,320	13	114	16,369	6,899	20,437,803	2,184	—	88,306	1,750,920	
岡山	177,631	313,108	72,846,388	105,641	313,600	58,240,063	289	308	13,390	5,940	13,399,495	3,589	5,400	62,172	1,188,040	
鳥取	53,063	106,095	23,538,100	31,445	106,095	19,737,433	—	—	—	2,140	3,399,137	1,438	—	18,040	402,530	
松江	99,953	184,603	31,141,689	64,332	184,569	26,723,355	34	34	2,448	2,745	3,816,846	2,541	5,100	30,301	593,940	
計	762,421	1,245,096	382,182,763	424,699	1,244,483	317,718,488	544	608	52,222	27,720	58,628,523	13,865	20,100	295,593	5,763,430	
福岡法務局管内	371,583	453,881	311,997,256	180,564	453,706	271,803,232	86	175	15,753	17,134	33,690,525	5,172	4,800	168,627	6,482,946	
佐賀地方法務局	92,561	163,274	40,943,828	49,169	163,243	35,381,705	31	31	10,222	3,054	4,777,561	1,315	—	38,992	774,340	
長崎	184,034	227,520	97,401,238	74,355	227,484	84,924,140	19	36	2,035	5,844	10,475,923	2,279	—	101,537	1,999,140	
大分	126,399	329,170	53,224,611	66,453	329,145	46,241,479	25	25	3,669	4,468	5,928,983	2,357	—	53,096	1,050,480	
熊本	156,541	292,574	62,636,165	81,379	292,473	53,972,349	81	101	11,566	4,825	7,344,130	3,184	—	67,072	1,308,120	
鹿児島	173,684	335,236	46,902,605	112,493	335,230	39,260,557	6	6	105	4,009	6,557,583	2,795	4,800	54,381	1,079,560	
宮崎	126,802	259,143	38,737,001	73,249	258,793	33,207,979	317	350	20,184	2,967	4,570,938	1,895	—	48,374	937,900	
計	1,231,604	2,060,798	651,842,704	637,662	2,060,074	564,791,441	565	724	63,534	42,301	73,345,643	18,997	9,600	532,079	13,632,486	
仙台法務局管内	181,172	348,988	77,702,394	83,180	348,983	66,006,236	5	5	75	5,124	9,937,943	3,127	11,400	89,736	1,746,740	
福島地方法務局	175,511	382,918	74,977,675	99,591	382,861	67,318,468	5	57	120	4,713	6,417,127	5,347	—	65,855	1,241,960	
山形	138,704	360,607	51,947,171	92,041	360,607	44,771,983	—	—	—	3,639	6,391,448	2,383	—	40,641	783,740	
盛岡	103,765	277,870	40,566,048	68,619	277,835	35,770,876	19	35	6,159	3,089	4,221,153	2,815	—	29,223	567,860	
秋田	103,696	243,008	37,522,793	58,148	243,007	32,587,266	1	1	60	2,953	4,157,107	2,197	—	40,397	778,360	
青森	113,761	237,874	57,894,235	58,520	237,846	51,663,239	21	28	40,020	3,143	5,215,376	2,171	11,400	49,906	964,200	
計	816,609	1,851,265	340,610,316	460,099	1,851,139	298,118,068	51	126	46,434	22,661	36,340,154	18,040	22,800	315,758	6,082,860	
札幌法務局管内	192,606	200,971	180,533,093	71,763	200,921	153,148,076	43	50	24,014	10,365	25,238,983	2,029	11,100	108,406	2,110,920	
函館地方法務局	51,182	64,369	32,589,554	24,943	64,355	28,435,202	14	14	13,548	2,348	3,692,404	890	—	22,987	448,400	
旭川	67,910	105,183	45,341,522	35,102	105,075	38,931,130	104	108	7,689	3,548	5,860,693	1,112	—	28,044	542,010	
釧路	65,913	81,813	57,193,662	28,645	80,828	52,375,069	760	985	49,685	2,828	4,127,488	1,092	—	32,588	641,420	
計	377,611	452,336	315,657,831	160,453	451,179	272,889,477	921	1,157	94,936	19,089	38,919,568	5,123	11,100	192,025	3,742,750	
高松法務局管内	99,368	149,613	56,112,851	52,288	149,606	47,623,409	5	7	13,875	4,513	7,655,987	1,982	10,500	40,580	809,080	
徳島地方法務局	82,994	132,562	38,409,164	49,092	132,191	33,592,810	338	371	83,512	2,689	4,151,662	1,612	—	29,263	581,180	
高知	128,581	271,677	43,520,147	76,828	271,538	38,999,976	119	139	48,701	2,420	3,564,910	1,631	—	47,583	906,560	
松山	155,546	266,679	67,074,026	79,118	266,606	56,977,746	58	73	33,324	4,449	8,695,836	2,494	—	69,427	1,367,120	
計	466,489	820,531	205,116,188	257,326	819,941	177,193,941	520	590	179,412	14,071	24,068,395	7,719	10,500	186,853	3,663,940	
合 計	10,219,857	14,187,124	7,071,333,058	4,444,936	14,180,952	4,981,119,502	5,134	6,172	699,722	456,934	1,950,672,230	142,076	35,957,700	5,170,777	102,883,904	
昭和25年分総数	9,409															

(七) 登記の総数累年比較

種別 年次	登記総数		甲		号		乙号 謄本,抄本, 閲覧等請求数	登録税及び 手数	料
	件数	箇数	不動産及び船舶登記		商業登記 件数	その他の登記 件数			
			件数	箇数					
昭和25年	9,409,010	48,026,543	7,007,955	48,026,543	280,212	151,058	1,969,785	4,343,690,375.00	
昭和24年	5,408,459	23,990,030	3,439,512	23,990,030	274,935	450,897	1,243,115	2,776,713,079.00	
昭和23年	4,548,435	10,266,872	2,825,725	10,266,872	316,157	393,324	1,013,229	1,913,455,569.04	
昭和22年	4,603,837	13,266,665	3,281,252	13,266,665	280,678	156,907	885,000	628,903,097.33	
昭和21年	4,547,373	13,771,158	3,433,067	13,771,158	211,634	184,478	718,194	190,027,583.09	
昭和18年	4,908,797	11,141,496	3,044,349	11,141,496	198,755	219,565	1,446,128	104,348,394.83	
昭和17年	5,208,104	11,918,522	3,178,829	11,918,522	181,787	289,504	1,557,984	87,596,477.52	
昭和16年	5,688,707	13,973,208	3,640,791	13,973,208	167,319	269,231	1,661,366	81,815,164.37	
昭和15年	6,307,448	15,986,082	4,213,283	15,986,082	229,168	201,412	1,663,585	78,054,793.59	
昭和14年	6,256,109	16,889,542	4,381,108	16,889,542	120,056	163,675	1,591,270	66,658,990.01	
昭和13年	6,279,787	16,983,458	4,456,318	16,963,458	114,421	148,998	1,560,050	54,121,099.57	
昭和12年	7,168,709	20,051,928	5,164,264	20,051,928	112,686	176,799	1,714,960	61,146,429.42	
昭和11年	7,556,514	20,855,954	5,517,363	20,855,954	105,317	117,631	1,816,203	50,602,248.49	
昭和10年	7,672,977	21,411,284	5,658,486	21,411,284	98,871	109,907	1,805,713	46,982,965.65	

備考 本表中「その他の登記」は、各種組合その他の法人の登記である。

本表資料は登記統計要旨によつたが昭和24年分は要旨未刊行のため各庁提出の登記統計年表総括表によつた。

(八) 戸 籍

(4) 管内別本籍数・本籍人口・現住人口・寄留籍数・寄留人口表

	本	本籍数	本籍人口	現住人口	寄留籍数	寄留人口
東 京 都	1,543,768	6,153,160	6,799,416	1,316,163	4,454,855	
横 濱	467,127	2,038,162	2,626,292	353,123	1,235,195	
浦 和	452,396	2,143,632	2,163,646	144,040	546,600	
水 戸	470,515	2,118,368	2,170,127	170,559	562,833	
宇 都 宮	459,718	2,177,071	2,049,668	129,121	445,681	
前 橋	349,436	1,715,865	1,551,674	99,322	328,938	
静 岡	361,215	1,712,744	1,592,006	112,468	451,642	
甲 斐	552,383	2,609,464	2,532,272	203,772	729,820	
長 野	208,402	966,268	822,773	49,004	152,530	
新 潟	670,861	2,308,299	2,039,718	111,358	395,433	
計	615,066	26,811,219	2,442,085	104,132	356,640	
大 阪 府	893,085	3,195,214	4,141,757	918,963	3,253,199	
京 都	425,773	1,735,302	1,822,773	333,941	1,091,272	
神 奈 川 県	782,283	3,214,272	3,564,690	443,562	1,719,296	
和 歌 山 県	199,576	836,061	796,180	65,739	213,863	
奈 良 県	227,255	973,620	861,083	62,020	149,885	
大 和 県	274,407	1,130,142	982,774	49,828	205,962	
計	765,986	11,084,611	3,532,051	410,296	1,488,856	
名 岐 県	375,554	1,593,479	1,464,332	94,173	331,443	
福 井 県	369,200	1,660,834	1,560,325	111,751	315,348	
金 沢 県	209,522	849,911	747,764	35,344	119,456	
富 山 県	257,707	1,094,715	958,263	64,797	223,573	
計	279,019	9,822,150	1,011,590	40,589	128,574	

山 梨 県	534,720	2,326,726	2,099,014	165,768	526,225
岡 崎 県	398,679	1,686,479	1,559,345	146,618	510,441
山 根 県	428,059	1,799,268	1,682,542	133,941	433,523
鳥 取 県	156,781	675,444	599,011	33,819	110,435
島 根 県	241,939	1,034,547	910,183	44,609	139,582
計	665,054	7,522,464	3,661,774	464,286	1,764,084
福 井 県	243,025	1,179,778	969,785	67,737	248,748
佐 賀 県	378,477	1,676,250	1,683,877	182,593	561,304
長 崎 県	318,826	1,370,659	1,262,582	94,803	282,913
大 分 県	455,115	2,060,350	1,877,168	166,443	542,080
鹿 児 島 県	449,090	2,107,177	1,806,680	144,947	572,997
宮 崎 県	224,258	1,044,275	1,110,710	83,822	252,900
計	365,895	12,736,400	1,667,174	134,307	403,822
仙 臺 県	108,080	1,757,922	1,667,174	145,586	537,273
福 山 県	336,595	2,370,673	2,167,259	145,586	537,273
秋 田 県	302,205	1,566,387	1,342,714	64,228	237,881
青 森 県	313,495	1,423,811	1,369,416	66,449	192,909
計	289,513	1,511,997	1,315,606	58,626	226,346
札 幌 市	376,519	1,707,081	1,994,721	175,431	628,917
函 館 市	142,042	653,356	604,509	63,452	218,949
旭 川 市	191,312	933,796	899,293	57,139	228,992
釧 路 市	183,980	837,636	956,341	70,754	270,531
計	261,155	4,131,869	945,070	50,316	167,536
高 知 県	237,489	1,091,817	876,864	42,827	121,139
徳 島 県	232,922	1,007,732	872,943	50,200	164,591
高 松 県	375,714	1,673,480	1,527,218	92,150	342,662
計	19,421,193	86,881,776	85,303,504	7,921,857	28,821,489

(四) 戶籍事件各別取扱件数 (自二六・一一至二六・一二・三一・一)

	出生	認知	養子縁組	養子離縁	婚姻
東	195,634	2,803	12,008	2,723	83,193
横浦千水	74,913	790	5,177	932	33,195
都	70,081	566	3,969	678	29,733
京浜和葉	69,424	482	3,985	798	28,782
戸宮橋	72,877	795	3,216	533	33,171
前靜甲	54,082	568	2,671	435	24,680
長野	52,106	672	2,902	575	24,474
計	81,019	598	4,662	997	37,188
野瀨	26,496	231	1,418	285	13,269
大阪	60,914	532	4,758	864	32,043
京都	84,962	715	6,235	1,259	36,369
神奈	842,508	9,112	51,001	10,079	376,097
大和	121,865	2,051	8,351	1,766	50,776
歌	46,403	752	4,062	906	22,631
計	97,819	1,221	7,252	1,580	47,273
津山	22,800	304	2,028	509	12,115
屋	25,662	286	2,370	494	12,856
歌	28,767	438	2,050	455	15,459
計	343,316	5,050	26,113	5,710	161,110
古	104,136	1,224	7,163	1,498	47,611
津	42,941	444	2,809	702	21,034
名	52,730	537	3,432	846	22,356
岐	25,170	340	1,785	508	11,717
福	29,966	384	2,354	601	14,049
金	31,617	247	2,607	664	14,882
富	286,560	3,176	20,150	4,819	131,649
計	62,390	743	4,734	1,530	33,720
山	48,911	499	4,153	996	22,349
岡	47,916	595	3,817	916	27,081
鳥	18,198	307	1,475	331	10,273
松	27,835	422	2,507	732	13,157
計	205,250	2,566	16,686	4,505	106,580
福	134,568	1,464	9,508	2,169	51,892
佐	39,718	413	3,235	738	16,489
長	66,483	901	4,949	1,010	23,548
大	44,195	485	3,090	915	18,795
熊	71,138	768	4,516	972	28,202
鹿	73,268	797	2,799	824	25,850
宮	41,820	560	1,870	490	14,662
計	471,190	5,393	30,967	7,118	179,438
仙	56,818	579	2,863	478	25,857
福	81,576	876	3,568	757	33,493
山	46,604	482	3,282	758	23,389
盛	52,354	523	2,071	420	20,357
秋	48,562	432	2,490	563	22,775
青	51,484	609	2,113	425	21,504
計	337,398	3,501	16,387	3,401	147,375
札	72,673	779	4,937	673	29,560
函	21,983	315	1,409	240	8,725
旭	35,299	313	1,902	289	13,834
釧	35,884	347	1,853	190	12,946
計	165,839	1,754	10,101	1,392	65,065
高	28,881	464	2,088	626	15,984
德	28,894	424	1,991	447	13,817
高	25,639	328	1,885	534	13,083
松	52,554	627	3,036	803	23,446
計	135,968	1,843	9,000	2,410	66,330
合	2,788,029	32,397	180,405	39,434	1,233,644

離婚	親権	(後見) 後見監督	保佐	死亡	失踪	復氏	姻族 関係終了
9,996	589	1,091	10	75,166	124	970	228
3,512	159	555	1	26,790	21	404	109
2,823	119	504	4	28,028	25	325	84
2,904	103	454	3	28,742	26	384	68
2,683	135	531	2	28,213	37	408	49
2,587	77	614	9	21,174	26	324	31
2,556	159	460	2	19,570	19	269	22
3,957	182	534	2	28,710	29	480	94
1,136	112	120	2	9,658	9	151	10
2,716	119	465	1	24,420	39	285	48
3,932	226	988	7	36,098	36	383	124
38,802	1,980	6,316	43	326,569	391	4,383	867
7,246	389	575	0	52,810	39	755	128
2,908	175	445	1	21,175	18	362	106
5,774	341	499	6	41,109	26	806	189
1,487	76	259	1	10,018	9	203	48
1,236	66	300	0	11,716	5	181	42
1,874	74	241	1	12,596	12	322	95
20,525	1,121	2,319	9	149,424	109	2,629	608
4,931	363	776	4	41,877	26	613	150
2,152	86	382	3	19,208	20	312	79
2,132	134	405	1	18,918	15	258	77
1,448	113	226	3	10,957	8	151	53
1,741	77	282	5	15,296	10	151	28
2,033	45	272	4	14,744	18	178	79
14,437	818	2,343	20	121,000	97	1,663	466
4,547	128	556	68	29,287	18	687	136
3,116	144	539	1	21,198	33	411	117
3,354	148	624	3	22,498	20	468	88
1,272	48	202	3	8,055	8	171	24
1,551	93	277	1	12,557	1	283	44
13,840	561	2,198	76	93,595	80	2,020	409
7,227	295	695	10	47,739	31	958	256
1,957	98	288	1	15,078	10	320	75
3,224	225	350	2	24,525	34	509	180
2,450	110	489	6	20,044	7	359	81
3,499	218	356	1	26,776	18	494	80
3,059	250	502	2	25,089	15	499	126
1,921	118	389	3	14,244	5	243	72
23,337	1,314	3,069	25	173,495	120	3,382	870
2,482	101	330	1	19,573	45	408	111
3,728	157	400	10	28,209	26	494	104
2,769	62	567	2	19,512	17	325	59
2,268	60	449	2	19,372	16	279	106
2,825	84	388	0	19,488	38	298	61
2,782	110	304	1	18,627	13	312	83
16,854	574	2,438	16	124,761	155	2,116	524
3,166	187	252	5	23,015	13	222	76
1,047	82	70	1	7,570	8	87	68
1,344	62	170	0	10,549	7	98	47
1,151	57	161	0	9,848	10	86	21
6,708	388	653	6	50,982	38	493	212
2,197	56	236	2	13,290	10	273	52
1,648	68	228	2	12,423	13	217	45
2,125	62	186	4	12,169	4	358	92
3,252	117	315	3	20,691	68	456	111
9,222	303	965	11	58,573	95	1,304	300
143,725	7,059	20,301	206	1,098,419	1,085	17,990	4,256

		相続人 除	入籍	分籍	帰化	国籍喪失	氏の変更	名の変更
東	京浜和葉	6	5,470	9,762	7	172	80	551
横	浦	5	1,805	3,027	0	50	29	270
千	水	3	1,191	2,771	1	9	25	123
字	前	0	1,408	2,030	0	7	26	282
都	宮	6	1,324	1,827	2	8	13	218
静	橋	3	1,268	1,736	0	4	24	137
甲	岡	1	1,266	1,635	0	8	6	131
長	府	1	1,579	2,246	42	44	21	272
新	野	0	479	863	0	14	5	83
計	鴻	6	1,368	1,869	0	38	49	279
		4	1,696	2,439	0	52	7	289
		35	18,854	29,703	52	406	285	2,635
大	阪	0	3,204	3,611	0	50	38	233
京	都	6	1,434	1,529	2	19	11	173
神	戸	1	2,412	3,158	1	48	34	276
奈	良	0	551	786	0	4	9	88
大	津	0	459	638	0	46	12	101
和	山	1	889	994	17	106	15	120
歌	屋	8	8,949	10,716	20	273	119	991
計	古	3	2,534	3,693	0	24	19	294
津	津	0	1,119	1,342	0	19	76	221
名	阜	1	1,050	1,605	0	4	17	195
岐	井	3	556	713	0	19	15	213
福	沢	2	596	805	0	5	19	150
金	山	7	472	858	2	3	6	167
富	計	16	6,327	9,016	2	74	152	1,240
広	島	2	1,559	2,036	4	433	61	191
山	口	1	1,500	1,319	1	264	17	97
岡	山	0	1,383	1,382	3	70	23	133
鳥	取	3	672	555	0	11	7	121
松	江	3	848	681	0	9	19	92
計		9	5,962	5,973	8	787	127	634
福	岡	5	3,004	3,709	9	158	49	247
佐	賀	5	980	813	2	15	14	114
長	崎	0	1,843	1,333	0	15	36	122
大	分	0	1,180	1,150	11	9	15	80
熊	本	3	1,798	1,947	2	188	36	152
鹿	島	1	1,433	2,176	0	27	39	134
宮	崎	1	1,120	879	0	5	6	116
計		15	11,358	12,007	24	417	195	965
仙	台	1	1,001	1,727	12	19	21	102
福	島	2	1,632	2,042	0	70	59	206
山	形	4	1,014	1,505	0	10	18	155
盛	岡	2	820	938	0	4	0	156
秋	田	3	794	1,342	0	0	9	222
青	森	0	876	1,264	0	1	18	231
計		12	6,137	8,818	12	104	125	1,072
札	幌	0	1,271	2,085	0	4	23	171
函	館	0	463	534	1	2	21	59
旭	川	3	452	808	0	1	16	67
釧	路	0	519	787	0	1	18	83
計		3	2,705	4,214	1	8	78	380
高	松	2	768	985	1	11	4	76
徳	島	0	751	819	0	6	8	98
高	知	0	759	825	0	20	7	135
松	山	1	1,192	1,353	16	19	24	153
計		3	3,470	3,982	17	56	43	462
合	計	101	63,762	84,429	136	2,125	1,124	8,379

転籍	就籍	追完	訂正	更正	家督相続	その他	合計
41,246	81	3,482	7,516	630	5,378	680	459,596
13,438	45	651	874	275	736	138	167,901
5,923	14	290	2,216	3,086	577	133	152,801
5,387	10	287	1,060	6	798	264	148,080
4,016	9	140	1,480	71	838	65	152,667
3,808	11	138	1,141	119	710	24	116,401
4,162	11	140	2,058	40	687	372	114,303
8,706	14	141	888	2,286	733	88	175,513
1,963	4	106	899	0	482	11	57,806
4,561	9	181	2,813	16	919	20	139,330
7,790	4	133	2,436	520	462	69	187,235
101,000	212	5,689	23,381	7,049	12,320	1,864	1,871,633
18,064	40	1,491	1,287	6,873	4,065	3,939	289,646
5,612	85	501	1,541	323	2,303	276	113,759
10,087	17	785	1,361	271	2,703	182	225,231
2,097	2	192	932	0	858	3,643	59,019
1,955	5	205	1,612	102	301	560	61,210
2,902	8	110	880	20	938	133	69,517
40,717	157	3,284	7,613	7,589	11,168	8,733	818,382
17,371	45	416	2,573	2,114	1,846	223	241,527
3,514	4	127	2,071	6	577	175	99,423
5,081	4	47	1,028	54	238	338	111,503
2,220	10	33	274	92	564	355	57,546
2,907	8	48	994	213	381	46	71,118
3,279	8	38	1,128	77	581	811	74,827
34,372	79	709	8,068	2,556	4,187	1,948	655,944
6,061	29	242	1,446	195	4,397	364	155,564
3,960	25	190	988	2	1,257	76	112,164
4,155	3	123	3,418	1,228	1,350	184	120,983
1,465	3	85	1,212	1	263	19	44,784
1,949	2	78	1,166	4	596	12	64,919
17,590	62	718	8,230	1,430	7,863	655	498,414
11,138	22	892	3,268	247	1,566	3,759	284,885
2,353	8	76	1,377	6	316	37	84,541
4,462	5	443	1,157	1	1,138	34	136,529
3,150	12	125	1,250	17	909	451	99,385
4,613	17	233	1,895	20	1,397	25	149,364
4,044	5	556	1,762	7	4,861	528	149,653
2,719	9	223	1,500	3	1,070	8	84,056
32,479	78	2,548	12,209	301	11,257	4,842	988,413
4,937	5	550	1,238	15	981	104	120,359
5,642	20	464	1,786	481	1,009	296	167,107
4,509	4	170	8,063	317	422	274	114,293
3,459	4	238	2,026	50	246	212	106,432
3,482	15	124	1,418	35	629	357	106,434
4,584	5	260	1,431	11	737	155	107,940
26,613	53	1,806	15,962	909	4,024	1,398	722,565
11,119	17	1,695	785	1,880	347	457	155,412
2,700	2	351	176	39	189	84	46,226
5,223	3	603	545	1,149	134	560	73,483
5,005	28	1,082	405	15	311	254	71,062
24,047	50	3,736	1,911	3,083	981	1,355	346,183
2,924	5	64	1,031	3,997	1,370	1,124	76,521
2,759	5	105	266	1	820	126	65,981
2,090	3	51	507	4	546	57	61,473
3,924	7	132	1,326	1,268	939	148	115,981
11,677	20	352	3,130	5,270	3,675	1,455	319,946
288,515	711	18,842	80,504	28,187	55,475	22,250	6,221,490

二 矯正保護施設

(一) 監獄法 (明治41年3月28日 法律第28号)

施行 明治41年10月1日

改正 昭和22年3月28日 法律第20号

同 年4月16日 法律第61号

同 年12月22日 法律第223号

昭和24年5月31日 法律第143号

(二) 監獄法施行規則 (明治41年6月16日 司法省令第18号)

施行 明治41年10月1日 (附則)

改正 大正10年 司法省令第19号

大正11年 司法省令第1号

司法省令第13号

司法省令第24号

大正13年 司法省令第4号

昭和3年 司法省令第4号

昭和5年 司法省令第7号

昭和6年 司法省令第9号

司法省令第30号

昭和9年 司法省令第12号

昭和14年 司法省令第52号

昭和16年 司法省令第72号

昭和18年 司法省令第44号

昭和20年 司法省令第16号

昭和21年 司法省令第35号

司法省令第97号

昭和22年 司法省令第35号

司法省令第55号

司法省令第74号

昭和23年 司法省令第2号

法務庁令第44号

昭和24年 法務庁令第4号

法務庁令第49号

法務府令第22号

昭和25年 法務府令第32号

法務府令第111号

(三) 矯正保護管区本部

4 矯正保護管区本部組織規程 (昭和24年6月1日 法務府令第6号)

改正 昭和25年4月15日法務府令第34号
昭和25年12月28日法務府令第155号

第1條 法務府設置法 (昭和22年法律第193号) 第13條の5第3項の規定による矯正保護管区本部の所掌事務の範囲及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2條 矯正保護管区本部に矯正保護管区長を置き、法務府の職員のうちから法務総裁が任命する。

2 管区長は、法務総裁の指揮監督を受けて、矯正保護管区本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督し、その管区の区域内の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年保護鑑別所の長を指揮監督して、これらの矯正保護施設の適切な運営管理を図り、且つ、管区の区域内に設けられる地方成人保護委員会及び地方少年保護委員会と協力するものとする。

第3條 矯正保護管区本部に総務課、職員課、予算管理課、保安課、作業課、医療科学分類課及び教育課を置く。

2 総務課においては、左の事務をつかさどる。

1 機密に関する事項 2 管区長の官印及び本部印の管守に関する事項
3 公文書類の授受、発送及び保存に関する事項 4 統計報告に関する事項
5 監察に関する事項 6 矯正保護審議会の地方刑務審議部会に関する事項 7 他の課の所掌に属しない事項

3 職員課においては、左の事務をつかさどる。

1 職員の職階、任免、配置、給与、紀律及び職責に関する事項 2 職員の研修及び福祉に関する事項

4 予算管理課においては、左の事務をつかさどる。

1 予算及び物資の要求及び管理に関する事項 2 工事の施行並びに施設の施備及び改善に関する事項

5 保安課においては、左の事務をつかさどる。

1 収容者の紀律及び警備その他保安に関する事項 2 収容、拘禁、処

遇、移送及び釈放に関する事項 3 職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項

6 作業課においては、左の事務をつかさどる。

1 作業の企画及び運営に関する事項 2 作業賞与金及び死傷手当金に関する事項

7 医療科学分類課においては、左の事務をつかさどる。

1 給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事項 2 鑑別、分類、指定及び保護に関する事項 3 累進処遇及び段階処遇に関する事項 4 指紋その他個人識別に関する事項

8 教育課においては、左の事務をつかさどる。

1 普通教育、職業教育及び特殊教育並びに訓練に関する事項 2 厚生及び教化に関する事項

第4條 各課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第5條 矯正保護管区本部に管区長補佐官3人を置く。

2 補佐官は、管区長を助けて、うち1人は第一部長として総務課、職員課及び予算管理課の事務を、1人は第二部長として保安課及び作業課の事務を、1人は第三部長として医療科学分類課及び教育課の事務を担当するものとする。

3 第一部長たる補佐官は、管区本部内の事務の連絡調整を図り、管区長に差支あるときは、その職務を代理する。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

□ 矯正保護管区本部の名称、所在地及び管轄区域

東 京 矯正保護管区本部 (東京都港区赤坂青山南町6-116)
東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県
茨城県 栃木県 群馬県 静岡県
山梨県 長野県 新潟県
大 阪 " (大阪市東区法円寺坂町1)

大阪府 京都府 兵庫県 奈良県
滋賀県 和歌山県

名古屋 矯正保護管区本部 (名古屋中区老松町9-18)

愛知県 三重県 岐阜県 福井県
石川県 富山県

広 島 " (広島市吉島町)

広島県 山口県 岡山県 鳥取県
島根県

福 岡 " (福岡市長浜町1-30)

福岡県 佐賀県 長崎県 大分県
熊本県 鹿児島県 宮崎県

仙 台 " (仙台市長町八本松3)

宮城県 福島県 山形県 岩手県
秋田県 青森県

札 幌 " (北海道札幌市苗穂町45)

北海道

高 松 " (高松市中野町385)

香川県 徳島県 高知県 愛媛県

(四) 刑 務 所

1 刑務所、少年刑務所及び拘置所規程 (昭和24年6月1日 法務府令第4号)

改正 昭和24年7月1日 法務府令第27号
同 年8月10日 法務府令第43号
同 年9月10日 法務府令第59号
同 年11月21日 法務府令第94号
同 年12月1日 法務府令第96号
同 年12月10日 法務府令第98号
昭和25年3月30日 法務府令第16号
同 年4月10日 法務府令第30号
同 年7月15日 法務府令第79号
同 年8月14日 法務府令第100号
昭和26年3月31日 法務府令第49号
同 年5月1日 法務府令第73号

第1條 法務府設置法（昭和22年法律第193号）第13條の3第4項の規定による監獄（刑務所、少年刑務所及び拘置所）の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2條 刑務所、少年刑務所及び拘置所に所長を置き、法務府の職員のうちから法務総裁が任命する。

2 所長は、法務総裁の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第3條 刑務所及び拘置所に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

文書課 公文書類の接受、発送及び保存、名籍及び指紋並びに統計に関する事務並びに他の課の所掌に属しない事項

職員課 職員の人事及び研修に関する事項

会計課 歳入及び歳出並びに領置品及び保管物に関する事項

用度課 物資の購入及び保管、営繕及び給養並びに職員の厚生に関する事項

刑務課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

作業課 作業の企画及び指導並びに作業に関する施設及び物資の管理に関する事項

教育課 職業教育、特殊教育及び訓練並びにレクリエーションに関する事項

科学分類課 分禁、分類及び配置に関する事項

医務課 医療、保健、衛生及び医薬品に関する事項

2 各課に課長を置く。

3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第4條 刑務所及び拘置所に所長補佐官2人を置く。

2 補佐官は、所長の指揮監督を受けて、うち1人は総務部長として文書課、職員課、会計課及び用度課の事務を、他の1人は、管理部長として刑務課及び作業課の事務を統括するものとする。

第5條 少年刑務所に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務はそれぞれの下欄記載のとおりとする。

文書課 公文書類の授受、及び保存、名籍及び指紋並びに統計に関する事項並びに他の所掌に属しない事項

職員課 職員の人事及び研修に関する事項

会計課 歳入歳出並びに領置品及び保管物に関する事項

用度課 物資の購入及び保管、営繕及び給養並びに職員の厚生に関する事項

補導課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇及びレクリエーションに関する事項

職業補導課 職業教育及び訓練並びに作業に関する施設及び物資の管理に関する事項

学業課 収容者の教育に関する事項

科学分類課 分禁、分類及び配置に関する事項

医務課 医療、保健、衛生及び医薬品に関する事項

2 各課に課長を置く。

3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第6條 少年刑務所に所長補佐官2人を置く。

2 補佐官は、所長の指揮監督を受けて、うち1人は、総務部長として文書課、職員課、会計課、及び用度課の事務を、他の1人は、補導部長として補導課、職業補導課及び学業課の事務を統括するものとする。

第7條 分監（刑務支所及び拘置支所）の名称及び位置は、別表のとおりとする。

2 刑務支所及び拘置支所に支所長を置く。

3 支所長は、所長の指揮監督を受けて、支所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第8條 刑務所、少年刑務所及び拘置所に看守長、副看守長、看守部長、及び看守を置き法務府事務官のうちから任命する。

第9條 所長は、この規定に定めるものの外、矯正保護管区長の認可を受けて、必要な執務を定める細則ことができる。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

2 昭和23年法務庁告示第56号及び第57号は、廃止する。

(別表) 省 略

□ 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数

刑 務 所	少年刑務所	拘 置 所	刑 務 支 所	拘 置 支 所	合 計
57	11	6	15	92	181

ハ 刑務所の名称及び所在地 (支所を含む)

- 小 菅 刑 務 所 (東京都葛飾区小菅町1284)
- 豊 多 摩 刑 務 所 (浦和市高砂町3-36)
熊谷拘置支所 熊谷市大字熊谷1170
- 府 中 刑 務 所 (東京都府中町9861)
- 八 王 子 医 療 刑 務 所 (八王子市子安町949)
- 横 浜 刑 務 所 (横浜市南区岩下町731)
小田原拘置支所 小田原市谷津38
- 横 須 賀 刑 務 所 (横須賀市大津町1346-1)
- 久 里 浜 刑 務 所 (横須賀市川間346)
- 千 葉 刑 務 所 (千葉市貝塚町192)
松戸拘置支所 松戸市岩瀬字塚田440
八日市場拘置支所 千葉県匝瑳郡八日市場町1-513
木更津拘置支所 木更津市木更津1855
- 宇 都 宮 刑 務 所 (宇都宮市西原町1530)
小幡町拘置支所 宇都宮市小幡町2600
大田原拘置支所 栃木県那須郡大田原町2442
足利拘置支所 足利市助戸町
- 栃 木 刑 務 所 (栃木市旭町19)
- 前 橋 刑 務 所 (前橋市宗甫分甲309)
高崎拘置支所 高崎市宮元町13
太田拘置支所 太田市飯田町179-3
- 静 岡 刑 務 所 (静岡市追手町208)
浜松刑務支所 浜松市鴨江町431-3

沼津拘置支所 沼津市大手町185

甲 府 刑 務 所 (甲府市池添町100)

長 野 刑 務 所 (長野市旭町45)

上田拘置支所 上田市新参町

上諏訪拘置支所 諏訪市本町

飯田拘置支所 飯田市大久保町

新 潟 刑 務 所 (新潟市西大畑町5292)

新発田拘置支所 新発田市三ノ丸454-1

長岡拘置支所 長岡市神明町大土手外998

高田拘置支所 高田市西城町2-6

大 阪 刑 務 所 (堺市田出井町698)

石切刑務支所 大阪府中河内郡石切町

堺拘置支所 堺市南瓦町1-1

岸和田拘置支所 岸和田市上野町249

京 都 刑 務 所 (京都市東山区山科東野井上町20)

宮津刑務支所 京都府与謝郡宮津町吉原2586

舞鶴拘置支所 舞鶴市大字円満寺

東舞鶴刑務支所 舞鶴市字市場

神 戸 刑 務 所 (明石市大久保町森田120)

洲本拘置支所 洲本市山下町

豊岡拘置支所 豊岡市南本町1-1

加 古 川 刑 務 所 (加古川市加古川町大野1620)

滋 賀 刑 務 所 (大津市膳所本町36)

彦根拘置支所 彦根市金龜町20

和 歌 山 刑 務 所 (和歌山市加納383)

丸の内拘置支所 和歌山市広瀬中ノ町2-14

田辺拘置支所 田辺市新屋敷町5

新宮拘置支所 新宮市新宮6772

名 古 屋 刑 務 所 (名古屋市千種区千種町馬走28)

岡崎拘置支所 岡崎市康生町208

豊橋拘置支所 豊橋市飽海町官有地

半田拘置支所 半田市大坪

一宮拘置支所 一宮市八幡町

三 重 刑 務 所 (津市桜ヶ岡町岩田官第四)

四日市拘置支所 四日市東阿倉川1178

宇治山田拘置支所 宇治山田市本岡本町164

岐阜刑務所 (岐阜市長良福光2070)

鷹見町拘置支所 岐阜市鷹見町1

御嵩拘置支所 岐阜県可児郡御嵩町

高山拘置支所 高山市八軒町

大垣拘置支所 岐阜県安八郡三城村

笠松刑務所 (岐阜県羽島郡笠松町中川町23)

福井刑務所 (福井市一本木町52)

金沢刑務所 (金沢市元鶴間町18)

七尾拘置支所 七尾市字馬出町8—32

富山刑務所 (富山市西田地方2—1)

高岡拘置支所 高岡市定塚町

広島刑務所 (広島市吉島町50)

尾道刑務支所 尾道市久保町

三次刑務支所 広島県双三郡三次町五日市1661

広島拘置支所 広島市基町

呉拘置支所 呉市吉浦上城町

竹原拘置支所 広島県加茂郡竹原町我元行292

福山拘置支所 福山市沖野上町

山口刑務所 (山口市大字下字野令1648)

下関刑務支所 下関市大坪町字平田253

徳山拘置支所 徳山市大字徳山字慶万1,834

船木拘置支所 山口県厚狭郡船木町大字野田440

萩拘置支所 萩市土原町91

岡山刑務所 (岡山市二日市町56)

玉島拘置支所 岡山県浅口郡玉島町

高梁拘置支所 岡山県上房郡高梁町片原町23

津山拘置支所 津山市伏見町

鳥取刑務所 (鳥取市気高郡大正村大字古海838—1)

米子刑務支所 米子市上後藤

松江刑務所 (松江市内中原町52)

浜田拘置支所 浜田市浅井字廻町山手980

福岡刑務所 (福泉市西新町807)

土手町拘置支所 福岡市土手町9

久留米拘置支所 久留米市篠山町31

飯塚拘置支所 飯塚市飯塚町1523

敵原拘置支所 長崎県下県郡敵原町国分1424

柳川拘置支所 小倉市鑄物師町

小倉刑務所 (小倉市北方元野戦重砲兵第五連隊跡)

小倉拘置支所 小倉市鑄物師町

北方医療刑務所 (小倉市城野949)

麓刑務所 (佐賀県三養基郡麓村大字山浦2635)

長崎刑務所 (諫早市原口町508)

浦上刑務支所 長崎市西町888

福江拘置支所 長崎県南松浦郡福江町

島原拘置支所 島原市南城内町併合1194

佐世保刑務所 (佐世保市稻荷町553—1)

平戸拘置支所 長崎県北松浦郡平戸町戸石川免461

大分刑務所 (大分市大道町1丁目)

中津拘置支所 中津市二ノ丁

熊本刑務所 (熊本市大江町大字渡鹿137)

京町拘置支所 熊本市京町1—14

八代拘置支所 八代市東本町106

天草拘置支所 熊本県天草郡本渡町1038

鹿児島刑務所 (鹿児島市永吉町13)

宮崎刑務所 (宮崎市浄土江町108)

延岡拘置支所 延岡市岡富甲

宮城刑務所 (仙台市行人塚70)

古川拘置支所 宮城県志田郡古川町

石巻拘置支所 石巻市南鱒山

福島刑務所 (福島市狐塚17)

若松刑務支所 若松市栄町字郭内1

郡山拘置支所 郡山市壇場38

白河拘置支所 白河市郭内179

平拘置支所 平市八幡小路41

山形刑務所 (山形市香澄町字八幡石)

米沢拘置支所 米沢市清水町

酒田拘置支所 酒田市新町字高野浜

鶴岡拘置支所 鶴岡市馬場町2—5

秋田刑務所 (秋田市川尻町)

	横手拘置支所	横手市
	大館拘置支所	大館市中城13
	能代拘置支所	能代市豊祥台1-17
	大曲拘置支所	秋田県仙北郡大曲町大曲26
青森刑務所	(青森県東津軽郡荒川村大字荒川字藤戸88)	
	柳町拘置支所	青森市柳町5
	弘前拘置支所	弘前市下白銀町7
	八戸拘置支所	八戸市古常泉下7
	大湊刑務支所	青森県下北郡大湊町大近川34
札幌刑務所	(北海道札幌郡札幌村字苗穂484)	
	大通拘置支所	札幌市大通西14丁目
	小樽拘置支所	小樽市緑町1丁目
	岩見沢拘置支所	岩見沢市二条東4丁目
	室蘭拘置支所	室蘭市栄町1
	瀧川拘置支所	北海道空知郡瀧川町字東裡
旭川刑務所	(旭川市八条通13丁目右10号)	
	名寄拘置支所	北海道上川郡名寄町西四条9丁目
帯広刑務所	(帯広市字緑ヶ丘3)	
釧路刑務所	(釧路市宮本町17)	
網走刑務所	(網走市字三眺)	
	二見ヶ岡刑務支所	網走市字二見ヶ岡
高松刑務所	(高松市松島町361)	
	丸龜拘置支所	丸龜市六番丁
徳島刑務所	(徳島市徳島町字城内6)	
高知刑務所	(高知市丸ノ内12)	
	中村刑務支所	高知県幡多郡中村町中村1534
松山刑務所	(松山市春日町83)	
	宇和島刑務支所	宇和島市柿原
	西条刑務支所	西条市神拝83
	大洲拘置支所	愛媛県喜多郡大洲町三の丸
	今治拘置支所	今治市日吉北之台

ニ 少年刑務所の名称及び所在地 (支所を含む)

川越少年刑務所	(川越市大字脇田134)
水戸少年刑務所	(茨城県那珂郡勝田町市毛847)

	土浦拘置支所	土浦市前川町
	下妻拘置支所	茨城県真壁郡下妻町
松本少年刑務所	(松本市大字桐中原町938)	
姫路少年刑務所	(姫路市岩端町番外ノ1)	
	本町拘置支所	姫路市本町番外ノ1
奈良少年刑務所	(奈良市般若寺町18)	
	五条拘置支所	奈良県宇智郡五条町
愛知少年刑務所	(愛知県西加茂郡保見村大字殿見津字関ヶ丘1)	
岩国少年刑務所	(岩国市大字錦見1134)	
新光学院	(山口県熊毛郡佐賀村)	
佐賀少年刑務所	(佐賀市上多布施町1100)	
盛岡少年刑務所	(盛岡市宿田後1)	
	一関拘置支所	一関市釣山1
函館少年刑務所	(函館市金堀町33)	
	新川拘置支所	函館市新川町28

ホ 拘置所の名称及び所在地

東京拘置所	東京都葛飾区小菅町1284
大阪拘置所	大阪市北区若松町8
京都拘置所	京都市中京区竹屋町通り柳馬場東入菊屋町合1
神戸拘置所	神戸市兵庫区菊水町2丁目
名古屋拘置所	名古屋市東区上堅杉之町2-2
広島拘置所	広島市基町

刑務所職員予算定員沿革

職別 年度別	奏任官		判任官		奏任待遇				判任待遇				雇			
	典獄	典獄補	看守長	通訳	副看守長	保健技師	作業技師	教諭師	検査官	看守(男)	看守(女)	監取締(女)		保健技手	作業技手	教諭師
大正12年	56	22	450	5	-	56	-	56	-7,440	304	100	473	85	40	-	1,043
大正13年	56	22	450	5	-	56	-	56	-7,440	304	100	473	85	40	-	1,022
大正14年	47	31	411	5	-	56	20	56	-7,092	293	100	439	85	37	-	962
大正15年	47	31	411	5	-	56	20	56	-7,092	293	100	439	85	37	-	962
昭和元年	47	31	411	5	-	56	20	56	-7,092	293	100	439	85	37	-	962
昭和2年	47	31	442	5	-	98	20	56	-6,520	171	36	439	85	37	-	687
昭和3年	47	31	457	5	-	98	20	56	-6,585	171	36	439	85	37	-	687
昭和4年	47	31	518	5	-	98	20	56	-6,524	171	36	439	85	37	10	677
昭和5年	47	31	518	5	-	98	20	56	-6,524	171	36	439	85	37	10	677
昭和6年	43	34	495	5	-	93	20	52	-6,288	171	37	426	85	37	10	627
昭和7年	43	34	475	4	-	93	19	52	-6,288	171	37	405	85	37	10	627
昭和8年	43	34	479	4	-	93	19	52	-6,338	171	37	405	85	37	10	627
昭和9年	43	34	489	4	-	93	19	52	-6,498	171	44	421	90	37	10	627
昭和10年	43	34	489	4	-	93	19	52	-6,648	171	44	421	90	37	10	627
昭和11年	43	34	499	4	-	93	19	52	-6,773	171	44	421	90	37	10	627
昭和12年	43	34	524	4	-	93	19	52	-7,023	171	44	421	90	37	10	727
昭和13年	43	35	525	4	-	94	19	52	-7,046	171	44	472	91	37	10	731
昭和14年	43	35	523	4	-	94	19	52	-7,116	171	44	472	91	37	10	718
昭和15年	書類焼失の為不明															
昭和16年	書類焼失の為不明															
昭和17年	43	43	616	4	204	104	19	58	-7,505	171	46	495	91	37	16	792
昭和18年	40	38	456	-	80	91	17	54	26,520	154	14	382	84	39	11	705
昭和19年	40	38	478	-	116	91	17	54	27,275	154	14	397	84	39	11	718
昭和20年	40	38	478	-	116	91	22	54	27,275	154	14	392	84	38	11	718

職別 年度別	司法事務官				司法技官				司法教官		雇												
	一級	二級	三級	三級	二級	三級	三級	三級	二級	三級													
昭和21年	4	76	473	91	6,418	154	110	22	2	10	11	345	32	85	717								
昭和22年	4	129	661	149	8,987	154	121	24	2	20	7	20	359	7	1	10	30	725					
職別 年度別	法務庁事務官				法務庁技官				法務庁教官		雇用人												
	一級	二級	三級	三級	二級	三級	三級	三級	二級	三級	給仕	小使	運転手	火夫	馬夫	臨時職員							
昭和23年	4	154	838	184	11,056	154	121	25	220	7	20	361	7	169	10	30	807	86	313	148	20	8	8
職別 年度別	法務府事務官				法務府技官		法務府教官		雇用人														
	一級	二級	三級	三級	二級	三級	二級	三級	給仕	小使	運転手	火夫	馬夫	臨時職員									
昭和24年	8	222	809	263	13,489	163	505	45	30	900	102	263	153	62	12	8	20	65					
職別 年度別	法務事務官				法務技官	法務教官	備用人		通訳														
	事務官	看守長	副看守長	看守	技官	教官	員	人	訳														
昭和25年	242	823	263	13,636	768	98	931	652	14														
昭和26年	345	628	374	13,691	735	145	1,550																

備考 看守長，男看守（教習中を除く）保健技手，作業技手，教諭師は昭和9年度以降臨時刑務費支弁のものを含む。
 作業技師，同技手は昭和3年度以前は就業費支弁である。
 女監取締は昭和5年度以降女看守となる。
 雇は昭和12年度以降技術雇各百人を含む。

ト 刑務所の経費

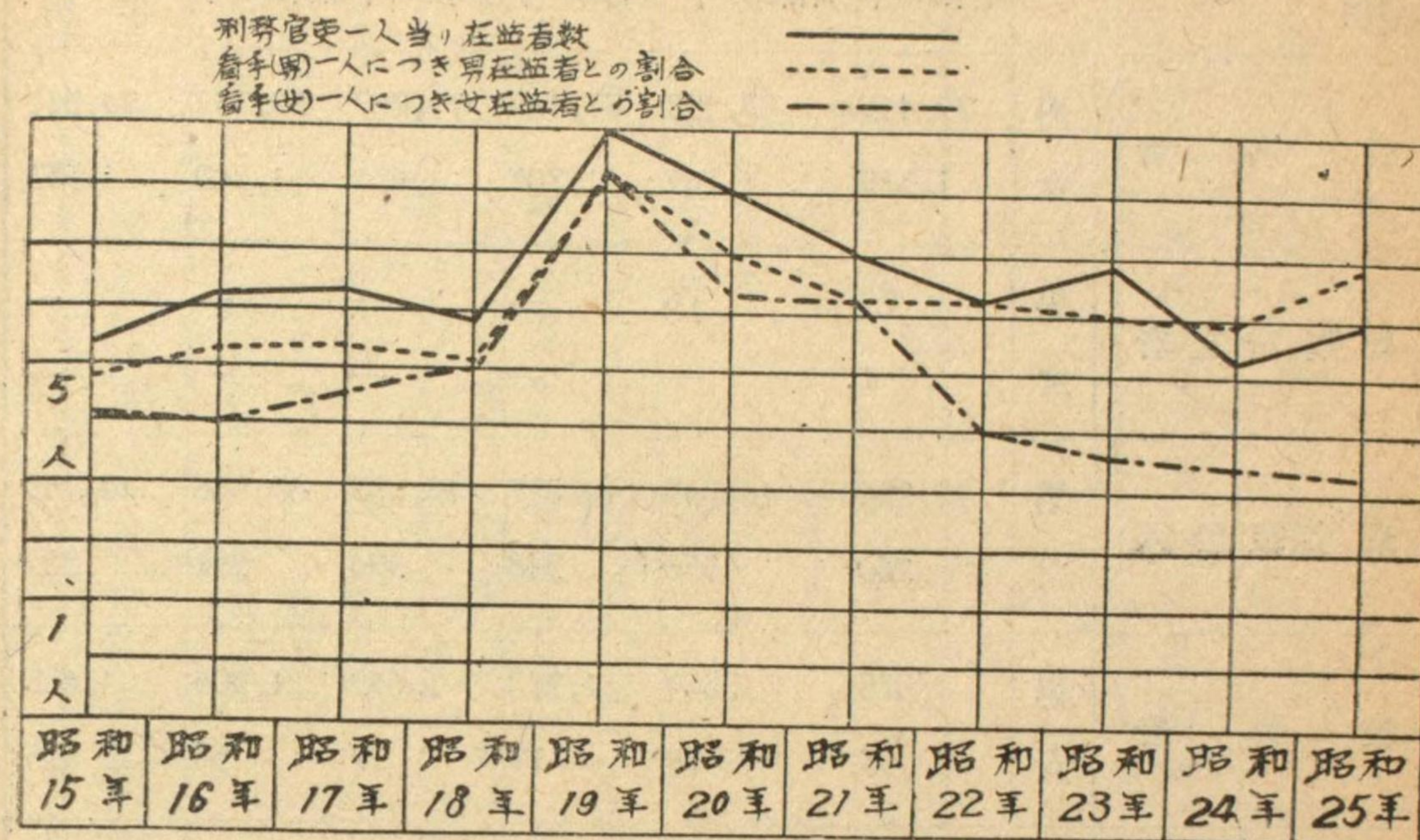
種別		年別	昭和25年度	昭和24年度
矯正保護費	矯正保護官署		2,234,778,641	1,990,200,884
	矯正保護収容費		2,789,702,118	2,411,535,907
	刑務所作業費		1,216,192,441	841,267,461
公共事業費	公共事業事務費		2,398,403	4,059,641
	一般公共事業費		431,799,894	935,744,351
	災害関係公共事業費		35,949,434	7,955,979
総計		6,710,820,932	6,190,764,223	

チ 在監者平均一人に対する刑務所経費累年表

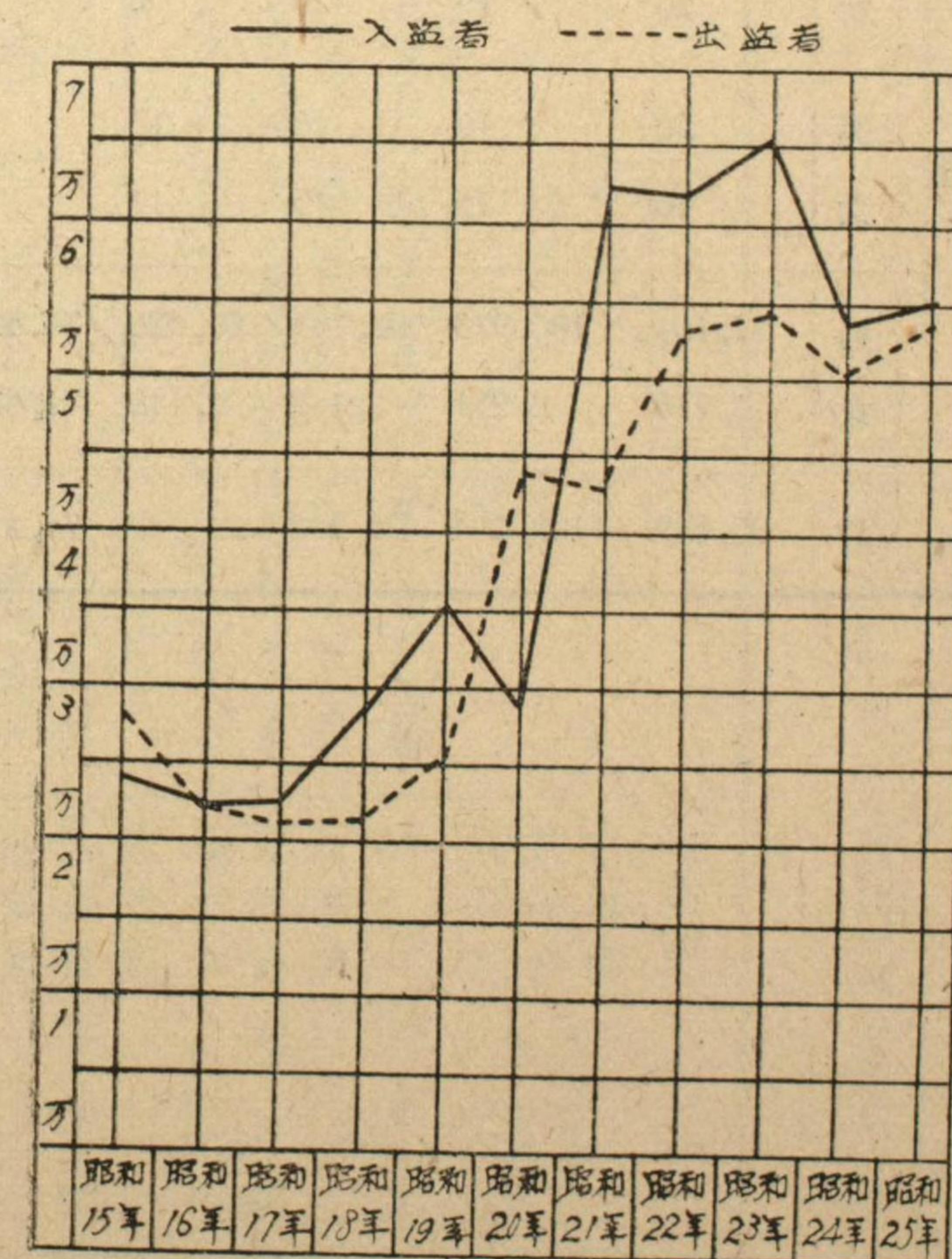
昭和25年度	昭和24年度	昭和23年度	昭和22年度	昭和21年度	昭和20年度	平均
円	円	円	円	円	円	円
65,024.814	64,932.183	26,125.236	9,583.878	3,837.245	1,346.388	34,169.949

リ 業務の状況

(1) 刑務官吏と在監者との割合



(2) 受刑者の入出監年表



(3) 一日平均在監者累年表

種別	年別		昭和26年	昭和25年	昭和24年	昭和23年	昭和22年	5ヶ年平均
	男	女	人	人	人	人	人	人
受刑者	男	女	79,415	83,492	77,129	71,767	59,752	74,311
	男	女	1,328	1,762	1,705	1,632	1,340	1,553
死刑確定者	男	女	72	76	—	—	—	—
	男	女	1	—	—	—	—	—
刑事被告人	男	女	12,206	14,945	14,097	16,083	13,486	14,163
	男	女	260	350	348	394	291	329
被疑者	男	女	1,878	1,884	1,773	1,652	1,205	1,678
	男	女	93	79	77	77	50	75
労役場留置者	男	女	510	557	176	116	88	289
	男	女	20	25	6	6	3	12
乳児	男	女	20	19	18	11	6	15
	男	女	16	15	13	11	5	12
合計	男	女	94,101	100,973	93,193	89,630	74,536	90,487
	男	女	1,718	2,231	2,149	2,119	1,690	1,981
計			95,819	103,204	95,342	91,749	76,226	92,468

(4) 在監者の作業累年表

種別	年別	昭和25年度	昭和24年度	昭和23年度	昭和22年度	昭和21年度	平均
		人	人	人	人	人	人
就業延人員	官	6,158,959	5,135,302	3,500,656	2,989,731	2,316,577	4,020,245
	委	8,760,747	9,193,922	10,475,790	8,746,984	5,580,616	8,551,612
	請	729,577	426,841	455,066	283,845	155,925	410,251
賃金	官	114,434,994.000	91,876,604.000	36,797,112.000	9,103,372.000	3,031,506.000	51,048,718.000
	委	196,806,290.000	264,845,403.000	225,849,565.000	67,989,298.000	19,431,371.000	154,984,385.000
	請	35,969,663.000	8,887,180.000	7,323,796.000	2,604,404.000	423,744.000	11,041,757.000
作業賞与	官	54,310,981.000	51,468,448.000	29,395,124.000	6,823,781.000	1,635,438.000	28,726,755.000
	委	18,580	17,891	10,510	3,050	1,310	5,134
	請	22,465	28,807	21,560	7,770	3,480	16,817
就業者一人一日の賃金	官	49,302	20,821	16,090	9,180	2,720	19,622
	委	1,878	1,920	1,100	0,600	0,170	1,132
	請						
平均1人1日賞与							

(5) 作業の賃金額並びに一人当平均額累年表

種別	年別	昭和25年度	昭和24年度	昭和23年度	昭和22年度	昭和21年度	平均
		円	円	円	円	円	円
賃金	額	347,210,947.000	362,593,379.000	269,970,473.000	79,697,074.000	22,886,621.000	217,074,860.000
	平均	8,098.403	9,027.820	6,828.127	2,419.908	1,037.330	5,497.335

(6) 昭和26年中各所別刑務事故調

庁名	1月	2月	3月	4月	5月	6月
東京(拘置)				1-	1-	
大阪(拘置)						
京都(拘置)				2-		縊死
神戸(拘置)					1-	
名古屋(拘置)						
広島(拘置)						
小菅						
豊多摩						
府中						
八王子(医療)	山林失火 1-			1-		4-
横浜	同囚殺害 1-				2-	
横須賀	職員に対する傷害 1-			1-		
久里浜						
千代田						1-
宇都宮						
栃木	1-		火災			
前橋						
静岡				4-		
甲府				1-	1-	
長野						
新潟						
大京				作業死 1-		
神奈川			1-	1-	1-	同囚傷害
加古川						
滋賀						
和歌山	職員に対する傷害 1-				1-	同囚傷害
名古屋		1-				
三重	1-			職員に対する傷害 1-		同囚傷害
岐阜						
笠置		1-				
福井	作業死 2-	2-				
金沢						
富山				同囚傷害 1-	1-	
山梨			1-			
山岡						
鳥取				1-	作業死	同囚傷害

7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
	縊死		作業死 1-			1-
		1-				3三
				不当拘禁		3二
		1-				1-
		1-		火災		1-
1-			2-			9五
						2-
						2二
		1-				1-
			職員に対する傷害			1-
			5-		1-	7三
	縊死					4-
						2二
				縊死		2二
			1-	メチール飲用死	1-	2二
			1-			1-
			1-			4四
			1-		作業死	1-
	職員に対する傷害				作業死	2二
同囚傷害						1-
1-				縊死		1-
				1-		4三
1-			1-		作業死	3三
			1-			2二
						1-
						2二

庁名	1月	2月	3月	4月	5月	6月
松江				1-		
福岡	1-					
小倉						
北(医療)						
長崎	2-				1-	
佐世		2=				10-
大熊						
鹿島			1-		1-	
宮崎			1-			縫 死 火 災
宮城		同囚 傷害 1-	1-	同囚 傷害 1-		同囚 傷害 3-
福島						
山形						同囚 傷害 3-
秋田	1-					
青森						
札幌		1-	火 災		3-	1-
旭川	1-		2-			
釧路					同囚傷害	
帯広			1-			1-
網走					火 災	
高松					作 業 死	
高德					1-	4=
高山	2-		2-			
川越(少年)				1-		
水戸(少年)					同囚殺害	
松本(少年)						
姫路(少年)						2-
奈良(少年)						
愛知(少年)						
岩国(少年)						
新光学院						
佐賀(少年)			1-			
盛岡(少年)			2-		1-	1-
函館(少年)				1-		2-
合計	11 九	8 六	13 〇	16 三	18 五	26 二

7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
	2 =			作業 8 = 死 2 =		11 五
	1 -	1 -				5 五
				出廷中被告 人射殺さる		3 二
2 -				2 -		16 四
縫 死		同囚傷害	2 =			2 二
2 -	1 -			3 =		8 六
	同囚殺害					1 一
2 -	1 -					4 三
				2 -	1 -	7 四
1 -						1 一
1 -						4 四
2 =		1 -	1 -			7 五
1 -			作 業 死	2 =	メチール 飲 用 死 1 -	9 九
						3 二
1 -					同囚傷害	1 一
						2 二
1 -	集団中毒					1 一
						7 五
			1 -			3 二
	1 -					2 二
						2 一
				同囚傷害		
						1 一
1 -				1 -		6 五
1 -	縫 死					4 三
18 五	6 八	8 六	20 四	23 三	4 四	171 三

(7) 指紋

種別	指紋法実施以来新に受けたる指紋原紙数	年末果計	年末現在保管指紋原紙総数	新に受けたる指紋原紙数	指紋原紙による前科発見						身許不明の要死者に対する指紋対照々会		廃棄指紋原紙数	
					刑務所より対照々会	裁判所検察庁	より対照々会	警察署より対照々会	その他より対照々会	合計	受理件数	前科発見件数		受理件数
昭和26年	1,094,189	885,786	1,908	7,267	2,659	39,181	7,945	4,353	1,215	1,625	1,308	52,263	13,127	3,399
昭和25年	1,064,731	859,677	2,043	4,936	2,546	10,044	2,362	4,941	1,901	534	427	20,455	7,236	5,808
昭和24年	1,030,150	830,904	3,057	3,457	1,963	2,428	852	4,863	2,422	334	320	11,082	5,557	3,965
昭和23年	988,890	793,609	1,933	1,597	1,220	799	244	3,740	1,096	66	84	6,232	2,644	7,139
昭和22年	935,785	746,643	897	2,237	1,844	145	65	4,460	1,228	104	91	6,946	3,228	3,359
昭和21年	880,825	696,046	158	2,724	1,986	55	12	3,674	775	85	73	6,538	2,846	2,275

法務府(司法部)における指紋事務は明治41年10月10日創始に係り現在保管中の指紋原紙は其の創始当時より各刑務所において禁錮以上の刑の執行を受けたるものに付き作成蒐集したるものにして、其の内より死亡者並に70歳以上の高齢者は除外し、専ら現在原紙の活用し便ならしむ。而して之が利用は初犯として新に刑務所に入所したるものに対する前科包蔵の有無調査を始め、警察署裁判所検察庁より犯罪被疑者被告人等に対する前科有無調査の照会にも応じ、更に身許不明の要死者に対する指紋の対照々会にも応じて来た。

◇ 昭和26年度 指紋事務に関する統計年表

法務省矯正局指紋係

(1) 指紋対照並前科発見其他十年比較 (昭和26年)

種別	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	平均
対照数	15,197	11,703	11,374	6,080	6,538	6,946	6,232	11,083	20,455	52,263	14,787
前科発見総数	6,631	5,792	5,259	2,930	3,004	4,125	4,577	8,614	9,279	15,035	6,525
新に受けたる原紙	16,107	20,068	26,479	23,305	26,732	53,956	54,105	41,260	34,587	29,458	32,605
廃棄原紙	2,551	3,337	1,739	784	2,275	3,357	7,139	3,965	5,808	3,349	3,431
年末現在原紙	607,597	624,328	649,068	671,589	696,046	746,046	793,609	830,904	859,667	885,786	736,800
受刑追加人員	13,705	14,028	11,676	7,091	10,519	22,290	28,022	39,059	39,619	42,102	22,811

指紋法は明治41年10月16日より施行せられ、大正6年迄は懲役受刑者のみならず、其の後禁錮受刑者を、又同7年共通法施行の結果台湾及朝鮮に於て受刑せる内地人を含むこととし、同13年より陸海軍刑務所に於ける受刑者、昭和9年より関東局及南洋に於て受刑せる内地人受刑者にも施行せしめ、昭和20年8月終戦後は本土受刑者のみに施行せらるゝに至つた。

(2) 指紋対照による前科発見百分比十年比較 (昭和26年)

種別	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	平均
対照数	15,197	11,703	11,374	6,080	6,538	6,946	6,232	11,082	20,455	52,263	14,787
発見数	6,538	5,657	5,167	2,930	2,846	3,228	2,644	5,557	7,236	13,127	5,493
対照百に対する前科発見数	43	48	45	48	44	46	42	50	35	42	37

(3) 指紋対照及前科発見並指紋原紙取扱最近十ヶ年比較表 (昭和26年)

種別 年別	指紋対照及前科発見						指紋原紙		受刑追加人員数				
	刑務所より対照	裁判所又は検察庁	よりに対照	警察署より対照	その他より対照	合計	前科発見総数	新に受けたる原紙		廃棄原紙	年末現在原紙		
	対照数	対照数	対照数	対照数	対照数	対照数	対照数	対照数	対照数	対照数			
昭和17年	191	2,504	1,316	7,125	2,894	5,377	2,219	15,197	6,631	16,107	2,551,607,597	13,705	
昭和18年	218	1,910	1,175	6,369	2,633	3,206	1,682	11,703	2,792	20,068	3,337,624,328	14,028	
昭和19年	251	1,698	890	4,673	1,357	4,752	2,760	11,374	5,259	26,479	1,739,649,068	11,676	
昭和20年	1,998	93	81	3,013	649	766	379	5,880	2,892	23,305	784,671,589	7,091	
昭和21年	2,724	1,986	12	3,674	775	85	73	6,538	3,004	26,732	2,275,696,046	10,519	
昭和22年	2,237	1,844	65	4,460	1,228	104	91	6,946	4,125	53,956	3,359,746,643	22,290	
昭和23年	1,597	1,227	799	3,740	1,096	96	84	6,232	4,577	54,105	7,139,793,609	28,022	
昭和24年	3,457	1,963	2,428	4,863	2,422	334	320	11,082	8,614	41,260	3,965,830,904	39,059	
昭和25年	4,936	2,546	10,044	4,941	1,901	534	427	20,455	9,279	34,581	5,808,859,677	39,619	
昭和26年	7,267	2,659	39,181	4,353	1,215	1,625	1,308	52,263	15,035	29,458	3,349,885,786	42,102	
自明治41年至昭和26年累計	47,440	17,294	68,009	20,789	306,939	122,749	45,203	24,322	457,438	185,154	208,403	885,986	670,446


(4) 指紋の成績 (昭和26年)

序別	類別	対照々々にらざる前科発見数		指紋対照による前科発見数		計		偽名発見数		指紋対照数に対する前科発見百分比
		刑中	刑執行者	対照数	前科発見数	対照数	前科発見数	対照々々にらざる偽名発見数	対照々々にらざる偽名発見数	
東京	置	137	24	104	64	104	64	46	22	0.615
大阪	置	37	5	1,063	51	1,063	51	18	24	0.047
京都	置	4	5	3	1	3	1	3	-	0.333
神戸	置	86	12	356	101	356	101	29	19	0.283
名古屋	置	29	5	116	68	116	68	7	11	0.586
広島	置	5	-	-	-	-	-	4	4	-
豊田	摩	15	4	19	5	19	5	9	11	0.263
府中	中	6	9	476	434	476	434	11	25	0.911
王子(医療)	王	3	2	6	5	6	5	-	1	0.833
八王子	王	73	31	97	52	97	52	25	9	0.536
横浜	浜	1	3	-	-	-	-	-	-	-
横須賀	賀	5	2	10	6	10	6	2	1	0.600
須賀	賀	27	5	27	20	27	20	6	3	0.740
久里	里	17	5	27	23	27	23	10	1	0.851
千代田	都	-	2	1	-	1	-	-	-	-
宇都宮	宮	17	11	146	144	146	144	10	2	0.986
栃木	木	23	5	87	71	87	71	9	14	0.816
前橋	橋	7	9	11	7	11	7	6	2	0.636
静岡	岡	10	5	168	154	168	154	7	31	0.916
甲府	府									
長野	野									

庁別	類別	対照々会によらざる前科発見数		指紋対照前科発見数		計		偽名発見数		指紋対照数に対する前科発見百分比
		刑執行中の者	刑執行を終了した者	対照数	前科発見数	対照数	前科発見数	対照々会によらざる偽名発見数	対照々会による偽名発見数	
新潟		7	7	122	103	122	117	8	12	0.844
大分		80	46	2,890	221	2,890	347	74	66	0.076
京都		17	6	22	15	22	38	7	8	0.681
神奈川		46	21	107	80	107	147	32	15	0.741
加賀		9	4	3	3	3	16	5	2	1
滋賀	古	26	9	24	14	24	49	17	6	0.583
和歌山	歌	4	7	7	1	7	12	3	-	0.142
名古屋	古	22	8	62	56	62	86	9	4	0.903
三重		22	5	3	3	3	30	5	2	1
岐阜		9	4	25	20	25	33	5	3	0.800
笠岡		-	1	1	1	1	2	-	1	1
福井		10	2	20	17	20	29	4	-	0.085
金沢		8	1	58	50	58	59	6	5	0.862
富山		3	3	1	1	1	7	2	-	1
石川		44	12	209	74	209	130	18	7	0.354
山梨		27	8	3	3	3	38	13	1	1
岡崎		32	9	350	306	350	347	10	21	0.847
鳥取		3	3	3	3	3	9	2	3	1
松江		16	3	3	2	3	21	5	-	0.666
福山		87	14	98	71	98	172	36	12	0.724
小倉		59	18	13	9	13	86	25	-	0.692

長崎		1	1	-	-	-	2	-	-	-
佐賀		28	5	41	32	41	65	5	3	0.780
大分		29	7	-	-	-	36	7	-	-
熊本		16	13	7	3	7	32	15	-	0.428
鹿儿岛		21	9	5	3	5	33	7	-	0.600
宮崎		14	4	21	20	21	38	7	2	0.952
宮崎		31	8	13	11	13	50	10	3	0.846
福山		34	11	72	57	72	102	19	8	0.791
山形		9	-	5	5	5	14	1	-	1
秋田		14	4	5	1	5	19	5	-	0.200
青森		10	4	5	4	5	18	3	-	0.800
札幌		10	5	8	4	8	19	3	1	0.500
札幌		33	12	113	78	113	123	12	18	0.690
旭川		11	4	9	6	9	21	5	2	0.666
釧路		5	-	2	1	2	6	-	1	0.500
帯広		1	1	3	2	3	4	1	2	0.666
網走		2	3	1	1	1	6	3	1	1
高松		23	2	18	12	18	37	7	2	0.666
徳島		7	2	19	14	19	23	4	3	0.736
高松		4	4	43	41	43	49	2	2	0.953
山形		11	4	56	37	56	52	5	9	0.660
山形	少	2	-	-	-	-	2	1	-	-
年	少	3	10	-	-	-	23	8	-	-
越前		5	2	6	2	6	9	-	1	0.333
戸本										
本松										

(5) 指紋対照及前科発見人員累年比較表



計	1,437	471	1,908	52,426	13,127	15,035	644	1,799	2,443
指紋法実施以降の累計	10,451	4,978	15,424	412,442	174,686	190,110	3,998	19,619	23,617

(5) 少年院

イ 少年院法 (昭和23年7月15日
法律第169号)

施行 昭和24年1月1日 (附則)

改正 昭和23年12月18日 法律第252号

昭和24年5月30日31日 法律第120号 法律第143号

昭和25年4月15日 法律第99号

昭和26年3月31日 法律第72号

第1條 少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、これに矯正教育を授ける施設とする。

第2條 少年院は、初等少年院、中等少年院、特別少年院、及び医療少年院とする。

2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、14歳以上おおむね16歳未満の者を収容する。

3 中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者を収容する。

4 特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね16歳以上23歳未満の者を収容する。

5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、14歳以上26歳未満の者を収容する。

6 少年院は、収容すべき者の男女の別に従つて、これを設ける。

第3條 少年院は、国立とし、法務総裁がこれを管理する。

2 法務総裁は、少年院を適当に維持し、且つ、完全な監査を行う責任を負う。

第4條 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え、紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。

一 初等少年院においては、小学校及び中学校で必要とする教科

二 中等少年院及び特別少年院においては、初等少年院で必要とする教科、更に必要があれば、高等学校又は大学に準ずる教科

三 医療少年院においては、養護学校その他の特殊教育を行う学校で必

要とする教科

2 少年院の長は、在院者を前項の矯正教育に関係のない労働に従事させてはならない。

第5條 少年院の長は、在院者に対する矯正教育のうち教科に関する事項については、文部大臣の勅告に従わなければならない。

2 少年の長は、前條各号に掲げる教科を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。

3 前項の証明書は、学校教育法（昭和22年法律第26号）により設置された各学校と対応する教科課程について各学校の長が授与する卒業証書その他の証書と同一の効力を有する。

第6條 在院者の処遇には段階を設け、その改善、進歩等の程度に応じて、順次に向上した取扱をしなければならない。但し、成績が特に不良なものについては、その段階を低下することができる。

第7條 少年院の長は、在院者が善行をなし成績を向上し、又は一定の技能を習得した場合には、これに賞を与えることができる。

2 前項の賞は、証明書、記章等の賞票又は特別外出等の殊遇とする。但し少年院の長は、法務総裁の承認を経て、他の賞を与えることができる。

3 ひとたび与えた賞は、いかなる場合にも、これを没収してはならない。

第8條 少年院の長は、紀律に違反した在院者に対して、左に掲げる範囲に限り、懲戒を行うことができる。

一 厳重な訓戒を加えること。

二 成績に対して通常与える点数より減じた点数を与えること。

三 20日を超えない期間、衛生的な単独室で謹慎させること。

2 懲戒は、本人の心身の状況に注意して、これを行わなければならない。

第9條 少年院の長は、在院者の所持する金銭、衣類その他の物を領置したときは、これを安全に保管し、且つ、在院者に受領証を交付しなければならない。

第10條 少年院の長は、矯正教育の便宜その他の理由により在院者を他の少年院に移送する必要があると認めるときは、その少年院所在地の矯正保護管区長の認可を得て、これを移送することができる。

2 前項の規定により在院者を他の少年院に移送した場合には、移送した少年院の長は、すみやかに、本人を送致した裁判所にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により在院6月以上の在院者を他の少年院に移送した場合には、移送した少年院の長は、すみやかに、その少年院所在地の地方少年保護委員会にもその旨を通知しなければならない。但し、在院者が23歳以上の場合には、地方成人保護委員会に通知しなければならない。

第11條 在院者が20歳に達したときは、少年院の長は、これを退院させなければならない。但し、送致後6月を経過しない場合は、送致の時から6月間に限り、収容を継続することができる。

2 少年院の長は、前項の場合において、在院者の心身に著しい故障があり又は犯罪的傾向がまだ矯正されていないため少年院から退院させるに不相当であると認めるときは、本人を送致した裁判所に対して、その収容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならない。

3 前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び本人を収容中の少年院の職員の意見をきかなければならない。

4 裁判所は、本人が第2項の状況にあると認めるときは、期間を定めて、収容を継続すべき旨の決定をしなければならない。但し、この期間は23歳を超えてはならない。

5 裁判所は、少年院の長の申請に基いて、23歳に達する在院者の精神に著しい故障があり公共の福祉のため少年院から退院させるに不相当であると認めるときは、26歳を超えない期間を定めて医療少年院に収容を継続すべき旨の決定をしなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

7 少年院の長が裁判所に対し、在院者の収容を継続すべき旨の決定の申請をした場合には、第1項の規定にかかわらず、裁判所から決定の通知があるまで収容を継続することができる。

8 少年院の長は、在院者が裁判所の定めた期間に達したときは、これを

退院させなければならない。

第12條 少年院の長は、在院者に対して矯正の目的を達したと認めるときは地方少年保護委員会に対し、退院の申請をしなければならない。

2 少年院の長は、在院者が処遇の最高段階に向上し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方少年保護委員会に対し、仮退院の申請をしなければならない。

3 前2項の場合において、在院者が23歳以上の場合には、地方成人保護委員会に対して申請をしなければならない。

第13條 少年院の長は、地方少年保護委員会又は少年を送致した裁判所に対し、少年の心身の状況、家庭、交友関係その他環境の状況等について、調査書の提出その他必要な援助を求めることができる。

2 少年院の長は、警察官、警察吏員、児童福祉司その他の公務員に対し、必要な援助を求めることができる。

3 少年院の長は、その少年院所在地の矯正保護管区長の承認を経て学校、病院、事業所又は学識経験のある者に委嘱して、矯正教育の援助をさせることができる。

4 少年院の長は、事業所又は学識経験のある者に委嘱して少年院以外の施設において、在院者に対する職業の補導を援助させる場合には、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定に従うことを要し、且つ、在院者に賞与金が支払われるときは、これを全部本人に支給しなければならない。

第14條 在院者が逃走したときは、少年院の職員は、これを連れ戻すことができる。

第15條 この法律で定めるものの外、在院者の処遇に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

2 少年院の長は、法務総裁の認可を受けて、在院者の処遇に関する細則を定めることができる。

第16條 少年保護鑑別所は、少年法(昭和23年法律第168号)第17條第1項第2号の規定により送致された者を収容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分執行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づいて、少年の資質

の鑑別を行う施設とする。

第16條の2 少年保護鑑別所は、家庭裁判所、少年院の長及び地方少年保護委員会以外の者から少年の資質の鑑別を求められたときは、前條の業務に支障をきたさない範囲において、これに応ずることができる。

2 前項の鑑別については、法務府令の定めるところにより、実費を徴収するものとする。

第17條 少年保護鑑別所は、国立とし、法務総裁がこれを管理する。

2 第9條、第13條第2項、第3項、第14條及び第15條の規定は、少年法第17條第1項第2号の規定により送致された者に関し、少年保護鑑別所にこれを準用する。

第17條の2 少年院から退院し、若しくは仮退院し、又は少年保護鑑別所から退所する者が、帰住旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範囲内において、これに旅費又は衣類を給与することができる。

第17條の3 少年院又は少年保護鑑別の長は、収容中に死亡した者の遺留金品について、親権者、後見人又は親族から請求があつたときは、請求者にこれを交付しなければならない。

2 前項の遺留金品は、死亡の日から1年以内に同項の請求がないときは、国庫に帰属する。

第17條の4 少年院又は少年保護鑑別所に収容中に逃走した者の遺留金品は逃走の日から1年以内に本人の居所が分明しないときは、国庫に帰属する。

附 則

第18條 この法律は、昭和24年1月1日から、これを施行する。

第19條 矯正院法(大正11年法律第43号)は、これを廃止する。

第20條 この法律施行の際現に存する矯正院は、これをこの法律により設置された少年院とみなす。

第21條 少年保護鑑別所の施設が十分でないため、特に必要があるときは、昭和26年3月31日までの間、少年院又は拘置監の特に区別した場所を少年保護鑑別所に充てることができる。但し、拘置監の区別した場所を充てた場合にはその場所には、少年法第3條第1項に掲げる罪を犯した少

年であつて逃走の虞のあるものに限る、収容するものとする。

2 特別少年院の施設の収容能力が十分でないため、特に必要があるとき昭和26年3月31日までの間、少年を収容する監獄の特に区別した場所を特別少年院に充てることのできる。

3 女子の医療少年院の施設が十分でないため、特に必要があるときは、前項の日までの間、男子の医療少年院を特に区分して、男女の別に従つて少年を収容することのできる。

第22条 第10条及び第13条第3項の規定により矯正保護管区長の行う職種は、矯正保護管区に至るまで、法務総裁がこれを行う。

改正

昭和26年3月31日法律第72号

少年院法（昭和23年法律第169号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項但書中「6月」を「1年」に、「6月間」を「1年間」に改める。

第21条第1項及び第2項中「昭和26年3月31日」を「昭和28年3月1日」に改める。

第22条を削る。

附則

この法律は、昭和26年4月1日から施行する。

少年院及び少年保護鑑別所組織規程（昭和24年6月1日） 法務府令第5号

改正	昭和24年7月16日	法務府令第30号
	同年11月21日	法務府令第95号
	昭和25年1月14日	法務府令第2号
	同年4月10日	法務府令第29号
	同年4月15日	法務府令第33号
	同年12月28日	法務府令第154号
	昭和26年2月15日	法務府令第16号
	同年3月31日	法務府令第50号
	同年6月1日	法務府令第102号

昭和26年7月2日 法務府令第118号

同 年12月28日 法務府令第176号

第1条 法務府設置法（昭和22年法律第193）号第13条の4第3項の規定による少年院及び少年保護鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称位置及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 少年院に院長を、少年保護鑑別所に所長を置く。

2 院長又は所長は、法務府の職員のうちから法務総裁が任命する。

3 院長又は所長は、法務総裁の指揮監督を受けて、院務又は所務を掌理し所属の職員を指揮監督する。

第3条 少年院に庶務課、教務課、分類保護課及び医務課を置く。

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公文書類の授受、発送及び保存に関する事項
- 2 人事に関する事項
- 3 経理に関する事項
- 4 統計報告に関する事項
- 5 給養に関する事項
- 6 領置金品に関する事項
- 7 他の課の所掌に属しない事項

3 教務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 教科指導に関する事項
- 2 職業補導に関する事項
- 3 体育その他レクリエーションに関する事項
- 4 生活補導に関する事項
- 5 保安に関する事項

4 分類保護課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 個性及び環境の調査並びに分類に関する事項
- 2 入院、退院及び仮退院に関する事項
- 3 処遇審査会に関する事項

5 医務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 心身の保健指導に関する事項
- 2 健康診査及び防疫に関する事項
- 3 医療及び看護に関する事項
- 4 養護者の生活指導に関する事項
- 5 薬剤及び医用器材に関する事項

第4条 少年保護鑑別所に庶務課、観護課及び鑑別課を置く。

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 公文書類の授受、発送及び保存に関する事項
- 2 人事に関する事項
- 3 経理に関する事項
- 4 統計報告に関する事項
- 5 給養に関する事項
- 6 領置金品に関する事項
- 7 他の課の所掌に属しない事項

3 観護課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 入所及び退所に関する事項 2 身柄の確保及び同行に関する事項
3 処遇に関する事項 4 行動観察に関する事項 5 面会及び通信に関する事項

3 鑑別課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 鑑別に必要な科学的検査に関する事項 2 鑑別に必要な資料の収集に関する事項 3 鑑別に必要な処遇の指定及び変更に関する事項 4 鑑別結果に基く判定、通知及び勧告に関する事項 5 医療及び保健衛生に関する事項 6 薬剤に関する事項 7 その他医務に関する事項

第4條の2 東京少年保護鑑別所、横浜少年保護鑑別所、大阪少年保護鑑別所、京都少年保護鑑別所、神戸少年保護鑑別所、名古屋少年保護鑑別所、広島少年保護鑑別所、福岡少年保護鑑別所、仙台少年保護鑑別所、札幌少年保護鑑別所及び高松少年保護鑑別所に、前條に掲げる三課の外医務課を置く。

2 前項の少年保護鑑別所の鑑別課においては、前條第4項第1号から第4号までの事務を、医務課においては、同項第5号から第7号までの事務をつかさどる。

第5條及び第6條 削除

第7條 各課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第8條 少年院の分院及び少年保護鑑別所の名称及び位置は、それぞれ別表第1及び第2のとおりとする。

2 分院に分院長を、分所に分所長を置く。

3 分院長又は分所長は、院長又は所長の指揮監督を受けて、分院又は分所の事務を分掌する。

第9條 院長又は所長は、この規程に定めるものの外、矯正保護管区長の認可を得て、必要な執行細則を定めるところができる。

附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
2 昭和24年法務庁告示第2号は、廃止する

附 則 (昭和25年12月28日法務府令第154号)

この府令は、昭和26年1月1日から施行する。

別表第1及び第2省略

改 正

昭和26年2月15日法務府令第16号

少年院及び少年保護鑑別所組織規程(昭和24年法務府令第5号)の一部を次のように改正する。

第8條を次のように改める。

第8條 少年院の分院の名称及び位置は、別表のとおりとする。

2 分院に分院長を置く。

3 分院長は、院長の指揮監督を受けて、分院の事務を分掌する。

「別表第1」を別表に改め、同表多摩少年院の項中

浦和学院 埼玉県浦和市 を、

二葉学園 東京都葛飾区

浦和学院 埼玉県浦和市

に改める。

別表第2を削る。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

昭和26年3月31日法務府令第50号

少年院及び少年保護鑑別所組織規程(昭和24年法務府令第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「東京少年院」を「東京医療少年院」に改め、神戸再度山学院の項、瀬戸少年院の項、広島少年院の項及び四国少年院の項並びに福岡少年院の項中「筑紫少女苑 | 福岡県福岡市」及び東北少年院の項中「置賜学院 | 山形県東置賜郡上郷村」を削る。

附 則

この府令は、昭和26年4月1日から施行する。

昭和26年6月1日法務府令第102号

少年院及び少年保護鑑別所組織規程（昭和24年法務府令第5号）の一部を次のように改正する。

第7條の次に次の一條を加える。

第7條の2 少年院及び少年保護鑑別所に次長一人を置くことができる。

2 次長は、院長又は所長を助けて、院務又は所務を整理する。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

昭和26年7月2日法務府令第108号

少年院及び少年保護鑑別所組織規程（昭和24年法務府令第5号）の一部を次のように改正する。

別表北海少年院の項中「北光園 | 北海道紋別郡生田原町」を削る。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

昭和26年12月28日法務府令第176号

少年院及び少年保護鑑別所組織規程（昭和24年法務府令第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「美保少年院 | 古志原学院 | 島根県八束郡大庭村」を

三重少年学院 | 宮川医療少年院 | 三重県度会郡小俣町
美保少年院 | 古志原学院 | 島根県八束郡大庭村 に改める。

附 則

この府令は、昭和27年1月1日から施行する。

ハ 少年院及び少年保護鑑別所の数

少年院	分 院	少年保護鑑別所	合 計
39	15	49	103

ニ 少年院の名称及び所在地（分院を含む）

多 摩 少 年 院	東京都南多摩郡由井村
浦 和 学 院	浦和市町原山新田
二 葉 学 園	東京都葛飾区
東 京 医 療 少 年 院	東京都渋谷区代々木大山町
秩 父 学 園	埼玉県大里郡寄居町
水 府 学 院	茨城県東茨城郡川根村
愛 光 女 子 学 園	東京都北多摩郡狛江村
関 東 医 療 少 年 院	東京都北多摩郡府中町貫井前
千 葉 星 華 学 院	千葉県香取郡多古町
印 旛 少 年 院	千葉県印旛郡船穂村
八 街 少 年 院	千葉県印旛郡八街町滝台
茨 城 農 芸 学 園	茨城県稲敷郡奥野村
榛 名 少 年 院	群馬県勢多郡大胡町
東 海 農 芸 学 院	静岡県安部郡美和村
有 明 高 原 寮	長野県南安曇郡有明村
長 野 知 行 塾	長野県箱清水
上 田 清 修 寮	上田市中之条
新 潟 少 年 学 院	長岡市御山町
浪 速 少 年 院	茨木市郡山
河 陽 学 舎	大阪府南河内郡古市町
共 善 学 舎	大阪府泉南郡下壮村
至 誠 院	大阪府泉南郡田尻村嘉祥寺762
交 野 女 子 学 院	大阪府北河内郡交野町大字倉治
宇 治 少 年 院	宇治市五ヶ庄
京 都 医 療 少 年 院	宇治市木幡中尾
神 戸 再 度 山 学 院	神戸市生田区神戸港
鈴 蘭 台 学 園	神戸市兵庫区山田町
加 古 川 学 園	兵庫県加古郡八幡村
瀬 戸 少 年 院	瀬戸市東山町

明德少女苑	愛知県愛知郡天白村
豊浦医療少年院	愛知県知多郡豊浜町
三重少年学院	津市大谷町
各務農芸学院	岐阜県稲敷郡各務村
湖南学院	金沢市東蚊爪町
富山少年学院	富山県上新川郡福沢村
豊ヶ岡農工学院	愛知県愛知郡豊明村
広島少年院	広島県賀茂郡原村
貴船原少女苑	広島県佐伯郡観音村
美保少年院	鳥取県西伯郡大篠津村
古志原学院	松江市大庭町
福岡少年院	福岡市老司町
貞志寮	大分県中津市大幡
筑紫少女苑	福岡市屋形原
佐世保少年院	佐世保市大塔町笠の鼻
人吉農芸学院	熊本県球磨郡木上村
東北少年院	仙台市長町二ツ沢22
青海寮	石巻市門脇字村境43
秋田仙北寮	秋田県仙北郡大曲町
青葉女子学院	仙台市北六番町301
置賜学院	山形県東置賜郡上郷村
北海少年院	北海道千歳郡千歳町
紫明寮	北海道空知郡歌志内町字文珠
四国少年院	香川県仲多度郡善通寺
丸亀少女の家	丸亀市旧城内

ホ 少年保護鑑別所の名称及び所在地

東京少年保護鑑別所	東京都練馬区練馬仲町
横浜少年保護鑑別所	横浜市保土ヶ谷区岩井町123
浦和少年保護鑑別所	浦和市常盤町8—81
千葉少年保護鑑別所	千葉市神明町363
水戸少年保護鑑別所	水戸市西町二区666
宇都宮少年保護鑑別所	栃木県河内郡姿川村大字鶴田574
前橋少年保護鑑別所	前橋市岩神町914
静岡少年保護鑑別所	静岡市小鹿1
甲府少年保護鑑別所	甲府市東光寺町228
長野少年保護鑑別所	長野市三輪四ツ石1,008
新潟少年保護鑑別所	新潟市川岸町1—53—2
大阪少年保護鑑別所	大阪市都島区南通3—3
京都少年保護鑑別所	京都市左京区吉田上阿達町37
神戸少年保護鑑別所	神戸市兵庫区下祇園町33—1
奈良少年保護鑑別所	奈良市般若寺町3
大津少年保護鑑別所	大津市膳所橋原町458
和歌山少年保護鑑別所	和歌山市元奉行町2—9
名古屋少年保護鑑別所	名古屋市千種町
津少年保護鑑別所	津市古河町109—20
岐阜少年保護鑑別所	岐阜市鷺山1769—20
福井少年保護鑑別所	福井市幾久町26—8
金沢少年保護鑑別所	金沢市上弓ノ町56
富山少年保護鑑別所	富山市長江98—1
広島少年保護鑑別所	広島市宇品町13—477
山口少年保護鑑別所	山口市大字上字野令字下清水
岡山少年保護鑑別所	岡山市巖井中への坪716
鳥取少年保護鑑別所	鳥取市湯所町243
松江少年保護鑑別所	松江市内中原町195
福岡少年保護鑑別所	福岡市長浜町2—22

佐賀少年保護鑑別所	佐賀市神野町750
長崎少年保護鑑別所	長崎市橋口町243
大分少年保護鑑別所	大分市新川東町1, 216
熊本少年保護鑑別所	熊本市大江町渡鹿843
鹿児島少年保護鑑別所	鹿児島市鴨池町唐湊1, 087
宮崎少年保護鑑別所	宮崎市鶴之島町3—31
仙台少年保護鑑別所	仙台市北六番丁301—4宮町東照宮前
福島少年保護鑑別所	福島市御山町17
山形少年保護鑑別所	山形市小白川町1, 204
盛岡少年保護鑑別所	盛岡市宿田後28
秋田少年保護鑑別所	秋田市八橋下八橋1—4
青森少年保護鑑別所	青森県東津軽郡大野村大字大野字片岡
札幌少年保護鑑別所	札幌市南九条西18丁目
函館少年保護鑑別所	函館市中島町148—3
旭川少年保護鑑別所	旭川市一条通り28丁目
釧路少年保護鑑別所	釧路市弥生町110
高松少年保護鑑別所	高松市藤塚町87—1
徳島少年保護鑑別所	徳島市助任本町5—40
高知少年保護鑑別所	高知県長岡郡国府村国分682
松山少年保護鑑別所	松山市西立花町484

第四篇 外 局

I 更正保護委員会

一 犯罪者予防更生法 (昭和24年5月31日 法律第143号) (昭和25年5月25日 法律第204号)

改正 昭和26年3月29日法律第47号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め、犯罪予防の活動を助長し、もつて、社会を保護し、個人及び公共福祉を増進することを、目的とする。

2 すべて国民は、前項の目的を達成するために、その地位と能力に応じ、それぞれ応分の寄与をするように努めなければならない。

(定 義)

第2条 この法律で「青少年」とは、14歳以上で23歳に満たない者をいい、「成人」とは23歳以上の者をいう。

第2章 更生保護委員会

第1節 委員会の設置及び組織

(委員会の設置)

第3条 この法律の目的を達成するため国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定により、法務府の外局として、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)を置き、中央委員会の地方支分部局として、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会(以下それぞれ「地方少年委員会」又は「地方成人委員会」という。)を置く。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表による。

(中央委員会の組織)

第4条 中央委員会は、委員5人で組織する。

2 前項の委員は、両議院の同意を経て、法務総裁が任命する。

3 中央委員会に、委員長1人を置く。委員長は、委員の中から法務総裁が命ずる。

(委員の資格)

第5条 中央委員会の委員は、特にその職務を遂行するに適當な教養、経験、学識及び人格を有する者でなければならない。

2 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に加入している者は、中央委員会の委員となることができない。

3 中央委員会の委員は、その中の3人以上が、同一政党に属する者となることとなつてはならない。

(委員の任期及び服務)

第6条 中央委員会の委員の任期は、5年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第3章第7節(服務)の規定は、中央委員会の委員に準用する。

(委員の解任)

第7条 中央委員会の委員が、第5条第2項の規定に該当するに至つた場合には、法務総裁は、その委員を解任しなければならない。

2 中央委員会の委員の1人が、在任中に新たに政党に所属し、又は所属の政党を変更し、そのために同一政党に3人以上の委員が属することになつた場合には、法務総裁は、その委員を解任する。

3 中央委員会の委員の2人以上が、同時に新たに政党に所属し又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に3人以上の委員が属することになつた場合には、法務総裁は、その政党に属する委員が2人になるまで、新たにその政党に属するに至つた委員のうち相当と認める者を解任する。

4 中央委員会の委員が、心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若くは委員たるにふさわしくない非行をしたと認める場合においては、法務総裁は、これを解任することが

できる。

5 中央委員会の委員は、弁明の機会のある審問を受け、且つ、有利な証拠を提出するに足る期間を与えられた後でなければ、解任されることはない。その解任は、両議院の同意を経なければならない。

(委員長の職務)

第8条 中央委員会の委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めておいた順序により、委員が代理する。

(議決その他)

第9条 中央委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 中央委員会がその権能として行うことのできる調査、審問又は審理は、委員会の指名により、いずれか1人の委員で行うことができる。

4 前項の指名を受け、調査、審問又は審理を行つた委員は、その調査、審問又は審理の結果を、意見をつけて、委員会に報告しなければならない。

(地方委員会の組織)

第10条 各地方少年委員会及び各地方成人委員会は、委員3人で組織する。

2 前項の委員(以下「地方委員」という。)は、人事院の定めるところにより、法務総裁が選考し、且つ、任命する。

3 各地方少年委員会及び各地方成人委員会に、それぞれ委員長1人を置く。委員長は、地方委員の中から法務総裁が命ずる。

(地方委員の資格)

第11条 第5条第1項及び第2項の規定は、地方委員に準用する。

2 地方委員は、各委員会につき、2人以上が同一政党に属する者となることとなつてはならない。

(地方委員の任期)

第12條 第6條第1項及び第2項の規定は、地方委員に準用する。

(地方委員の解任)

第13條 法務総裁は、各地方少年委員会及び各地方成人委員会について地方委員の1人が在任中に新たに政党に所属し、又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に2人以上の地方委員会が属することとなつた場合にはその委員を解任する。

2 法務総裁は、各地方少年委員会及び各地方成人委員会について、2人以上の地方委員が、同時に新たに政党に所属し又は所属の政党を変更し、そのために、同一政党に2人以上の地方委員が属することとなつた場合には、その政党に属する地方委員が1人になるまで、新たにその政党に属するに至つた地方委員のうち相当と認める者を解任する。

(地方委員長の職務)

第14條 各地方少年委員会及び各地方成人委員会の委員長は、中央委員会の委員長の指揮監督を受けて会務を総理し、委員会を代表する。

2 前項の委員長の職務は、委員長に事故があるときは、中央委員会の委員長があらかじめ定めておいた順序により、各委員会の地方委員が代理する。

(議決その他)

第15條 第9條の規定は、地方少年委員会及び地方成人委員会に準用する。

第2節 委員会の権限

(中央委員会の権限)

第16條 中央委員会は、左の事項について権限を有し、その権限に属する事務をつかさどる。但し、第4号に掲げる事項は、この委員会の専権に属するものではない。

- 一 この法律で定める保護観察の制定を管理し、保護観察実施に関する一般方針を策定し、保護観察制度の改善について調査研究を行うこと。
- 二 仮出獄、仮出場及び仮退院の制度を、この法律及び他の法律で定められた制限の範囲内で管理し、その実施に関する一般方針を策定し、これらの制度の改善について調査研究を行うこと。

三 大赦、特赦、減刑、刑執行の免除及び復権の実施並びにこれらに関する制度の改善について、調査研究を行い、これらの事項について、法務総裁に報告し、申出をすること。

四 犯罪の予防に関する適当な計画を樹立し、犯罪の予防を目的とする諸活動の発達を促進し、援助すること。

五 地方少年委員会及び地方成人委員会の運営を指導し、監督すること。

六 地方少年委員会及び地方成人委員会のなした処分につき、この法律の定めるところにより、審査を行い、決定をなすこと。

七 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の人事、組織及び予算に関する事項を、この法律及び他の法律の制限の範囲内で管理すること。

八 犯罪者の素質、人格、行状、環境、教化、補導その他犯罪者の改善及び更生を図るため必要な事項について、科学的な調査研究を行うこと。

九 犯罪者の改善及び更生に関する業務に従事し、又は従事しようとする者を養成し、訓練すること。

二〇 その他この法律及び他の法律により中央委員会の権限に属せしめられた事項。

2 中央委員会は、国家行政組織法第13條の規定に従い、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の内部規律並びに保護観察、仮出獄、仮出場、仮退院、恩赦の申出及び処分の審査に関する事件の処理手続に関する事項について、規則を定めることができる。

3 中央委員会は、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の業績について、法務総裁を経て、内閣に年報を提出しなければならない。

4 中央委員会は、第1項第4号及び第8号に掲げる調査研究の成果及び樹立した計画については、これを関係行政官庁、地方公共団体、学校、病院その他公私の機関の利用に供さなければならない。

5 中央委員会は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、法務総裁を経て関係各大臣に対し、又はその他の行政官庁及び地方公共団体に対し、意見を述べ、又は勧告をすることができる。

(地方委員会の権限)

第 17 條 地方少年委員会は、中央委員会の指揮監督を受けて、左の事務をつかさどる。

- 一 青少年について、この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。
- 二 青少年について、法令の定めるところにより、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと。
- 三 その他この法律及び他の法律により地方少年委員会の権限に属せしめられた事項。

2 地方成人委員会は、中央委員会の指揮監督を受けて、左の事務をつかさどる。

- 一 成人について、この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。
- 二 成人について、法令の定めるところにより、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと。
- 三 その他この法律及び他の法律により地方成人委員会の権限に属せしめられた事項。

3 地方少年委員会は青少年について、地方成人委員会は成人について、それぞれ、刑法(明治40年法律第45号)第28條及び第30條にいう行政官庁として、仮出獄及び仮退院を許し、及び仮出獄をを取り消し、並びに仮出場を許す権限を有する。

4 地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、犯罪者の更生を図るため、世論を啓発指導し、社会環境を改善し、犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長することに、努めなければならない。

(協力の要請)

第 18 條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限を完全に行うため、公務所、地方公共団体、学校、病院、公共の衛生福祉機関又はその他の団体に対して、必要な援助及び協力を

求めることができる。

(保護司)

第 19 條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察官で充分でないときは、保護司をして、それぞれ、その指揮監督のもとに、その委員会の権限に属する事項に関する事務に従事させることができる。

第 3 節 事務部局及びその職員

(中央委員会の事務部局)

第 20 條 中央委員会に、その所掌事務を遂行するため、国家行政組織法第7條第4項の規定に従い、事務局を置き、事務局に左の三部を置く。

総 務 部
少 年 部
成 人 部

2 総務部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 人事、会計及び庶務に関する事務
 - 二 恩赦の実施並びに恩赦、仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察に関する制度の調査審議に関する事務
 - 三 犯罪の予防及び犯罪者の改善更生に関する基礎資料及び方法の科学的な調査研究に関する事務
- 3 少年部においては、青少年の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察の実施に関する事務をつかさどる。
- 4 成人部においては、成人の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察の実施に関する事務をつかさどる。
- 5 第1項の各部には、課を置くことができる。課の設置及び所掌事務の範囲は、委員長が定める。

(地方少年委員会の事務部局)

第 21 條 地方少年委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方少年委員会に、その事務局として地方少年保護事務局を置き、地方少年保護事務局の事務を分掌させるため、各家庭裁判所の所在地に少年保護観察所を置く。

2 地方少年保護事務局及び少年保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組

織は、中央委員会の規則で定める。

- 3 中央委員会は、必要があると認めるときは、家庭裁判所の支部の所在地に、少年保護観察所の支部を置くことができる。

(地方成人委員会の事務部局)

第 22 條 地方成人委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方成人委員会に、その事務部局として地方成人保護事務局を置き、地方成人保護事務局の事務を分掌させるため、各地方裁判所の所在地に成人保護観察所を置く。

- 2 地方成人保護事務局及び成人保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組織は、中央委員会の規則で定める。

- 3 中央委員会は、必要があると認めるときは、地方裁判所の支部の所在地に、成人保護観察所の支部を置くことができる。

(職員)

第 23 條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の事務部局に、事務官、調査官、保護観察官及び他所要の補助職員を置く。

- 2 事務官は、上官の命を受けて、一般の事務に従事する。
- 3 調査官は、上官の命を受けて、科学的調査研究に従事する。
- 4 保護観察官は、上官の命を受けて、保護観察、人格考査及び地方少年委員会又は地方成人委員会の権限に属する事項に関するその他の事務に従事する。
- 5 第 1 項に掲げる職員の定員は、別に法律で定める。

(職員の任用)

第 24 條 前條第 1 項の職員は、国家公務員法の規定により任用する。

- 2 人事院がその資格要件を定めるまでは、調査官は、刑事学、医学、心理学、社会学その他犯罪者の改善及び更生に関係のある科学について相当な専門的知識をもつ者の中から、保護観察官は、犯罪者の矯正及び更生に関する事務、社会事業若しくは教育について相当な経験をもつ者又は経験及び教養においてこれに相当する者の中から、任命しなければならない。

(中央事務部局の長)

第 25 條 中央委員会の事務局に事務局長を置く。事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

- 2 各部に部長を置く。部長は、事務局長の指揮監督を受けて、それぞれ部務を掌理する。

(地方の少年事務部局の長)

第 26 條 各地方少年保護事務局に事務局長を置く。事務局長は、当該地方少年委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方少年保護事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

- 2 各少年保護観察所に所長を置く。所長は、地方少年保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、少年保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

(地方の成人事務部局の長)

第 27 條 各地方成人保護事務局に事務局長を置く。事務局長は、当該地方成人委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方成人保護事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

- 2 各成人保護観察所に所長を置く。所長は、地方成人保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、成人保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

第 3 章 更生の措置

第 1 節 仮 釈 放

(施設の長の通告義務)

第 28 條 監獄の長は、受刑者が刑法第 28 條又は少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 58 條に掲げる期間を経過したときは、中央委員会の定める規則に従い、これを地方少年委員会又は地方成人委員会に通告しなければならない。少年院の在院者が在院 6 月に及んだとき、少年院の長についても同様とする。

(仮釈放の審理)

第 29 條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、受刑者又は労役場に留置中の者について監獄の長から、在院者について少年院の長から、仮出

獄、仮出場又は仮退院の申請があつた場合には、仮出獄、仮出場又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするため、委員を指名して、審理を行わせなければならない。但し、その申請が方式に違反し、又は法律上の要件を欠くときは、審理を行わせないで、決定をもつて、これを却下することができる。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会は、前條の規定による通告があつた者については、前項の申請がない場合においても、仮出獄又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするため、委員を指名して審理を行わせることができる。この場合には、あらかじめ、監獄の長又は少年院の長の意見を求めなければならない。

3 前2項の審理は、本人の人格、在監在院中の行状、職業の知識、入監入院前の生活方法、家族関係その他の関係事項を調査して、行うものとする。

(面接)

第30條 前條の規定により仮出獄又は仮退院の許可についての審理を行う委員は、みづから本人に面接し、本人の収容されている施設の長又はその他の職員をこれに立ち合わせ、その意見を聞かなければならない。但し、本人の重病、重傷又は危篤の場合には、この限りでない。

(仮釈放の処分)

第31條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第29條第1項の審理の結果にもとづき、仮出獄、仮出場又は仮退院を不相当と認めるときは、決定をもつて、同項の申請を棄却しなければならない。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第29條第1項又は第2項の審理の結果にもとづき、仮出獄、仮出場又は仮退院を相当と認めるときは決定をもつて、これを許さなければならない。

3 地方少年委員会及び地方成人委員会は、前項の規定により仮出獄又は仮退院を許すときは、同時に、中央委員会の規則の定める範囲内で、その者が仮出獄又は仮退院の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。但し、本人の重病、重傷又は危篤の場合には、この限りでない。

(遵守事項の指示)

第32條 監獄又は少年院の長は、前條第2項の決定（仮出場を許す決定を除く。）により受刑者又は在院者を釈放するときは、本人に対し、書面で、仮出獄又は仮退院の期間及びその期間中遵守すべき事項を指示し、且つ、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。

2 前條第3項但書の指定は、前項の場合に準用する。

第2節 保護観察

(保護観察の対象及び期間)

第33條 左に掲げる者は、中央委員会の監督の下で、保護観察に付する。

一 少年法第24條第1項第1号の保護処分を受けた者

二 少年院からの仮退院を許されている者

三 仮出獄を許されている者

四 18歳に満たないとき、懲役者は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者

2 前項の規定は、保護観察の期間が、言い渡された期間、大赦、特赦若しくは刑の執行の免除の日、減刑により短縮された期間又は少年法第59條第1項、第2項若しくはこの法律の第48條第1項の規定によつて定められた刑の終期の経過後まで及ぶものと解してはならない。

3 第1項第1号に掲げる者の保護観察の期間は、本人が20歳に達するまでとする。但し、本人が20歳に達するまでに2年に満たない場合には、その者の保護観察の期間は、2年とする。

4 前項の保護観察は、その期間中であつても、必要がないと認められるときは、停止し、又は解除することができる。

(保護観察の目的及び遵守事項)

第34條 保護観察は、保護観察に付されている者を、第2項に規定する事項を遵守するように指導監督し、及びその者に本来自助の責任があることを認めてこれを補導援護することによつて、その改善及び更正を図ることを目的とする。

2 保護観察に付されている者は、第31條第3項若しくは第38條第1項の

規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定めた遵守事項のほか、左に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 一定の住所に居住し、正業に従事すること。
- 二 善行を保持すること。
- 三 犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないこと。
- 四 住所を転じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること。

(指導監督の方法)

第 35 条 保護観察において行う指導監督は、左に掲げる方法による。

- 一 保護観察に付されている者と適当に接触を保ち、つねにその行状を見守ること。
- 二 保護観察に付されている者に対し、前条第 2 項に規定する事項を遵守させるため、必要且つ適切と認められる指示を与えること。
- 三 その他本人が社会の順良な一員となるように必要な措置を採ること。】

(補導援護の方法)

第 36 条 保護観察において行う補導援護は、左に掲げる方法による。

- 一 教養訓練の手段を助けること。
- 二 医療及び保養を得ることを助けること。
- 三 宿所を得ることを助けること。
- 四 職業を補導し、就職を助けること。
- 五 環境を改善し、調整すること。
- 六 更生を遂げるため適切と思われる所への帰住を助けること。
- 七 その他本人の更生を完成させるために必要な措置を採ること。

2 前項の補導援護は、保護観察の目的を達成するために必要と認められる程度を越えて行うことはできず、又、同項第 5 号の措置は、本人の家族に対しては、その承諾がなければ行うことができない。

(保護観察をつかさどる機関)

第 37 条 保護観察は、保護観察に付されている者の住居地(住居が定められないときは、現在地とする。)を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会がつかさどる。

2 地方少年委員会は、保護観察に付されている者が 23 歳に達した場合において、その者の保護観察を地方成人委員会に移送することが保護観察の目的に適合しないと認めるときは、決定をもつて、一年を越えない期間を限り、その移送をしないことができる。この場合においては、第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、その者の保護観察は、その期間、その地方少年委員会がつかさどるものとする。

(遵守事項の特定及び指示)

第 38 条 少年法第 24 条第 1 項第 1 号の保護処分があつたときは、その処分を受けた者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、決定をもつて、中央委員会の規則の定める範囲内で、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

2 地方少年委員会は、前項の決定をしたときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。

3 第 31 条第 3 項但書の規定は、前 2 項の場合に準用する。

(実行機関)

第 39 条 保護観察において行う指導監督及び補導援護は、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。

(応急の救護)

第 40 条 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察に付されている者が、負傷若しくは疾病のため又は適当な仮泊所、住居若しくは職業がないため、更生を妨げられる虞がある場合には、その者が公共の衛生福祉その他の施設から医療、食事、宿泊、職業その他必要な救護を得るよう、これを援護しなければならない。これらの施設は、その施設について定められた規則及び責任の範囲内で、利用されなければならない。】

2 必要と思われる応急の救護が、前項の規定により得られない場合には、地方少年委員会又は地方成人委員会は、その救護を行い、これに必要な費用を予算の範囲内で支払うものとする。

(呼出、調査、質問)

第 41 条 地方少年委員会及び地方成人委員会は、いつでも、保護観察に

付されている者を呼び出し、質問することができる。

- 2 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察のため必要と認めるときは、保護観察官又は保護司をして、関係人について、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 3 保護観察官又は保護司が前項の規定により調査質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(家庭裁判所への通告等)

第42条 地方少年委員会は、少年法第24条第1項第1号の保護処分を受けた者について、新たに同法第3条第1項第3号に掲げる事由があると認めるときは、本人が20歳以上である場合においても、家庭裁判所に通告することができる。

- 2 前項の規定により地方少年委員会の通告があつたときは、その通告された者は、少年法第2条第1項の規定にかかわらず同法の少年とみなして、同法第2章の規定を適用する。
- 3 家庭裁判所は、前項の少年に対して少年法第24条第1項第1号又は第3号の保護処分をするときは、保護処分の決定と同時に、本人が23歳を越えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に収容する期間を定めなければならない。
- 4 前項の規定により保護観察の期間が定められた者については、第33条第3項の規定は適用しない。

第3節 保護観察の終了等

(仮退院者に対する措置)

第43条 23歳に満たない仮退院中の者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたとき、又は遵守しない虞があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、その者を送致した裁判所に対し、本人が23歳に達するまで、一定の期間、これを少年院に戻して収容すべき旨の決定の申請をすることができる。その裁判所のなす決定は、審理を経た後にするものとし、その審理については、少年院法(昭和23年法律第169号)第11条第3項の例による。

- 2 23歳以上の仮退院中の者について、少年院法第11条第5項の事由があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方成人委員会は、その者を送致した裁判所に対し本人が26歳に達するまで、精神に著しい故障がある間、これを医療少年院に戻して収容すべき旨の決定の申請をすることができる。その裁判所のなす決定は、審理を経た後にするものとし、その審理については、少年院法第11条第3項の例による。

(仮出獄の取消)

第44条 仮出獄の取消は、本人の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会が、決定をもつて、するものとする。

- 2 遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由とする仮出獄の取消の決定は、審理を経た後にしなければならない。
- 3 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)中収監に関する規定は、仮出獄を取り消された者の収監について、適用があるものとする。

(仮出獄の停止)

第45条 仮出獄中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足りる充分な理由があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、仮出獄を停止する決定をすることができる。

- 2 前項の規定により仮出獄を停止する決定をした場合には、地方少年委員会又は地方成人委員会は、審理のため、裁判官のあらかじめ発する引致状により、その者を引致させることができる。
- 3 前項の引致状は、地方少年委員会又は地方成人委員会の請求によつて発する。
- 4 第2項の引致状による引致は、司法警察職員が行い、又は保護観察官が司法警察職員として行うものとする。
- 5 地方少年委員会又は地方成人委員会は、前項の規定により引致された者については、速かに審理を行い、引致後10日以内に、仮出獄を取り消す旨又は取り消さない旨の決定をしなければならない。
- 6 第2項の引致状により引致された者は、前項の期間中、監獄その他適当な施設に留置することができる。但し、前項の期間中であつても留置

の必要がないときは直ちにこれを釈放しなければならない。

7 仮出獄の停止処分は、仮出獄を取り消す旨若しくは取り消さない旨の決定があつたとき、又は引致後第5項の期間を経過したときは、その効力を失う。

8 仮出獄の停止の処分を受けて引致された者が、仮出獄を取り消されたときは、停止の処分から引致までの期間は、刑期に算入しない。

9 第6項の規定により留置された日数は、刑期に算入する。

10 第2項の引致については、引致の性質に反しない限り、刑事訴訟法第200條、第201條及び第203條第1項の規定を準用する。

(猶予の違反)

第46條 地方少年委員会は、刑の執行猶予の言渡を受けて保護観察に付されている者について、猶予の言渡を取り消すべきものと認めるときは、その者の所在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所に対応する検察官に、これを通告しなければならない。

(退院の許可)

第47條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、少年院の在院者については少年院の長から退院の申請があつた場合において、仮退院中の者については、いつでも、在院中又は仮退院中の成績からみて、その退院を相当と認めるときは、決定をもつて、これを許さなければならない。

2 前項の規定により退院を許したときは、その証明書を本人に交付しなければならない。

(不定期刑の終了)

第48條 少年法第2條第1項及び第2項の規定により刑の言渡を受けた者につき、仮出獄中にその刑の短期が経過した場合において、保護観察中の成績から見て相当と認めるときは、同法第59條第2項の規定にかかわらず、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、決定をもつて、刑の執行を受け終つたものとする事ができる。その者の刑の短期が、仮出獄前に経過した場合においても、同様とする。

2 少年法第52條第1項第2項の規定により刑の言渡を受け、その刑の短期が経過した在監者につき、監獄の長から刑の執行終了の申請があつた

場合において、これを相当と認めるときは、青少年については地方少年委員会、成人については地方成人委員会は、決定をもつて、刑の執行を受け終つたものとしなければならない。

3 地方少年委員会及び地方成人委員会は、前項の規定による決定をしたときは、申請をした監獄の長に、書面で、その旨を通知しなければならない。

4 第2項の規定による決定を受けた者の刑期は、前項の通知が監獄に達した日に終了したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定により、刑の執行を受け終つたものとする決定をしたときは、その旨の証明書を本人に交付しなければならない。

第4節 処分の審査

(審査の請求)

第49條 地方少年委員会又は地方成人委員会が決定をもつてなした処分について、不服のある者は、処分の日から30日以内に、中央委員会に対し、審査を請求することができる。

2 審査の請求は、中央委員会の規則で定める方式に従い、文書をもつてしなければならない。

3 審査の請求は、処分の執行を停止する効力を有しない。

(審査の手續)

第50條 中央委員会は、審査の請求が、所定の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定をもつて、これを却下しなければならない。

2 中央委員会は、審査の請求を受けたときは、前項の場合を除くほか、速かに審査を開始しなければならない。

3 審査を開始したときは、中央委員会は、直ちにこれを、処分した地方少年委員会又は地方成人委員会に通知し、且つ、関係の書類、記録及びこれに関する意見を遅滞なく提出させなければならない。

4 中央委員会は、審査を行う場合において、必要があると認めるときは決定をもつて、当該処分の執行の停止を命ずることができる。

(審査にもとづく処分)

第 51 條 審査の請求が理由のないときは、中央委員会は、決定をもってこれを棄却しなければならない。

2 審査の請求を相当とするときは、中央委員会は、決定をもって、処分をした地方少年委員会又は地方成人委員会に対し、当該処分の取消又は変更を命じなければならない。

3 前 2 項の決定は、審査の請求を受理した日から 60 日以内に行わなければならない。

第 5 節 雑 則

(在監者及び在院者の環境調整)

第 52 條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、監獄又は少年院に収容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、保護観察官又は保護司に、その者の家族その他の関係者を訪問させ、その者の境遇その他環境の状態の調整について、相談させることができる。

(刑執行停止中の者の保護)

第 53 條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、刑事訴訟法第 480 條又は第 482 條の規定により刑の執行を停止されている者について、検察官の請求があるときは、その者に対し、適当と認める指導監督及び補導保護の措置を採ることができる。

2 第 37 條第 1 項、第 39 條及び第 40 條の規定は、前項の場合に準用する。

(恩赦の申出)

第 54 條 中央委員会は、法務総裁に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をする場合には、あらかじめ本人の性格、行状、違法の行為をする虞があるかどうか、本人に対する社会の感情、その他関係のある事項について、調査をしなければならない。

2 在監中の者について、特赦、減刑又は刑の執行の免除の申出をする場合には、その者が社会の安寧福祉をおびやかすことなく釈放されるに適するかどうかを、考慮しなければならない。

(関係人の呼出)

第 55 條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ

その職務権限に属する事項の調査について必要があるときは、日時及び場所を指定して、関係人を呼び出し、審問をすることができる。

2 前項の呼出に応じない者に対しては、更にこれを呼び出すことができる。

3 前項の規定により再度の呼出を受けた者が、正当な理由がなくその呼出に応じないときは、五千円以下の過料に処する。

(費用の支給)

第 56 條 前條の規定による呼出に応じた者に対しては、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。但し、正当の理由がなく証言を拒んだ者に対しては、この限りでない。

(記録、意見書等の請求)

第 57 條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれその職務権限に属する事項の調査について必要があると認めるときは、裁判所、検察官、監獄の長及び少年院の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることができる。

(記録の保管)

第 58 條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権に関してなした申出、仮出獄、仮出場、仮退院、退院及び保護観察に関してなした決定並びに第 48 條の規定によりなした決定については、政令の定めるところにより、その記録を保存しなければならない。

2 前項の記録は、閲覧を求める者があるときには、その閲覧に供さなければならない。但し、本人の更生を妨げ、又は関係人の名誉を傷つける虞があるときは、閲覧を拒むことができる。

(黙秘権)

第 59 條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会又は職員又は職員であつた者は、他の法律の規定により証人として尋問を受けた場合において、本人の更生を妨げる虞があると認めるときは、その職務上知り得た事実で他人の秘密に関するものに限り、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利

の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合には、この限りでない。

（費用の徴収）

第 60 條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第40條第 2 項（第53條第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により支払つた費用を、期限を指定して本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による費用の徴収は、本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に囑託することができる。

3 政府は、前項の規定により、市町村長に対し費用の徴収を囑託した場合においては、その徴収金額の百分の四に相当する金額を、その市町村（特別区を含む。）に交付しなければならない。

附 則

この法律は、昭和24年7月1日から施行する。

別 表

地方少年委員会及び地方成人委員会の名称	地方少年委員会及び地方成人委員会の位置	地方少年委員会及び地方成人委員会の管轄区域
関東地方少年保護委員会 関東地方成人保護委員会	東 京 都	東京高等裁判所の管轄区域
近畿地方少年保護委員会 近畿地方成人保護委員会	大 阪 市	大阪高等裁判所の管轄区域
中部地方少年保護委員会 中部地方成人保護委員会	名 古 屋 市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中国地方少年保護委員会 中国地方成人保護委員会	広 島 市	広島高等裁判所の管轄区域
九州地方少年保護委員会 九州地方成人保護委員会	福 岡 市	福岡高等裁判所の管轄区域

地方少年委員会及び地方成人委員会の名称	地方少年委員会及び地方成人委員会の位置	地方少年委員会及び地方成人委員会の管轄区域
東北地方少年保護委員会 東北地方成人保護委員会	仙 台 市	仙台高等裁判所の管轄区域
北海地方少年保護委員会 北海地方成人保護委員会	札 幌 市	札幌高等裁判所の管轄区域
四国地方少年保護委員会 四国地方成人保護委員会	高 松 市	高松高等裁判所の管轄区域

改 正

昭和26年3月29日 法律第47号

犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）の一部を次のように改正する。

第10條第1項中「委員3人」を委員3人（関東地方少年保護委員会及び関東地方成人保護委員会にあつては、委員5人）に改める。

附 則

この法律は、昭和26年4月1日から施行する。

犯罪者予防更生法施行法（昭和24年5月31日法律第143号）

第 1 條 中央更生保護委員会は、昭和25年3月31日までは、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第4條第1項の規定にかかわらず、委員3人で組織する。

2 犯罪者予防更生法施行後最初に任命される中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員の任期は、同法第6條第1項及び第12條の規定にかかわらず、各委員会について3人のうち1人は2年、1人は3年、1人は4年とする。

3 前項に規定する各委員の任期は、法務総裁が定める。

第 2 條 昭和25年3月31日までは、犯罪者予防更生法第21條及び第22條の規定にかかわらず、家庭裁判所の所在地に、少年保護観察所に替えて他の少年保護観察所の支部を置き、地方裁判所の所在地に、成人保護観察所に

替えて他の成人保護観察所の支部を置くことができる。

第 3 條 昭和25年3月31日までは、仮出獄又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするための審理を行うに当つて、やむを得ない事由があるときは、犯罪予防更生法第30條の規定にかかわらず、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員は、本人に面接しないことができる。

2 前項の規定により委員が本人に面接しない場合においては、その委員は本人が在監し、又は在院する監獄又は少年院の長に本人との面接を委嘱し、その面接の結果を報告させなければならない。

第 4 條 この法律施行前、少年法（昭和23年法律第168号）第24條第1項第1号の保護処分（旧少年法〔大正11年法律第42号〕の規定により保護処分に付され、少年法第24條第1項第1号の保護処分を受けたものとみなされた場合を含む。）を受け、現に観察中の者及び矯正院又は少年院からの仮退院を許され、現に仮退院中の者は、犯罪者予防更生法の規定により保護観察に付されたものとみなす。

2 この法律施行の際、現に仮出獄中の者及びこの法律施行前、18歳に満たないとき、懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、現に猶予中の者についても、前項と同様とする。

第 5 條 監獄法（明治41年法律第28号）の一部を次のように改正する。

第1條第1項第4号中「刑事被告人及び死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」を「刑事被告人、引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者及び死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」に改める。

第8條中「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」を「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者及び死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」に改める。

第67條を次のように改める。

第67條 削 除

第 6 條 恩赦法（昭和22年法律第20号）の一部を次のように改正する。

第12條中「檢察官又は受刑者の在監する監獄の長の申出」を「中央更生保護委員会の申出」に改める。

第13條中「檢察官に特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を送

付し、これを本人に下付させなければならない」を「特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を本人に下付しなければならない」に改める。

第14條の次に次の一條を加える。

第15條 この法律の施行に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第 7 條 少年法の一部を次のように改正する。

第69條を削る。

第 8 條 少年院法（昭和23年法律第169号）の一部を次のように改正する。

第22條第2項を削る。

第 9 條 少年審判所令（昭和23年政令第196号）は廃止する。

第10條 この法律施行の際、現に少年審判所の職員の職にある者（休職中のものを含む。）は別に辞令を發せられないときは、少年審判官及び少年保護司は保護観察官に、少年審判所書記は法務府事務官に、同級及び同俸給をもつて（休職中のものは休職のまま）それぞれ任ぜられたものとする。

2 前項の規定による任命は、臨時のものであつて、昭和24年8月31日限りその効力を失うものとする。

第11條 特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和23年法律第268号）の一部を次のように改正する。

第1條第13号の3の次に次の1号を加える。

13の4 中央更生保護委員会の委員

第2條第1項及び第7條中「第13号の3」を「第13号の4」に改める。

別表中「全国選挙管理委員会委員」を「全国選挙管理委員会委員
中央更生保護委員会委員」に改める。

附 則

この法律は、犯罪予防更生法（昭和24年法律第142号）施行の日（昭和24年7月1日）から施行する。

二 運 營

A 目 的

1 犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の関係事項の管理について公正妥当な制度を定め、犯罪予防の

活動を助長し、もつて社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進する。

2 昭和26年の主たる業務目標は所管各庁の執務態勢を整備、強化し、保護観察制度の強化、拡充を図るほか特に次の事項に重点を置く。

(a) 犯罪者予防更生法第19條の規定により地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の権限に属する事項に関する事務に従事する保護司について、これに適用すべき各般の基準を定め、同法の円滑な実施を期するため立法措置を講ずる。

(b) 犯罪者予防更生法の適用を受けない

- (1) 懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行を終つた者 (2) 懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行の免除を得た者 (3) 18歳以上で懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者 (4) 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後、再び罪を犯す危険を防止するため、これに対する緊急適切な保護に遺漏なきを期し、又この保護に関する事業の健全な育成発達を図ることを目的とする立法措置を講ずる。

B 業務の実施状況

中央更生保護委員会

本年は前年に引き続き所管各庁の執務態勢の整備並びに保護観察及び補導援護態勢の強化、拡充を図つたのであるが、特に掲記すべき事項として次の三つがある。

(1) 更生緊急保護法(昭和25年5月25日法律第203号)の運用

- この法律は、(1) 懲役、禁こ又は拘留につき、刑の執行を終つた者、(2) 懲役、禁こ又は拘留につき、刑の執行の免除を得た者 (3) 18歳以上で懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者 (4) 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後、更に罪を犯す危険を防止するため、これに対する緊急適切な更生保護に遺漏なきを期し、あわせて犯罪者予防更生法第40條の規定による保護観察中の者に対する応急の救護を円滑に実施すると共に、更生保護に関する事業の健全な育成発達を図る

ことを目的としている。この法律では前述した対象者が、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又これらの援助若しくは保護のみによつては更生できないと認められる場合に、これに対し帰住をあっ旋し、金品を給与し、若しくは貸与する等の一時保護、又は一定の施設に収容して、宿泊所を供与し、必要な教養、訓練、医療、保養若しくは就職を助け、環境の改善調整を図る等の継続保護を行うことにより、本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、もつて速かなる更生を保護すること(更生保護)となつている。この更生保護を行う事業及びその指導、連絡又は助成をする事業を更生保護事業と云い、これを営もうとするものは、国及び地方公共団体を除いて更生緊急保護法第5條第1項の規定により中央委員会の認可を受けなければならないことになつている。

前述の更生保護は、対象者の更生に必要な限度で、国の責任において行うものであり、その具体的な措置としては、23歳未満の者に対しては少年保護観察所長が、23歳以上の者に対しては、成人保護観察所長がそれぞれ、中央更生保護委員会及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、自ら行い、又は地方公共団体若しくは更生保護会に委託して行うのである。この更生保護は、本人が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後6月をこえない範囲内において、その意思に反しない場合に限り、行うものである。

(2) 保護司法(昭和25年5月25日法律第204号)の運用

この法律は、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の権限に属する事項に関する事務に従事する保護司について、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて同法の円滑な実施を期することを目的としている。この法律によると、保護司は中央更生保護委員会が、都道府県の区域を分けて定める区域(保護区)におかれるのであり、その定数は、全国を通じて52,500人をこえないこととなつている。保護司の委嘱は、次のすべての条件を具備する者のうちから中央更生保護委員会委員長が行うことを原則としている。

- (1) 犯罪者の更生保護に深き理解と熱意とを有する学識経験者 (2) 人格行動において社会的信望を有する者 (3) 犯罪者の補導のため必要な活動をする熱意と時間的余裕を有する者 (4) 生活が安定している者 (5) 健康で活動力を有する者。

この委嘱の具体的手続としては少年保護観察所長及び成人保護観察所長が推せんした者のうちから保護司選考会の意見をきいて行われるのであり、その保護司選考会の組織、所掌事務、委員及び事務処理の手続については、中央更生保護委員会の規則で定められているのである。保護司の法的性格は非常勤で、無給の、政治活動の制限を受けず、他に職業を持つて良い一般職の国家公務員であり、その任期は2年である。而して、その主要な任務は、保護観察官と協力して、保護観察に付されている者の指導監督及び補導援護を行うことであるが、一般の生活困窮者の生活保護等の場合と異り、犯罪者の更生保護を完うするためには、保護司は、単に保護対象者の行状を監督して遵守事項の違反その他不法行為の有無を監視するのみでなく、絶えず保護対象者と適切な接触を保ち、懇切な相談相手となつて、その教養訓練を助け、医療、就職を援助し、環境の改善を図る等本人の生活全般に亘つて補導援助を行わなければならないのであるから、保護司は、特に崇高な人間愛と没我的奉仕の精神に富み而も一生涯に及ぶ倦むことなき忍耐力の持主であることが要求される。なお、昭和26年12月末日現在における保護司の定員及び充足状況は別表の通りである。

(3) 戦犯仮出所者の保護監督

先年度から、新たに行うことになつた業務として宣誓仮出所した戦争犯罪人に対する保護監督がある。これについての状況を説明すると次の通りである。即ち、先ず連合軍最高司令官総司令部1950年3月7日回章第5号「戦争犯罪人に対する恩典附与」に拠つて、連合軍総司令部に宣誓仮出所委員会が設置され、日本において服役する戦争犯罪人の仮出所が同委員会で審査の上、最高司令官の決定によつて実現されることになつた。次いで1950年3月18日附連合軍最高司令官総司令部法務局長から法務総裁宛の書簡により、仮出所の恩典に浴する戦争犯罪人を保護監督

するため、現行日本の保護観察制度を活用することになり、同年4月26日宣誓仮出所委員会と日本側関係官庁との間に協議が行われ、戦犯仮出所者の保護監督については、専ら中央更生保護委員会が、これに当ることになつたのである。

宣誓仮出所者保護監督に当つては、宣誓仮出所の条件を堅く遵守せしめることは勿論であるが、更に住居の変更、同居家族の移動及び生活設計等の変更をする場合も、其の変更が仮出所を許可した趣旨に合うか否かその都度、事前に承認を求めなければならないことになつている。これらの条件違反は当然仮出所を取消されることになつているが、保護監督開始以来違反者は1人もない。

昭和26年度における仮出所の状況は別表の通りである。

宣誓仮出所者の保護監督の外、中央更生保護委員会は1950年4月26日の協議により、戦犯受刑者の緊急短期仮出所(1日乃至3日)について仮出所期間の保護監督を行うことになつた。

戦犯受刑者が仮出所許可申請を宣誓仮出所委員会に提出した場合、同委員会は其の審査に当り、必要に応じて本人の帰住予定地における環境の調査を中央更生保護委員会に命ぜられることがある。

地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会

地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の主要なる任務は、仮出獄、仮退院及び仮出場の制度を公正妥当に実施し、それぞれ、少年保護観察所及び成人保護観察所を指導監督して、保護観察を適正に実施せしめることであるが、昭和26年中に取扱つた事件の一斑は別表に掲げる通りである。この他、犯罪者の社会復帰の援護を再犯防止の見地から、各庁においては、職員及び保護司の指導講習会を実施して犯罪者予防更正制度の円滑な運営をはかり、又全国各地においては、関係諸機関との協議会、更生保護事業講演会を開催する等保護思想の啓蒙と普及に努め、民間協力組織を指導して強力な犯罪予防活動を展開して多大の成果を納めた。

少年保護観察所及び成人保護観察所

少年保護観察所及び成人保護観察所は、それぞれ、地方少年保護事務局及び地方成人保護事務局の指導監督のもとに行われる保護観察を専掌

するものであるが、昭和26年中に取扱つた事件の状況の一斑は別表に掲げる通りである。この他、各庁においては、保護観察事務講習会を開催して職員並びに保護司の再訓練を実施し、又講演会の開催、パンフレットの配布等によつて新制度の普及徹底をはかつている。

三 関係法規

(一) 更生緊急保護法 (昭和25年5月25日法律第203号)

更生緊急保護法をここに公布する。

更生緊急保護法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、左に掲げる者が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後、更に罪を犯す危険を防止するため、これに対する緊急適切な更生保護に遺漏なきを期し、あわせて犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)第40条の規定による保護観察中の者に対する応急の救護を円滑に実施するとともに、更生保護に関する事業の健全な育成発達を図ることを目的とする。

- 一 懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行を終つた者
- 二 懲役、禁こ又は拘留につき刑の執行の免除を得た者
- 三 18歳以上で懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者
- 四 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者

(定義)

第2条 この法律で「更生保護」とは、前条各号に掲げる者が親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設から医療、宿泊、職業その他の保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによつては更生できないと認められる場合に、これに対し帰住をあつ旋し、金品を給与し、若しくは貸与する等の一時保護又は一定の施設に収容して宿泊所を供与し、必要な教養、訓練、医療、保護若しくは就職を助け、環境の改善調整を図る等の継続保護を行うことにより本人が進んで法律を守る善良な社会人となることを援護し、もつてその

速やかな更生を保護することをいう。

2 この法律で「更生保護事業」とは、更生保護を行う事業及びその指導連絡又は助成をする事業をいう。

(更生保護の責任の範囲)

第3条 更生保護は、第1条各号に掲げる者に対し、その再生に必要な限度で、国の責任において、行うものとする。

2 更生保護は、23歳未満の者に対しては、少年保護観察所長が、23歳以上の者に対しては、成人保護観察所長が、それぞれ、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)及び地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の監督のもとに、自ら行い、又は地方公共団体若しくは第5条第1項の認可を受けて更生保護事業を営む者(以下「更生保護会」という。)に委託して行うものとする。

3 更生保護は、本人が刑事上の手続による身体の拘束を解かれた後6月をこえない範囲において、その意思に反しない場合に限り行うものとする。

4 更生保護を行うに当つては、本人が公共の衛生福祉その他の施設から必要な保護を受けるようにあつ旋するとともに、更生保護活動の実効を上げることに努めて、この法律による更生保護の期間の短縮と費用の節減を図らなければならない。

5 更生保護に関し職業のあつ旋の必要があると認められるときは、公共職業安定所は、更生保護を行う者の協力を得て、職業安定法(昭和22年法律第141号)に基き、本人の能力に適当な職業をあつ旋することに努めるものとする。

(更生保護開始の手続)

第4条 更生保護は、本人の申出があつた場合において、少年保護観察所長又は成人保護観察所長がその必要があると認めたときに限り、行うものとする。

2 検察官又は監獄の長は、第1条各号に掲げる者につき、刑事上の手続による身体の拘束を解くときは、本人に対し、この法律に定める更生保護及びその申出の手続を示さなければならない。

3 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、第1項の規定により更正保護の要否を定めるには、本人の刑事上の手続に参与した検察官又は本人が拘束されていた監獄の長の意見を聞かなければならない。但し、仮出獄期間の満了によつて第1條第1項に該当した者については、この限りでない。

4 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、前條第2項の規定により更生保護を委託しようとするときは、更生保護の円滑な実施を期するため、地方公共団体又は更生保護会のうち本人の更生保護に最も適当なものを選び、これに対し事前に連絡することに努めなければならない。

地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会が、犯罪者予防更生法第40條第2項の規定により応急の救護を更生保護会に委託しようとするときも同様とする。

(更生保護事業の経営の認可)

第5條 国及び地方公共団体以外の者で更生保護事業を営もうとするものは、あらかじめ、左に掲げる事項を記載した申請書を中央委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

一 名 称

二 事 務 所

三 更生保護事業の種類及び内容並びに被保護者に対する処遇の方法

四 設立者の氏名、住所、経歴及び資産状況並びに経営の責任者の資産状況

五 経 理 の 方 針

六 建物その他の設備の規模及び構造並びにその使用の権限

七 経営の責任者及び更生保護の実務に当る幹部職員の名及び経歴

八 寄附行為、定款その他の基本約款

2 中央委員会は、前項の認可の申請があつたときは、左の基準によつて審査し、これに適合するものを認可しなければならない。

一 当該事業を営む者の経済的基礎が確実であること。

二 経営の組織及び経理の方針が公益法人又はこれに準ずるものであること。

三 経営の責任者が社会的信望を有すること。

四 建物その他の設備の規模及び構造が、中央委員会の規則の定める基準に適合するものであること。

五 更生保護の実務に当る幹部職員が、中央委員会の規則の定める資格又は経験並びに更生保護に関する熱意及び能力を有すること。

六 被保護者に対する教養、給養その他の処遇の方法が、中央委員会の規則の定める基準に適合するものであること。

七 職業紹介事業を自ら行おうとするものにあつては、職業安定法の規定により職業紹介事業を行う許可を得ていること。

3 中央委員会は、前項第4号及び第6号の基準を定めるに当つては、労働基準法(昭和22年法律第49号)及びこれに基く命令の規定を尊重し、又これに違反しないように意を用いなければならない。

4 第1項の認可には、厚生保護事業を営む期間、その種類又は内容等について、この法律の目的を達成するために必要と認める条件を附することができる。

(更生保護会の行う更生保護)

第6條 更生保護会は、少年保護観察所長又は成人保護観察所長から第3條第2項の規定による委託があつたとき、更生保護を開始するものとする。

2 更生保護会は、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会から犯罪予防更生法第40條第2項の規定による保護観察中の者の応急の救護の委託を受けることができる。

3 更生保護会は、被保護者の更生保護又は応急の救護につき必要があるときは、地方公共団体、公共職業安定所その他公私の関係団体又は機関に照会して協力を求め、又特に必要があると認められるときは、職業安定法の定めるところにより、自ら職業紹介事業を行うことができる。

(認可事項の変更と更生保護会の廃止)

第7條 更生保護会は、第5條第1項第1号から第3号まで又は第5号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その理由を明らかにして中央委員会の認可を受けなければならない。

- 2 第5條第2項の規定は、前項の認可の申請があつた場合に準用する。
- 3 更生保護会は、更生保護事業を廃止しようとするときは、あらかじめその理由、現に更正保護中の者に対する措置及び財産の処分方法を明らかにし、且つ、第12條の規定により支給を受けた費用に残存額があるときはこれを返還して、廃止の時期について中央委員会の承認を受けなければならない。

(更生保護会の監督)

第18條 更生保護会は、中央委員会に対し、毎年、12月1日までに次年度の事業計画を、2月末日までに前年度の事業の成績を、会計年度の終了後60日以内に前会計年度の経理状況を、それぞれ、書面をもつて報告しなければならない。

- 2 更生保護会は、中央委員会の規則の定めるところにより、その事務所に左の帳簿を備え付け、遅滞なく所要事項を記載しなければならない。
 - 一 更生保護の状況を明らかにする帳簿
 - 二 更生保護を受けている者の名簿
 - 三 会計簿
 - 四 寄附金について、その寄附者及び金額を明らかにする帳簿
 - 五 保管金品台帳

- 3 中央委員会は、この法律の目的を達成するため、更生保護会に対し、第1項以外の事項についても必要と認める事項の報告を求め、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の職員をして施設及び備付の帳簿並びに事業経営の状況その他必要な事項を調査させることができる。

- 4 中央委員会は、更生保護会が第5條第2項の基準に適合しないと認められるに至つたときは、その更生保護会に対し、同條同項の基準に適合するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(事業経営の制限又は禁止)

第9條 更生保護会が、第5條第4項若しくは第14條第2項の規定に依る條件に違反し、第7條第1項の認可の申請、前條第1項の報告若しくは同條第2項の備付及び記載を怠り、同條第3項の報告の求めに応ぜず又は正当の事由なく同條第4項の規定による命令に違反したときは、中央

委員会は、更生保護事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第5條第1項の認可を取り消すことができる。

- 2 更生保護会が法人である場合において、理事その他の業務を執行する役員が、その事業により個人の営利を図つたときも、前項と同様とする。
- 3 第5條第1項の規定による認可を受けないで更生保護事業を営む者(国及び地方公共団体を除く。)が、その事業に関し営利をを図り、若しくは被保護者の処遇につき不当の行為をしたときは、中央委員会は、その者に対し、更生保護事業を営むことを制限し、又はその停止を命ずることができる。
- 4 中央委員会は、前3項の規定による更生保護事業の制限、停止又は認可の取消の処分をする場合には、その処分を受ける者に、中央委員会の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、中央委員会は、その処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその処分をなすべき理由を通知しなければならない。
- 5 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 6 弁明を聴取した者は、聴取書及び処分の決定についての意見を附し報告書を作り、これを中央委員会に提出しなければならない。

(地方公共団体の営む更生保護事業)

第10條 地方公共団体は、更生保護事業を営むことができる。

- 2 地方公共団体は、更生保護事業を営もうとするときは、あらかじめ、第5條第1項第1号から第3号まで、及び第5号から第8号までに掲げる事項を中央委員会に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 第7條第3項並びに第8條第2項及び第3項の規定は、更生保護事業を営む地方公共団体について準用する。

(更生保護事業審議会)

第11條 中央委員会の委員長の諮問に応じて更生保護事業の向上に関する重要事項を審議させるため、中央委員会の附属機関として更生保護事

業審議会（以下「審議会」という。）を置く

2 中央委員会は、左の場合においては、審議会の意見を聞かなければならない。

一 第5条第1項の認可をし、又は認可をしない処分をするとき。

二 第5条第2項第4号から第6号までの規則を定めるとき。

三 第9条第1項から第3項までの規定により、更生保護事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第5条第1項の認可を取り消すとき。

3 法務総裁は、次条第1項及び第2項の基準を定めるには、審議会の意見を聞かなければならない。

4 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務、委員その他の職員については、政令で定める。

（費用の支弁及び補助）

第12条 国は、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、第3条第2項の規定に基く委託によつて生ずる費用を支弁する。

2 国は、更生保護会に対し、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める基準に従い、予算の範囲内において、左の番号に掲げる費用につき、補助金を交付することができる。

一 事務費

二 第8条第2項の規定に基く命令による施設の改善に要する費用

3 第3条第2項の規定に基く委託は、第1項の規定により国が支弁する金額が予算の金額をこえない範囲内において行わなければならない。

（費用の徴収）

第13条 少年保護観察所長又は成人保護観察所長は、前条第1項の費用を期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。

但し、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による費用の徴収は、本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に囑託すること

ができる。

3 国は、前項の規定により、市町村の長に対し費用の徴収金額の百分の四に相当する金額を、その市町村に交付しなければならない。

（寄附金の募集）

第14条 更生保護事業を営み、又は営もうとする者が、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集しようとするときは、その計画に着手する1月前までに、中央委員会に対し、その規則の定めるところにより、募集の期間、地域、方法及び用途等を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、寄附金の用途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、条件を附することができる。

3 第1項の許可を受けて寄附金を募集した者は、募集の期間経過後遅滞なく中央委員会に対し、その規則の定めるところにより、募集の結果を報告しなければならない。

（表彰）

第15条 法務総裁は、審議会の意見を聞き、成績の特に優秀な更生保護会又は更生保護事業に従事する職員を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

（補則）

第16条 この法律の規定は、更正保護事業に関し労働基準法及びこれに基く命令の規定が応用されることを排除する趣旨に解してはならない。

（罰則）

第17条 左の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

一 第9条第1項から第3項までに規定する制限又は停止の命令に違反した者

二 第9条第1項又は第2項の規定により認可を取り消されたにもかかわらず、引続きその更正保護事業を営んだ者

三 第14条第1項の規定による認可を受けずに寄附金を募集した者

四 第14条第2項の規定による条件に違反して寄附金を使用し、又は

これによつて取得した財産を処分した者

第 18 條 左の各号の一に該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

- 一 第8條第1項第3号から第5号までに掲げる帳簿の備付をせず、又はこれに所要の事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
 - 二 第14條第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (施行規則)

第 19 條 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な細則は、中央委員会の規則で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 司法保護事業法(昭和14年法律第42号)は、廃止する。
- 3 この法律の施行前になした司法保護事業法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際、司法保護事業法第3條の認可を受けて現に司法保護事業を営む者は、この法律の施行後6月間は、第5條第1項の認可を受けて更生保護事業を営む者とみなす。

(三) 保護司法 (昭和25年5月25日法律第204号)

保護司法をここに公布する。

保 護 司 法

(この法律の目的)

第 1 條 この法律は、犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)第19條の規定により地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の権限に属する事項に関する事務に従事する保護司について、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて同法の円滑な実施を期することを目的とする。

(設置区域及び定数)

第 2 條 保護司は、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)が都道府県の区域を分けて定める区域(以下「保護区」という。)に置くものとする。

- 2 保護司の定数は、全国を通じて52,500人をこえないものとする。

- 3 保護区ごとの保護司の定数は、中央委員会が地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の意見を聞いて定める。

- 4 前項の定数を定めるに当つては、その土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮しなければならない。

第 3 條 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、中央委員会の委員長が、委嘱する。

- 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
 - 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
 - 三 生活が安定していること。
 - 四 健康で活動力を有すること。
- 2 中央委員会の委員長は、前項の委嘱を、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員長に委任することができる。
 - 3 前2項の委嘱は、少年保護観察所長及び成人保護観察所長が推薦した者のうちから、第5條の規定による保護司選考会の意見を聞いて行わなければならない。

(欠格條項)

第 4 條 左の各号の一に該当する者は、保護司になることができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁こ以上の刑に処せられた者
- 三 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

(保護司選考会)

第 5 條 中央委員会、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員長の諮問に応じて保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べさせるため、各地方裁判所の所在地に、中央委員会の附属機関として、保護司選考会を置く。

- 2 保護司選考会は、委員13人(東京に置かれる保護司の選考会にあつては15人)以内をもつて組織し、うち1人を会長とする。
- 3 保護司選考会の委員には、給与を支給しない。

4 この法律で定めるもののほか、保護司選考会の組織、所掌事務、委員及び事務処理の手続については、中央委員会の規則で定める。

(少年保護司及び成人保護司)

第 6 條 保護司を分けて、少年保護司及び成人保護司とする。

2 少年保護司は、主として青少年に関する事務を担当し、成人保護司は主として成人に関する事務を担当するものとする。

3 少年保護司及び成人保護司の別は、各保護司につき、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会が協議して定める。

(任 期)

第 7 條 保護司の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(職務の執行区域)

第 8 條 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。但し、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会から特に命ぜられたときは、この限りでない。

(服 務)

第 9 條 保護司は、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、社会奉仕の精神をもつてその職務を遂行しなければならない。

2 保護司は、その職務を行うに当つて知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない。

(監 督)

第 10 條 保護司は、青少年に関する事務については、地方少年保護委員会の、成人に関する事務については、地方成人保護委員会の指揮監督を受ける。

(費用の支給)

第 11 條 保護司には、給与を支給しない。

2 保護司は、中央委員会の規則の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。

(解 嘱)

第 12 條 中央委員会の委員長は、保護司が第 4 條各号の一に該当するに至つたときは、これを解嘱しなければならない。

2 中央委員会の委員長は、保護司が左の各号の一に該当するに至つたときは、保護司選考会の意見を聞き、これを解嘱することができる。

一 第 3 條第 1 項各号の一に掲げる条件を欠くに至つたとき。

二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

三 保護司たるにふさわしくない非行があつたとき。

3 前二項の規定による解嘱は、当該保護司に解嘱の理由が説明され、且つ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。但し、第 4 條第 1 号又は第 2 号に該当するに至つたことを理由とする解嘱については、この限りでない。

(表 彰)

第 13 條 法務総裁は、中央委員会の意見を聞き、職務上特に功労がある保護司を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(施行規則)

第 14 條 この法律の実施のための手続、その他の執行について必要な細則は、中央委員会の規則で定める。

附 則

1 この法律は、更生緊急保護法（昭和 25 年法律 203 号）の施行の日から施行する。

2 他の法令中「司法保護委員」とあるのは、「保護司」と読み替えるものとする。

四 統 計

1. 戦犯仮出所事件処理状況 (昭和26年度) 法務省保護局特別調査課

観 察 所	年間受理件数			年間移送 件数		本年終了件数					月末現在 件数
	前年繰越	本年受理	計	出	入	満了	赦免	死亡	取消	計	
東 京	22	39	61	5	8	29	-	-	-	29	35
横 浜	3	10	13	1	5	3	-	-	-	3	14
浦 和	3	3	6	2	-	1	-	-	-	1	3
千 葉	-	10	10	-	2	3	-	-	-	3	9
水 戸	1	10	11	-	-	2	-	-	-	2	9
宇 都 宮	1	7	8	-	1	3	-	-	-	3	6
前 橋	1	4	5	2	1	1	-	-	-	1	3
静 岡	3	9	12	-	1	3	-	-	-	3	10
甲 府	-	6	6	1	1	1	-	-	-	1	5
長 野	7	8	15	2	1	4	-	-	-	4	10
新 潟	6	7	13	2	1	4	-	-	-	4	8
計	47	113	160	15	21	54	-	-	-	54	112
大 阪	5	15	20	2	7	4	-	-	-	4	21
京 都	5	18	23	-	-	1	-	-	-	1	22
神 戸	4	17	21	-	2	3	-	1	-	4	19
奈 良	-	5	5	-	-	1	-	-	-	1	4
大 津	2	3	5	-	-	2	-	-	-	2	3
和 歌 山	4	4	8	-	-	5	-	-	-	5	3
計	20	62	82	2	9	16	-	1	-	17	72
名 古 屋	6	9	15	-	-	1	-	-	-	1	14
岐 古 津	2	1	3	-	1	2	-	-	-	2	2
岐 阜	1	7	8	2	-	1	-	-	-	1	5
福 井	-	2	2	1	-	-	-	-	-	-	1
金 沢	4	4	8	-	-	3	-	-	-	3	5
富 山	2	2	4	-	-	1	-	-	-	1	3
計	15	25	40	3	1	8	-	-	-	8	30
広 島	4	13	17	3	-	1	-	-	-	1	13
山 口	2	6	8	1	-	2	-	-	-	2	5
岡 山	2	9	11	-	-	4	-	-	-	4	7
鳥 取	1	2	3	-	-	-	-	-	-	-	3
江 松	2	3	5	-	-	1	-	-	-	1	4
計	11	33	44	4	-	8	-	-	-	8	32

観 察 所	年間受理件数			年間移送 件数		本年終了件数				月末現在 件数	
	前年繰越	本年受理	計	出	入	満了	赦免	死亡	取消		
福 岡	7	20	27	2	3	3	-	-	-	3	25
佐 賀	2	4	6	2	-	-	-	-	-	-	4
長 崎	3	6	9	-	1	1	-	-	-	1	8
大 分	1	7	8	1	-	2	-	-	-	2	5
熊 本	6	14	20	-	-	4	-	-	-	4	16
鹿 児 島	3	6	9	1	-	3	-	-	-	3	5
宮 崎	2	4	6	1	-	1	-	-	-	1	4
計	24	61	85	7	3	14	-	-	-	14	67
仙 台	4	7	11	-	1	1	-	-	-	1	11
福 島	5	8	13	1	-	3	-	-	-	3	9
山 形	2	3	5	1	1	2	-	-	-	2	3
盛 岡	3	3	6	-	-	4	-	-	-	4	2
秋 田	5	4	9	-	-	2	-	-	-	2	7
青 森	1	1	2	1	1	1	-	-	-	1	1
計	20	26	46	3	3	13	-	-	-	13	33
札 幌	4	7	11	-	-	1	-	1	-	2	9
函 館	2	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-
旭 川	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
釧 路	1	2	3	1	1	2	-	-	-	2	1
計	7	10	17	1	1	5	-	1	-	6	11
高 松	1	6	7	1	-	1	-	-	-	1	5
徳 島	-	4	4	-	-	1	-	-	-	1	3
高 知	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
松 山	5	6	11	2	-	4	-	-	-	4	5
計	6	17	23	3	-	6	-	-	-	6	14
合 計	150	347 (2)	497 (2)	38	38	124	-	2	-	126 (2)	371

注意 括弧内の数は沖繩移送者を表し、外数である。

2. 昭和26年恩赦事件取扱状況

処 理 別	受										既										未										済		
	旧受					新					合計					人					件					件							
	件		員数		計	件		員数		計	件		員数		計	件		員数		計	件		員数		計	件		員数		計			
	件	員数	件	員数		件	員数	件	員数		件	員数	件	員数		件	員数	件	員数		件	員数	件	員数		件	員数	件	員数			件	員数
検	69	92,311	406,380	498,323	429,373	7	8,388	5	10,411	57	69,633	4	2	69	57	69,633	4	2	69	57	69,633	4	2	69	57	69,633	4	2	69	57	69,633	4	2
刑	66	66,733	73	73	78	14	14	14	14	63	1	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	
地方少年保護委員会	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方成人保護委員会	-	-	7	7	3	3	2	2	3	3	2	2	2	3	3	2	2	2	3	3	2	2	2	2	3	3	2	2	2	2	3		
合計	135	158,393	488,355	75	17	41	488,528	646,404	510,373	14	9	9,405	5	64	6	30,105	124	136,646	63	6	2	136	124	136,646	63	6	2	136	124	136,646	63	6	
(昭和24年7月以降) 累	-	-	936	1,097	689	315	33	60	1,097	936	1,097	689	315	33	60	1,097	936	1,097	689	315	33	60	1,097	936	1,097	689	315	33	60	1,097	936	1,097	

第1号表 恩赦の種類別

備考 (1) 各内訳欄の数字は人員数を表わしたものである。
 (2) 既済内訳欄の「不詮議」とあるのは恩赦の上申が理由のないものと認め法務総裁に恩赦の申出をしなかつたものである。
 (3) 既済内訳不詮議欄の漢字数字は上申件において恩赦の上申を撤回したものである。

3. 昭和26年地方少年保護委員会事務処理状況

決定事項の処理状況

事件種別	受理処理状況	㊦ 受 理			㊧ 処 理				㊨ 未 済
		(い) 旧 受	(ろ) 新 受	(は) 計	(に) 審し 理て せ処 ず理	(ほ) 棄不 許却 可	(へ) 許 可	(と) 計	
1 仮出獄	(1) 職 権 (法第29条2)	262	2,193	2,460	(不詮議) 2,319	-	1	2,320	140
	(2) 申 請 (法第29条)	808	10,536	11,344	(却下) 69	309	10,153	10,531	813
2 仮退院	(1) 職 権 (法第29条2)	14	844	858	(不詮議) 857	-	1	858	-
	(2) 申 請 (法第29条)	308	6,493	6,801	(却下) 20	117	5,791	5,928	573
3 仮 出 場	(法第29条)	-	17	17	(不詮議) 2	1	14	17	-
4 保護観察の解除	(法第33条第4項)	13	2,855	2,868	(不詮議) 54	-	(解除) 2,798	2,852	16
5 保護観察の継続	(法第37条第2項)	-	319	319	(不詮議) 1	-	(継続) 318	319	-
6 家庭裁判所へ通告	(法第42条第1項)	-	23	23	(不詮議) -	-	(通告) 23	23	-
7 少年院へ再収容	(法第43条第1項)	1	83	89	(不詮議) 12	-	(申請) 76	88	1
8 仮出獄取消	(法第44条法第45条第5項)	51	991	1,042	(不詮議) 3	36	932	1,007	35
9 仮出獄停止	(法第45条第1項)	-	103	103	(不詮議) 1	-	(停止) 101	102	1
10 検 察 官 へ 通 告		-	1	1	(不詮議) -	-	(通告) 1	1	-
11 退 院	(1) 在院中申請 (法第47条)	1	51	52	5	1	41	47	5
	(2) 仮退院中職 権(法第47条)	1	168	169	3	1	164	168	1
12 不 定 終 了 刑	(1) 在監中申請 (法第48条)	-	3	3	1	-	2	3	-
	(2) 仮出獄中職 権(法第48条)	-	12	12	-	-	11	11	1
13 総 計		1,459	24,702	26,161	3,383	465	20,427	24,275	1,886

4. 昭和26年保護観察事件取扱状況(少年)

事項別 受理別	受理人員		本年終結人員		本年年末現在人員				計		
	前年繰越	本年受理	計	他庁移送	保護観察員	保護観察中	仮出獄停止	観察停止			
家庭裁判所決定	男	22,095	23,410	45,505	1,554	36,211	710	-	289	148	37,356
	女	2,135	1,967	4,102	211	3,064	205	-	11	12	3,274
	計	24,230	25,377	49,607	1,765	39,255	915	-	300	160	40,630
仮出獄	男	9,093	10,469	19,562	1,915	6,111	140	41	-	47	6,339
	女	229	240	469	38	129	7	5	-	2	143
	計	9,322	10,709	20,031	1,953	6,240	147	46	-	49	6,482
仮退院	男	3,755	5,321	9,076	396	7,023	361	-	-	249	7,633
	女	301	639	940	59	695	74	-	-	20	789
	計	4,056	5,960	10,016	455	7,719	435	-	-	269	8,422
刑執行猶予	男	1,410	220	1,630	45	770	73	-	-	17	860
	女	42	7	49	-	25	4	-	-	-	29
	計	1,452	227	1,679	45	795	77	-	-	17	889
合	男	36,353	39,420	75,773	3,910	50,113	1,284	41	289	461	52,188
	女	2,707	2,853	5,560	308	3,895	290	5	11	34	4,235
	計	39,060	42,273	81,333	4,218	54,008	1,574	46	300	495	56,423

5. 保護観察終了の期間調(保護観察の期間)

年度	事件種別	保護観察終了人員(観察期間別)						平均観察期間			
		1月未満	3月未満	6月未満	1年未満	2年未満	3年未満		5年未満	5年以上	計
26年	家庭裁判所決定	67	205	408	949	2,839	2,197	537	10	7,212	2年3月
	仮出獄	1,216	2,410	3,047	3,029	1,690	178	19	7	11,596	9月
	仮退院	39	54	147	267	516	114	2	0	1,139	1年6月
	刑執行猶予	14	5	35	37	158	351	140	5	745	2年11月
	計	1,336	2,674	3,637	4,282	5,203	2,840	698	22	20,692	1年5月
成人	仮出獄	3,247	8,189	9,615	7,460	3,111	604	70	11	32,307	8月
総計	計	4,583	10,863	13,252	11,742	8,314	3,444	768	33	52,999	1年

昭和26年

6. 保護観察終了の事由調（保護観察の成績）

事件種別	終了事由別	昭和26年			
		男	女	計	
少	家庭裁判所定	成績良好による解除	2,700	283	2,983
		期間満了及び満令消他	2,031	233	2,264
少	仮出獄	死亡	1,602	80	1,682
		その他	262	21	283
少	計		6,595	617	7,212
少	仮出獄	期間満了	1,098	9	1,107
		良	2,050	41	2,091
少	仮出獄	稍普不	3,362	188	6,550
		良	895	34	929
少	計	死亡	816	14	830
		その他	87	2	89
少	計		11,308	288	11,596
年	仮退院	退院	163	22	185
		成績良好による解除	465	39	504
年	仮退院	期間満了又は満令消容他	261	15	276
		取再死	69	8	77
年	計	死亡	89	8	97
		その他	1,047	92	1,139
年	刑執行猶予	期間満了	91	6	97
		良	140	3	143
年	刑執行猶予	稍普不	351	10	361
		良	60	1	61
年	計	死亡	55	-	55
		その他	28	-	28
年	計		725	20	745
成人	仮出獄	期間満了	4,872	94	4,966
		良	5,665	107	5,772
成人	仮出獄	稍普不	17,278	327	17,605
		良	2,191	30	2,221
成人	計	死亡	1,481	7	1,488
		その他	257	8	265
成人	計		31,734	573	32,317
総	計	51,409	1,590	52,999	

7. 昭和26年地方成人保護委員会事務処理状況

決定事項の処理状況

事件種別	受理処理状況	(一) 受理		(二) 処理				(三) 未済	
		(い) 旧受	(ろ) 新受	(は) 計	(に) 審してせぬ	(ほ) 棄(不許可)	(へ) 許可		(と) 計
		1 仮出獄	(1) 職権 (法第29条)	1,984	8,692	10,676	(不諮議) 10,194		4
1 仮出獄	(2) 申請 (法第29条)	3,999	31,984	35,983	(却下) 1,452	1,872	30,384	33,708	2,275
3 仮出獄	出場 (法第29条)	7	271	278	(却下) 15	3	252	270	8
8 仮出獄取消	(法第44条法第45条第5項)	33	2,145	2,178	(不諮議) 14	(取消) 59	(取消) 2,004	2,077	101
9 仮出獄停止	(法第45条第1項)	-	201	201	(不諮議) -	(停止) -	197	197	4
13 総計		6,023	43,293	49,316	11,675	1,938	32,875	46,488	2,828

8. (A) 昭和26年保護観察事件取扱状況（成人）

事項別	受理人員		本年終結人員		本年末現在人員							
	前年繰越	本年受理	保護観察終了人員	他庁移送	保護観察中		仮出獄停止	観察停止		計		
					保護観察実施中	所在不明		法第33条第4	その他の事由に			
仮出獄	男	21,338	32,542	53,880	31,734	1,641	19,831	540	57	-	77	20,505
	女	342	501	843	573	11	225	3	-	-	1	259
	計	21,680	33,043	54,723	32,307	1,652	20,056	543	57	-	78	20,764

8. (B) 保護観察事件取扱状況 (成人)

(昭和26年度)

	保護観察終了成績				保護観察終了期間										
	期間満了		取消	死亡その他	計	期間			計						
	良	稍良	普通	不良		1月未満	3月未満	6月未満		1年未満	2年未満	3年未満	5年未満	5年以上	
男	4,872	5,655	17,278	2,191	1,481	257	31,734	3,133	8,020	9,452	7,377	3,079	592	69	1031,734
女	94	107	327	30	7	8	573	114	169	163	83	32	10	1	573
計	4,966	5,762	17,605	2,221	1,488	265	32,307	3,247	8,189	9,615	7,460	3,111	604	70	1132,307
男%	98.1	98.1	98.1	98.6	99.5	97.0	98.2	96.5	97.9	98.3	97.6	99.0	98.3	98.6	90.9
女%	1.9	1.9	1.4	1.4	0.5	3.0	1.8	3.5	2.1	1.7	2.4	1.0	1.7	1.4	9.1

百分比はそれぞれの計に対するものを表わす。

9. 保護観察所別保護司現在員数調

(昭和26年12月31日現在)

地区別	人員	少年			成人				
		定数	実数		定数	実数			
			男	女		計	男	女	計
関東	東横	3,740	1,198	207	1,405	2,100	1,717	92	1,809
	京浜	700	513	99	612	700	638	15	653
	浦和	450	430	20	450	500	474	4	478
	千代田	620	471	35	506	550	438	17	455
	水戸	450	362	4	366	500	439	11	450
	宇都宮	470	362	33	395	500	468	22	490
	前橋	490	405	61	466	500	417	17	434
	静岡	800	506	131	637	650	572	30	602
	甲府	300	198	63	261	300	252	2	254
	長野	500	450	46	496	600	590	-	590
	新潟	530	432	36	468	600	586	23	609
	計	9,050	5,327	735	6,062	7,500	6,591	233	6,824
	近畿	大京	1,400	803	144	947	1,500	1,114	14
神奈		1,020	764	65	829	650	427	8	435
奈良		700	321	60	381	1,000	885	13	898
和歌		390	242	27	269	300	246	5	251
大阪		390	288	46	334	300	240	4	244
山歌		300	213	16	229	400	320	4	324
計	4,200	2,631	358	2,989	4,150	3,232	48	3,280	
中部	名古屋	950	686	232	918	1,200	965	139	1,104
	岐阜	350	283	26	309	450	398	3	401
	福井	330	248	40	288	450	354	15	369
	金沢	220	174	19	193	300	240	18	258
	富山	270	214	29	243	350	267	17	284
	計	2,600	1,977	31	2,288	400	371	21	392
計	2,380	1,802	377	2,179	3,150	2,595	213	2,808	
中国	広島	530	411	44	455	700	660	3	663
	岡山	520	470	33	503	700	637	8	645
	山口	410	347	44	391	500	443	5	448
	松江	240	200	24	224	350	271	11	282
	鳥取	200	165	20	185	250	211	11	222
	計	1,900	1,593	165	1,758	2,500	2,222	38	2,260

地区別	人員	少年				成人			
		定数	実数			定数	実数		
			男	女	計		男	女	計
九州	福岡	960	725	68	793	1,000	824	23	847
	佐賀	290	248	13	261	300	227	9	236
	長崎	300	281	19	300	500	413	23	436
	大分	290	225	14	239	450	360	14	374
	熊本	610	398	15	413	500	409	4	413
	鹿児島	390	322	18	340	450	380	3	383
	計	3,170	2,480	173	2,653	3,550	2,914	94	3,008
東北	仙台	380	319	16	335	500	362	10	372
	福島	460	351	21	372	550	439	4	443
	山形	300	233	17	250	450	363	6	369
	盛岡	290	292	12	304	400	306	1	307
	秋田	410	310	28	338	400	285	10	295
	青森	300	185	7	192	300	198	2	200
計	2,140	1,690	101	1,791	2,600	1,953	33	1,986	
北海道	札幌	410	277	17	294	800	562	22	584
	函館	290	234	22	256	400	285	13	298
	旭川	300	225	20	245	450	383	9	392
	釧路	350	287	31	318	500	441	12	453
	計	1,350	1,023	90	1,113	2,150	1,671	56	1,727
四国	高松	310	243	28	271	310	261	4	265
	徳島	275	190	16	206	275	250	5	255
	高知	350	239	51	290	350	316	16	332
	松山	420	374	33	407	420	384	5	389
計	1,355	1,046	128	1,174	1,355	1,211	30	1,241	

Ⅱ 司法試験管理委員会

一 目的とその内容

- 1 目的 改正国家公務員法附則第12条により高等試験制度が廃止され新に司法試験法（昭和24年法律第140号）により裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験として創設せられた司法試験を管理する。
- 2 内容 司法試験は、法律に関する学力検定の国家試験たる性質にかんがみ政府の法務統轄機関である法務総裁の所轄とし、その下に司法試験管理委員会が置かれており、委員3人をもつて組織し、委員のうち2人は法務総裁官房長及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の1人は法務総裁が弁護士のうちから弁護士会の推薦に基き任命し、委員長は委員の互選により法務総裁官房長がこれに任ぜられている。

司法試験は法務総裁が司法試験管理委員会の推薦に基いて試験ごとに任命する司法試験考査委員が行う。又司法試験管理委員会には、その職務を行うために必要な事項について規則を制定する権限が与えられている。

二 業務の実施状況

司法試験管理委員会の庶務は法務総裁官房においてつかさどることになっているので、人事課においてその事務を管掌している。

司法試験管理委員会は、受験手続その他につき、昭和24年6月15日司法試験管理委員会規則第1号を制定したが、更に第一次試験の科目及び第一次試験免除資格の証明手続について昭和25年3月1日司法試験管理委員会規則第1号を制定公布し、次いで司法試験法第4条第1項第4号の規定する者に関する規則として昭和26年6月22日に陸軍経理学校、陸軍士官学校及び陸軍航空士官学校を卒業した者（但し陸軍予科士官学校の課程を経た者）を認定公布し、同年4月22日に第一次試験を、同年7月23日より28日まで、それぞれ、東京、京都、福岡、仙台及び札幌において第二次試験筆

記試験を、更に同年11月22日より27日まで東京において第二次試験口述試験を実施した。受験者の数は年々増加の傾向を示しており、試験実施の結果合格者は第一次試験が47名、第二次試験が272名であつた。

三 法 規

司法試験法 (昭和24年5月31日) (法律第40号) (略)

司法試験管理委員会規則

◎司法試験管理委員会規則第1号 (昭和24年6月15日適用) 法務年鑑24年版参照。

◎司法試験管理委員会規則第1号 (昭和25年3月1日適用) 法務年鑑24年版に附加える。

1 第一次試験の科目

学校教育法施行規則第66條に基く大学設置基準に定める一般教養科目の各系列 (人文科学関係, 社会科学関係及び自然科学関係) に広くわたつて論文式及び短答式による試験問題を課するものとし, 外国語については, 英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語又は華語のうちいずれか一を受験者の選択によつて試験する。

2 第一次試験免除資格の証明手続

司法試験法第4條第1項第1号に該当する者が, 司法試験第二次試験受験願書に添えて提出する第一次試験免除資格証明書は所定の一般教養科目を履修したことを科目別及び単位別にその大学によつて証明した書類でなければならない。(卒業証書をもつてその証明に代える場合はこの限ではない。)

◎司法試験管理委員会規則第1号 (昭和26年6月22日適用)

司法試験法第4條第1項第4号の規定する者に関する規則

左の各号の一に該当する者は, 司法試験法第4條第1項第1号から第3号までに該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有するものと認める。

1 陸軍經理学校令 (昭和10年12月勅令第325号) による陸軍經理学校本科を卒業した者。

2 陸軍士官学校令 (昭和12年4月勅令第110号) による陸軍士官学校又は陸軍航空士官学校令 (昭和13年9月勅令第745号) による陸軍航空士官学校を卒業した者 (陸軍予科士官学校令 [昭和12年4月勅令第1号] による陸軍予科士官学校の課程を経ない者を除く。)

第五篇 檢察庁

I 検察庁法

(昭和22年4月15日法律第61号 改正昭和22法195号、
昭和23法31号、昭和23法360号、昭和24法138号、
昭25法96号)

第1條 検察庁は、検察官の行う事務を統括するところとする。

検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁とする。

第2條 最高検察庁は、最高裁判所に、高等検察庁は、各高等裁判所に、地方検察庁は、各地方裁判所に、区検察庁は、各簡易裁判所に、それぞれ対応してこれを置く。

地方検察庁は、各家庭裁判所にも、それぞれ対応するものとする。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置は、政令でこれを定める。

法務総裁は、必要と認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所の支部にそれぞれ対応して高等検察庁又は地方検察庁の支部を設け、当該検察庁の事務の一部を取り扱わせることができる。

第3條 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第4條 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第5條 検察官は、いずれかの検察庁に属し、他の法令に特別の定のある場合を除いて、その属する検察庁の対応する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事項について前條に規定する職務を行う。

第6條 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第7條 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。

次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。

第8條 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。

第9條 各地方検察庁に検事正各1人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。

検事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。

第10條 2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各1人を置き、検事を以てこれに充てる。

上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その庁の上席検察官が、その他の各区検察庁においては、その庁に属する検事又は副検事（副検事が2人以上あるときは、検事正の指定する副検事）が庁務を掌理し、且つその庁の職員を指揮監督する。

第11條 検事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官に、第7條第1項、第8條又は第9條第2項に規定する事務の一部を取り扱わせることができる。

第12條 検事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官の事務を自ら取り扱い、又はその指揮監督する他の検察官に取り扱わせることができる。

第13條 検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正に事故のあるとき、又は検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正が欠けたときは、その庁の他の検察官が、法務総裁の定める順序により、臨時に検事総長、検事長又は検事正の職務を行う。

区検察庁の庁務を掌理する検察官に事故のあるとき、又はその検察官が欠けたときは、検事正の指定する他の検察官が、臨時にその職務を行う。

第14條 法務総裁は、第4條及び第6條に規定する検察官の事務に関し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。

第15條 検事総長、次長検事及び各検事長は1級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

検事は1級又は2級とし、副検事は、2級とする。

第16條 検事長、検事及び副検事の職は、法務総裁がこれを補する。

副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第17條 法務総裁は、高等検察庁又は地方検察庁の検事の中から、高等検察庁又は地方検察庁の支部に勤務すべき者を命ずる。

第18條 2級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- 1 司法修習生の修習を終えた者
- 2 裁判官の職に在つた者
- 3 3年以上政令で定める大学において法律学の教授又は助教授の職に在つた者

副検事は、前項規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者で副検事選考審査会の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

- 1 裁判所法（昭和22年法律第59号）第66條第1項の試験に合格した者
- 2 3年以上政令で定める2級官吏その他の公務員の職に在つた者
- 3 3年以上副検事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第1項の規定にかかわらず、これを2級の検事に任命及び叙級することができる。

副検事選考審査会に関する規程は、政令でこれを定める。

第19條 1級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- 1 8年以上2級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士に在つた者
- 2 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者
- 3 前條第1項第1号又は第3号の資格を得た後8年以上法務府の各長官、法務総裁官房長、少年審判官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は2級以上の法務府事務官、法務府教官、裁判所事務官若しくは司法研修所教官の職に在つた者
- 4 前條第1項第1号又は第3号の資格を有し1年以上1級官吏の職に在つた者

前項第1号及び第3号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

前條第3項の規定により検事に任命された者は、第1項第3号及び第4号の規定の適用については、これを同條第1項第1号の資格を有する者とみなす。

第20條 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第21條 検察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める。

第22條 検事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する。

第23條 検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務総裁の勸告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることができる。

検察官は、左の場合に、その適格に関し、検察官適格審査会の審査に付される。

- 1 すべての検察官について3年ごとに定時審査を行う場合
- 2 法務総裁の請求により各検察官について随時審査を行う場合
- 3 職権で各検察官について随時審査を行う場合

検察官適格審査委員会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務総裁に通知しなければならない。法務総裁は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勸告を行い、検事及び副検事についてはこれを罷免しなければならない。

検察官適格審査会は、内閣総理大臣の監督に属し、国会議員、検察官法務府の官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の中から選任された

11人の委員を以てこれを組織する。但し、委員となる国会議員は、衆議院議員4人及び参議院議員2人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

検察官適格審査会に、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員を置く。

各委員の予備委員は、それぞれの委員と同一の資格ある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選任する。

委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。

前4項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

第24條 検事長、検事又は副検事が検察庁の廃止その他の事由に因り判員となつたときは、法務総裁は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

第25條 検察官は、前3條の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

第26條 最高検察庁に検事総長秘書官を置く。

検事総長秘書官は、2級とする。

検事総長秘書官は、検事総長の命を受けて機密に関する事務を掌る。

第27條 検察庁に検察事務官を置く。

検察事務官は、2級又は3級とする。

検察事務官は、上官の命を受けて検察庁の事務を掌り、又、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査を行う。

第28條 検察庁に、検察技官を置く。

検察技官は、2級又は3級とする。

検察技官は、検察官の指揮を受けて技術を掌る。

第29條 検察庁の職員の定員は、別に法律でこれを定める。

第30條 削除

第31條 検察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取扱うべき事務につい

て互に必要な補助をする。

第32條 檢察庁の事務章程は、法務総裁が、これを定める。

第32條の2 この法律第15條、第18條乃至第20條及び第22條乃至第25條の規定は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）附則第13條の規定に依り、檢察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を集めたものとする。

附 則

第33條 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第34條 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事のした事件の受理その他の行為は、これを検事総長又は最高檢察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事のした事件の受理その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等檢察庁の検事、検事正又は地方檢察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなす。

第35條 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これを検事総長又は最高檢察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等檢察庁の検事、検事正又は地方檢察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなす。

第36條 法務総裁は、当分の間、檢察官が足りないため必要と認めるときは、区檢察庁の檢察事務官にその庁の檢察官の事務を取り扱わせることができる。

第37條 裁判所構成法による検事たる資格を有する者は、第18條及び第19條の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行後において3年に達する者については、3年に達した時も同様とする。

この法律施行前弁護士試補として1年6箇月以上の実務修習を終え考試を経た者又はこの法律施行の際現に弁護士試補たる者で1年6箇月以上の

実務修習を終え考試を経たものは、前項の規定にかかわらず、その考試を経た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。

弁護士たる資格を有する者が朝鮮弁護士令（昭和11年政令第4号）台湾弁護士令（昭和10年律令第7号）又は関東州弁護士令（昭和11年勅令第16号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職に在つたときは、第18條の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が3年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて3年以上になるものは、その3年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として1年6箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、それぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。

第38條 裁判所構成法による検事若しくは判事の在職又は同法による検事たる資格を有する者の司法省各局長、司法省調査部長、司法省調査官、司法書記官、司法研究所指導官、司法研究所事務官、司法省参事官、少年審判官、領事官、朝鮮総督府検事、朝鮮総督府判事、台湾総督府法院檢察官、台湾総督府法院判官、関東法院檢察官、関東法院判官、南洋庁検事若しくは南洋庁判事の在職は、第19條第1項第1号の規定の適用については、これを2級の検事職とみなす。

第39條 第18條第2項第2号中2級官吏とあるのは、奏任文官を、第19條第1項第4号中1級官吏とあるのは、勅任文官を含むものとする。

第40條 この法律施行の際奏任の検事で現に控訴院検事又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事の職に在る者は、別に辞令を發せられないときは、検事に任ぜられ、2級に叙せられ、且つ、それぞれ政令で定める高等檢察庁又は地方檢察庁の検事に補せられたものとする。

第41條 この法律施行の際現に書記長若しくは裁判所書記の職に在つて検事局に属する者又は檢察補佐官の職に在る者は、別に辞令を發せられないときは、現に受ける号俸を以て檢察事務官に任ぜられ、奏任又は2級の者は2級に、判任又は3級の者は、3級に叙せられたものとする。

第42條 政令で特別の定をした場合を除いて、他の法律中「検事」を「檢察官」に、「管轄裁判所ノ検事」を「管轄裁判所ニ対応スル檢察庁ノ檢察官」に改める。

II 検察庁の組織及び職員

一 検察庁の組織

(1) 検察庁数

(昭和26.12.31現在)

区分	高等検察庁名	同支部数	所轄地方検察庁数	同支部数	所轄区検察庁数	
最高検察庁名	東京高等検察庁		11	54	138	
	大阪高等検察庁		6	26	82	
	名古屋高等検察庁	1	6	25	57	
	広島高等検察庁	2	5	24	59	
	福岡高等検察庁	1	7	44	88	
	仙台高等検察庁	1	6	30	60	
	札幌高等検察庁	1	4	14	44	
	高松高等検察庁		4	13	32	
計	1	8	6	46	232	568

(2) 検察庁の名称ならびに所在地

(昭和26.12.31現在)

- 最高検察庁 東京都千代田区霞ヶ関1ノ1
- 高等検察庁 (8ヶ所)

名称	所在地
東京高等検察庁	東京都千代田区霞ヶ関1ノ1
大阪高等検察庁	大阪市北区若松町8
名古屋高等検察庁	名古屋市東区主税町1ノ1
広島高等検察庁	広島市基町1
福岡高等検察庁	福岡市大名町2丁目9
仙台高等検察庁	仙台市片平町69
札幌高等検察庁	札幌市大通り西13丁目
高松高等検察庁	高松市花園町1252

高等検察庁支部 (6ヶ所)

名称	所在地
名古屋高等検察庁金沢支部	金沢市尻垂坂通3ノ15
広島高等検察庁岡山支部	岡山市弓之町125
広島高等検察庁松江支部	松江市母衣町
福岡高等検察庁宮崎支部	宮崎市宮田町1丁目100
仙台高等検察庁秋田支部	秋田市西根小屋町3ノ1
札幌高等検察庁函館支部	函館市新川町28

3. 地方検察庁 (49ヶ所)

(昭和26.12.31現在)

高検名	名称	所在地
東京 11	東京地方検察庁	東京都千代田区霞ヶ関1ノ1
	横浜地方検察庁	横浜市中区日本大通9
	浦和地方検察庁	浦和市常盤町1ノ165
	千葉地方検察庁	千葉市吾妻町3丁目65
	水戸地方検察庁	水戸市北三ノ丸120
	宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡町
	前橋地方検察庁	前橋市曲輪町乙72
	静岡地方検察庁	静岡市追手町254
	甲府地方検察庁	甲府市錦町4番地ノ3
	長野地方検察庁	長野市花咲町1237
	新潟地方検察庁	新潟市川岸町1
大阪 6	大阪地方検察庁	大阪市北区若松町8
	京都地方検察庁	京都市上京区衣棚通出水上ル御霊町78ノ1
	神戸地方検察庁	神戸市生田区福通リ2丁目30
	奈良地方検察庁	奈良市登大路町35
	大津地方検察庁	大津市松本月見坂
	和歌山地方検察庁	和歌山市二番町1
名古屋 6	名古屋地方検察庁	名古屋市中区南外堀町6ノ1
	津地方検察庁	津市丸之内殿町
	岐阜地方検察庁	岐阜市今沢町1
	福井地方検察庁	福井市宝永上町50
	金沢地方検察庁	金沢市尻垂坂通リ3丁目
	富山地方検察庁	富山市西田地方町816ノ3
広島 5	広島地方検察庁	広島市基町1
	山口地方検察庁	山口市今道45
	岡山地方検察庁	岡山市弓之町122
	鳥取地方検察庁	鳥取市西町89
	松江地方検察庁	松江市母衣町68
	福岡 7	福岡地方検察庁
佐賀地方検察庁	佐賀市松原町中ノ小路88	
長崎地方検察庁	長崎市万歳町1	
大分地方検察庁	大分市荷揚町24	
熊本地方検察庁	熊本市京町1丁目	
鹿児島地方検察庁	鹿児島市山下町68ノ6	
仙台	宮崎地方検察庁	宮崎市鶴来町2丁目13
	仙台地方検察庁	仙台市片平町69

高検名	名称	所在地
6	福島地方検察庁	福島市御山町17
	山形地方検察庁	山形市六日町字寒河江町1041ノ3
	盛岡地方検察庁	盛岡市内丸2
	秋田地方検察庁	秋田市中谷地町1
	青森地方検察庁	青森市大字大野字北片岡170
札幌	札幌地方検察庁	札幌市大通り西13丁目
5	函館地方検察庁	函館市新川町28
	旭川地方検察庁	旭川市八条通り6丁目
	釧路地方検察庁	釧路市浦見町3丁目1
高松	高松地方検察庁	高松市内町10
4	徳島地方検察庁	徳島市中徳島町1丁目
	高知地方検察庁	高知市丸ノ内7
	松山地方検察庁	松山市一番町17

備考 高検名の下に数字は、管内地方検察庁の数字を示す。

4. 地方検察庁支部 (232ヶ所) (昭和26.12.31現在)

地検名	名称	所在地	裁判所
東京1	八王子支部	東京都八王子市台町1	甲号
横浜	横須賀支部	横須賀市田戸台25	甲号
2	小田原支部	小田原市緑町4ノ731	甲号
浦和	越ヶ谷支部	埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町	乙号
4	川越支部	川越市宮下町543	乙号
	熊谷支部	熊谷市大字熊谷1139	甲号
	秩父支部	秩父市大字大宮	乙号
千葉	佐倉支部	千葉県印旛郡佐倉町	乙号
7	一宮支部	千葉県長生郡一宮町	乙号
	松戸支部	松戸市岩瀬	甲号
	木更津支部	木更津市木更津	甲号
	館山支部	館山市北条	乙号
	八日市場支部	千葉県匝瑳郡八日市場町	甲号
	佐原支部	佐原市	乙号
水戸	太田支部	茨城県久慈郡太田町	乙号
5	土浦支部	土浦市6番地イノ12	甲号
	竜ヶ崎支部	茨城県稲敷郡竜ヶ崎町	乙号
	麻生支部	茨城県行方郡麻生町	乙号
	下妻支部	茨城県真壁郡下妻町	甲号
宇都宮	真岡支部	栃木県芳賀郡真岡町	乙号

地検名	名称	所在地	裁判所
4	大田原支部	栃木県那須郡大田原町	乙号
	栃木支部	栃木市旭町	甲号
	足利支部	足利市丸山町	乙号
前橋	沼田支部	群馬県利根郡沼田町	乙号
6	太田支部	太田市大字太田455ノ1	乙号
	桐生支部	桐生市永楽町2ノ34	乙号
	高崎支部	高崎市宮前町38	甲号
	中之条支部	群馬県吾妻郡中之条町	乙号
	富岡支部	群馬県北甘楽郡富岡町	乙号
静岡	沼津支部	沼津市大手町185	甲号
5	吉原支部	吉原市伝法南河原	乙号
	下田支部	静岡県賀茂郡下田町	乙号
	浜松支部	浜松市鴨江町	甲号
	掛川支部	静岡県小笠郡掛川町	乙号
甲府	鰍沢支部	山梨県南巨摩郡鰍沢町	乙号
2	谷村支部	山梨県南都留郡谷村町	乙号
長野	飯山支部	長野県下水内郡飯山町	乙号
9	上田支部	上田市新参町	甲号
	岩村田支部	長野県北佐久郡岩村田町	乙号
	松本支部	松本市二の丸	甲号
	木曾支部	長野県西筑摩郡福島町	乙号
	大町支部	長野県北安曇郡大町	乙号
	諏訪支部	諏訪市上諏訪	甲号
	飯田支部	飯田市江戸町	甲号
	伊那支部	長野県上伊那郡伊那町	乙号
新潟	三条支部	三条市田島字興野	乙号
9	新発田支部	新発田市大字三之丸	甲号
	村上支部	新潟県岩船郡村上町	乙号
	長岡支部	長岡市神明町	甲号
	柏崎支部	柏崎市諏訪町2	乙号
	六日町支部	新潟県南魚沼郡六日町	乙号
	高田支部	高田市大手町7	甲号
	糸魚川支部	新潟県西頸城郡糸魚川町	乙号
	相川支部	新潟県佐渡郡相川町	乙号
大阪	堺支部	堺市北新町	甲号
2	岸和田支部	岸和田市上野町	乙号
京都	園部支部	京都府船井郡園部町	乙号
5	宮津支部	京都府与謝郡宮津町	乙号

地檢名	名称	所在地	裁判所	
神戸 10	峰山支部	京都府中郡峰山町	乙号	
	舞鶴支部	舞鶴市	甲号	
	福知山支部	福知山市	乙号	
	伊丹支部	伊丹市高畑町685	乙号	
	尼ヶ崎支部	尼ヶ崎市浜田字崇徳院	乙号	
	明石支部	明石市相生町1丁目137	乙号	
	篠山支部	兵庫県多紀郡篠山町	乙号	
	柏原支部	兵庫県氷上郡柏原町	乙号	
	姫路支部	姫路市岡町17	甲号	
	社支部	兵庫県加東郡社町	乙号	
奈良 3	竜野支部	兵庫県揖保郡竜野町	乙号	
	豊岡支部	豊岡市南本123	甲号	
	洲本支部	洲本市山下町	甲号	
	葛城支部	大和高田市	乙号	
	宇陀支部	奈良県宇陀郡大字陀町	乙号	
	五条支部	奈良県宇智郡五条町	甲号	
	大津 3	水口支部	滋賀県甲賀郡水口町	乙号
		彦根支部	彦根市金亀町	乙号
		長浜支部	長浜市南吳服町	乙号
	和歌山 4	妙寺支部	和歌山県伊都郡妙寺町	乙号
田辺支部		田辺市屋敷町	甲号	
御坊支部		和歌山県日高郡御坊町	乙号	
新宮支部		新宮市新宮	乙号	
名古屋 5	一宮支部	一宮市本町通8丁目11	甲号	
	半田支部	半田市榎下	乙号	
	岡崎支部	岡崎市康生町	甲号	
	豊橋支部	豊橋市東八町	甲号	
	新城支部	愛知県南設楽郡新城町	乙号	
津 5	松阪支部	松阪市湊町	乙号	
	上野支部	上野市丸之内	乙号	
	四日市支部	四日市市浜田幸町	甲号	
	宇治山田支部	宇治山田市岡本町	乙号	
	木本支部	三重県牟婁郡木本町	乙号	
岐阜 5	八幡支部	岐阜県郡上郡八幡町	乙号	
	大垣支部	大垣市郭町4丁目5	甲号	
	多治見支部	多治見市小田町1丁目17	乙号	
	御嵩支部	岐阜県可児郡御嵩町	乙号	

地檢名	名称	所在地	裁判所
福井 4	高山支部	高山市八軒町1ノ6	甲号
	武生支部	武生市吾妻町	乙号
	大野支部	福井県大野郡大野町	乙号
	敦賀支部	敦賀市結城2	乙号
金沢 3	小浜支部	福井県遠敷郡小浜町	乙号
	小松支部	小松市京町	乙号
	七尾支部	七尾市藤橋	甲号
富山 3	輪島支部	石川県鳳至郡輪島町	乙号
	魚津支部	富山県下新川郡魚津町	乙号
	高岡支部	高岡市中川	甲号
広島 6	出町支部	富山県東礪波郡出町	乙号
	呉支部	呉市岩方通り7丁目1	甲号
	竹原支部	広島県賀茂郡竹原町	乙号
	尾道支部	尾道市尾崎町甲381ノ1	甲号
山口 5	福山支部	福山市新馬町376ノ1	甲号
	三次支部	広島県雙三郡三次町	甲号
	庄原支部	広島県比婆郡庄原町	乙号
	徳山支部	徳山市大字徳山字慶万	乙号
	萩支部	萩市江向469	乙号
岡山 6	岩国支部	岩国市大字横山313ノ2	甲号
	下関支部	下関市大字関後地字地藏	甲号
	船木支部	山口県厚狭郡船木町	乙号
	玉島支部	岡山県浅口郡玉島町	乙号
	笠岡支部	岡山県小田郡笠岡町	乙号
	高梁支部	岡山県上房郡高梁町	乙号
鳥取 2	新見支部	岡山県卓哲郡新見町	乙号
	津山支部	津山市椿高下	甲号
	勝山支部	岡山県真庭郡勝山町	乙号
	勝倉吉支部	鳥取県東伯郡倉吉町	乙号
	米子支部	米子市西町62	甲号
松江 5	木次支部	島根県大原郡木次町	乙号
	今市支部	出雲市今市町797ノ2	乙号
	浜田支部	浜田市大字浅井980	乙号
	益田支部	島根県美濃郡益田町	乙号
福岡 11	西郷支部	島根県周吉郡西郷町	乙号
	甘木支部	福岡県朝倉郡甘木町	乙号
	飯塚支部	飯塚市大字飯塚字五反田	甲号

地 検 名	名 称	所 在 地	裁 判 所
	直 方 支 部	直方市新町1丁目4971	乙 号
	久 留 米 支 部	久留米市篠山町21	甲 号
	吉 井 支 部	福岡県浮羽郡吉井町	乙 号
	柳 川 支 部	福岡県山門郡柳川町	乙 号
	大 牟 田 支 部	大牟田市白金町101	乙 号
	八 女 支 部	福岡県八女郡福島町	乙 号
	小 倉 支 部	小倉市紺屋町7	甲 号
	行 橋 支 部	福岡県京都郡行橋町	乙 号
	田 川 支 部	田川市伊田町	乙 号
佐 賀	武 雄 支 部	佐賀県杵島郡武雄町	乙 号
3	伊 万 里 支 部	佐賀県西松浦郡伊万里町	乙 号
	唐 津 支 部	唐津市城内	甲 号
長 崎	大 村 支 部	大村市東本町	乙 号
7	島 原 支 部	島原市宇堀端	乙 号
	佐 世 保 支 部	佐世保市木場町	甲 号
	平 戸 支 部	長崎県北松浦郡平戸町	乙 号
	武 生 水 支 部	長崎県台岐郡武生水町	乙 号
	福 江 支 部	長崎県南松浦郡福江町	乙 号
	巖 原 支 部	長崎県下県郡巖原町	乙 号
大 分	杵 築 支 部	大分県速見郡杵築町	乙 号
7	白 杵 支 部	白杵市大字白杵本町	乙 号
	佐 伯 支 部	佐伯市大手前	乙 号
	竹 田 支 部	大分県直入郡竹田町	乙 号
	中 津 支 部	中津市二の丁町	甲 号
	玉 津 支 部	大分県西国東郡高田町	乙 号
	日 田 支 部	日田市丸山町	乙 号
熊 本	三 角 支 部	熊本県宇土郡三角町	乙 号
8	玉 名 支 部	熊本県玉名郡玉名町	乙 号
	御 船 支 部	熊本県上益城郡御船町	乙 号
	山 鹿 支 部	熊本県鹿本郡山鹿町	乙 号
	宮 地 支 部	熊本県阿蘇郡宮地町	乙 号
	八 代 支 部	八代市	甲 号
	人 吉 支 部	人吉市	乙 号
	天 草 支 部	熊本県天草郡本渡町	乙 号
鹿 児 島	加 治 木 支 部	鹿児島県始良郡加治木町	乙 号
4	知 覧 支 部	鹿児島県川辺郡知覧町	乙 号
	川 内 支 部	川内市宮内町733	乙 号

地 検 名	名 称	所 在 地	裁 判 所
	鹿 屋 支 部	鹿屋市中名7321	乙 号
宮 崎	日 南 支 部	日南市飢肥町大字板敷	乙 号
4	都 城 支 部	都城市姫城町4002	乙 号
	延 岡 支 部	延岡市大字岡富甲121	乙 号
	高 千 穂 支 部	宮崎県西臼杵郡高千穂町	乙 号
仙 台	大 河 原 支 部	宮城県柴田郡大河原町	乙 号
5	古 川 支 部	宮城県志田郡古川町	甲 号
	石 巻 支 部	石巻市南鱒山	甲 号
	登 米 支 部	宮城県登米郡登米町	乙 号
	気 仙 沼 支 部	宮城県本吉郡気仙沼町	乙 号
福 島	相 馬 支 部	福島県相馬郡中村町	乙 号
5	郡 山 支 部	郡山市壇場38	甲 号
	白 河 支 部	福島県西白河郡白河町	甲 号
	若 松 支 部	若松市栄町1	甲 号
	平 支 部	平市八幡小路41	甲 号
山 形	新 庄 支 部	山形県最上郡新庄町	乙 号
4	米 沢 支 部	米沢市越後番匠町	甲 号
	鶴 岡 支 部	鶴岡市馬場町十日町7	甲 号
	酒 田 支 部	酒田市上台町98	甲 号
盛 岡	花 巻 支 部	岩手県稗貫郡花巻町	乙 号
6	二 戸 支 部	岩手県二戸郡福岡町	乙 号
	遠 野 支 部	岩手県上閉伊郡遠野町	乙 号
	宮 古 支 部	宮古市八幡前	乙 号
	一 関 支 部	一関市釣山1	甲 号
	水 沢 支 部	岩手県胆沢郡水沢町	乙 号
秋 田	能 代 支 部	能代市大町	乙 号
6	本 荘 支 部	秋田県由利郡本荘町	乙 号
	大 館 支 部	秋田県北秋田郡大館町	甲 号
	横 手 支 部	秋田県平鹿郡横手町	甲 号
	湯 沢 支 部	秋田県雄勝郡湯沢町	乙 号
	大 曲 支 部	秋田県仙北郡大曲町	甲 号
青 森	五 所 川 原 支 部	青森県北津軽郡五所川原町	乙 号
4	弘 前 支 部	弘前市下白銀町1	甲 号
	鱒ヶ 沢 支 部	青森県北津軽郡鱒ヶ沢町	乙 号
	八 戸 支 部	八戸市糠塚古常泉下7	甲 号
札 幌	岩 見 沢 支 部	岩見沢市四条東4丁目	甲 号
5	室 蘭 支 部	室蘭市栄町1丁目	乙 号

地 検 名	名 称	所 在 地	裁 判 所
	浦 河 支 部	北海道浦河郡浦河町	乙 号
	小 樽 支 部	小樽市富岡町	甲 号
	岩 内 支 部	北海道岩内郡岩内町	乙 号
函 館	江 差 支 部	北海道檜山郡江差町	乙 号
2	寿 都 支 部	北海道寿都郡寿都町	乙 号
旭 川	名 寄 支 部	北海道上川郡名寄町	乙 号
4	紋 別 支 部	北海道紋別郡紋別町	乙 号
	留 萌 支 部	留萌市沖見町	乙 号
	稚 内 支 部	北海道宗谷郡稚内町	乙 号
釧 路	帯 広 支 部	帯広市西八条南18丁目	甲 号
4	網 走 支 部	網走市南五条東3丁目	甲 号
	北 見 支 部	北見市高台845	乙 号
	根 室 支 部	北海道根室郡根室町	乙 号
高 松	丸 亀 支 部	丸亀市一番丁	甲 号
2	観 音 寺 支 部	香川県三豊郡観音寺町	乙 号
徳 島	富 岡 支 部	徳島県那賀町富岡町	乙 号
3	脇 町 支 部	徳島県美馬郡脇町	乙 号
	川 島 支 部	徳島県麻植郡川島町	乙 号
高 知	須 崎 支 部	高知県高岡郡須崎町	乙 号
3	安 芸 支 部	高知県安芸郡安芸町	乙 号
	中 村 支 部	高知県幡多郡中村町	乙 号
松 山	大 洲 支 部	愛媛県喜多郡大洲町	乙 号
5	八 幡 浜 支 部	八幡浜市五位ヶ脇1550ノ1	乙 号
	西 条 支 部	西条市大字明屋敷165	甲 号
	今 治 支 部	今治市大字今治村308ノ1	乙 号
	宇 和 島 支 部	宇和島市広小路6	甲 号

備考 地検名の下に数字は、管内支部の数を示す。

5. 区 検 察 庁 (568ヶ所) (昭和26. 12. 31 現在)

備考 地名の下の字は、管内区検の数を示す。

地 検 名	区 検 察 庁
東 京	とう きやう しん じゆく だい とう すみ だ おほ もり しほ や 東 京 新 宿 台 東 墨 田 大 森 渋谷 とうきやうなかの と しま とうきやうきた あ だち かつ しか えどがわ 東京中野 豊 島 東京北 足 立 葛 飾 江戸川 はちじやうじま い ず おおしま にい じま はちやうじ たち かわ むさしの 八丈島 伊豆大島 新 島 八王子 立 川 武蔵野 おお ね いつ かいち 青 梅 五 日 市
横 浜	よこ はま か な がわ よこはまし よこはまみなみ かわ さき かま くら 横 浜 神奈川 横浜西 横浜南 川 崎 鎌 倉 よこすか よこすか よこすか よこ すす け 横須賀 三 さき ひら つか ふじ さわ さがみ はら か な がわなかの 横 須 賀 三 崎 平 塚 お だ わら あつ ぎ 小 田 原 厚 木
浦 和	うら わ かわ ぐち おお みや く き こしが や かわ ごえ 浦 和 川 口 大 宮 久 喜 越ヶ谷 川 越 はん のう くま がや お 小 川 本 庄 秩 父 飯 能 熊 谷 小 川 本 庄 秩 父
千 葉	ち ば さ くら おお はら ちばいちのみや まつ と ち かわ 千 葉 佐 倉 大 原 千葉一宮 松 戸 市 川 きさらず たて やま ちよう 銚 子 とう がね とう がね 八日市場 佐 原 木更津 館 山 銚 子 東 金 八日市場 佐 原
水 戸	み と かわ ま ひ たち いばらぎおた だい ご つち うら 水 戸 笠 間 日 立 茨城太田 大 子 土 浦 いし おか りうが さき とり で あ そ う ほこ だ しも つま 石 岡 竜ヶ崎 取 手 麻 生 鉢 田 下 妻 しも だて 館 こ 古 河
宇 都 宮	うつのみや とちぎいまいち ま おか おおたはら や いた からす やま 宇 都 宮 栃木今市 真 岡 大田原 矢 板 鳥 山 とちぎいまいち ま おか おおたはら や いた からす やま 栃 木 小 山 足 利 足 尾
前 橋	まえ ばし たか さき おお た たて ばやし い せ ぎ き きり う 前 橋 高 崎 太 田 館 林 伊勢崎 桐 生 ぬま た じなかのじよう ふじ おか ぐんまどみおか 沼 田 中之條 藤 岡 群馬富岡
静 岡	しず おか し みず あた み しずおかみしま ぬま ず しも だ 静 岡 清 水 熱 海 静岡三島 沼 津 下 田 よし わら し しま だ かけ がわ はま まつ ふた また へ 吉 原 島 田 掛 川 浜 松 二 俣
甲 府	こう ふ なら さき おお がさわら くさか べ かじか さわ や ち 甲 府 韭 崎 小笠原 日下部 鯉 沢 谷 村 おお つき ふ じ よし だ うえの はら 大 月 富 士 吉 田 上野原

長野	12	ながの 木會福島	いの 飯大	やま 山町	や 屋	しろ 代訪	うえ 上岡	だ 田谷	いわ 岩村田	まつ 松伊	もと 本那
新潟	15	にい 新長直	がた 潟岡	にい 新小千	まき 巻十日	さん 三柏	じょう 條崎	しん 新六	た 田	むら 村高	かみ 上田
大阪	18	おお 大阿	さか 阪野	みや 都大	じま 島池	い 生中	の 野中	ひが 東	にし 西	なり 成	にし 西
京都	15	きょう 京園舞	と 都部	ふし 伏亀	み 見岡	う 右周	きやう 京山	むこ 向日	き 木	ず 津	う 宇
神戸	21	こう 神三	べ 戸	なだ 灘	し 石	にし 西	みや 宮山	たから 宝	い 伊	たみ 丹	あま 尼
奈良	8	なら 奈吉	ら 良野	や 柳	う 生	さくら 桜	い 井	か 葛	う 宇	だ 陀	ご 五
大津	9	おお 大	つ 津	いま 今	つ 津	みな 水	ぐち 口	ひこ 彦	ね 根	よう 八	し 滋
和歌山	11	わか 和	か 歌	かい 海	なん 南	ゆ 湯	あさ 浅	みょう 妙	じ 寺	はし 橋	もと 本
名古屋	17	なご 名古屋	あいち 愛知	あいち 愛知	しやう 昭	わ 和	にし 西	わ 枇	か 春	あいち 愛知	せと 瀬

津	12	つ 津	す 鈴	か 鹿	かめ 亀	やま 山	まつ 松	ざか 坂	うえ 上	の 野	よつ 四	か 日	し 市
岐阜	8	ぎ 岐	ふ 阜	せき 関	はち 八	まん 幡	おお 大	が 垣	み 御	たけ 嵩	た 多	ち 治	み 見
福井	5	ふ 福	い 井	たけ 武	ふ 生	おお 大	の 野	つる 敦	が 賀	お 小	は 浜		
金沢	6	かな 金	ざ 沢	こ 小	まつ 松	なな 七	お 尾	は 羽	く 昨	わ 輪	じま 島	い 石	い 川
富山	10	と 富	や 山	や 八	お 尾	う 魚	つ 津	ど 泊	い 石	か 上	い 市	た 高	お 岡
広島	17	ひろ 広	しま 島	あ 安	さい 西	じょう 條	か 可	べ 部	か 加	け 計	や 八	え 重	お 大
山口	16	やま 山	ぐち 口	ぼう 防	ふ 布	やま 山	お 大	い 伊	さ 佐	い 生	や 雲	と 徳	や 山
岡山	14	おか 岡	くら 倉	は 林	の 野	うし 牛	ま 窓	た 玉	の 野	こ 児	か 片	か 上	た 玉
鳥取	8	と 鳥	とり 取	うら 浦	くろ 黒	と 富	か 河	は 原	わか 若	さ 桜	くら 倉	よ 吉	や 八
松江	8	まつ 松	え 江	き 木	す 次	いま 今	うち 市	しま 島	ね 根	お 大	は 浜	だ 田	ま 益
福岡	17	ふ 福	こ 小	と 東	お 折	ご 郷	ま 前	ば 原	あ 甘	ぎ 木	い 飯	づ 塚	な 直

二 檢察官政令(勅令)定員沿革

(但昭和19年以前抄録)

年 度	庁名 職名	大審院検事局			控訴院検事局			地方,区裁判所検事局				合計
		総 長	検 事	計	検 事 長	検 事	計	検 事 正	地方 検 事	区 検 事	計	
勅令 158号 明治 23. 8		1	5	6	7	20	27	48	125	275	448	481
勅令 17号 明治 27. 2		1	4	5	7	17	24	49	95	210	534	383
勅令 122号 明治 31. 6		1	416	-	7	-	-	49	-	-	-	473
勅令 93号 明治 35. 3		1	7	8	7	30	37	49	59	174	318	363
勅令 79号 明治 40. 3		1	7	8	7	29	36	50	92	201	343	387
勅令 152号 明治 43. 3		1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
勅令 171号 明治 46. 6		1	7	8	7	23	30	50	299		349	387
勅令 122号 明治 46. 8		1	7	8	7	22	29	51	300		441	478
勅令 9号 明治 48. 6		1	7	8	7	22	29	51	482		533	570
勅令 150号 明治 48. 4		1	7	8	7	30	37	51	472		523	538
勅令 163号 昭和 3. 7		1	13	14	7	37	44	51	527		578	636
勅令 280号 昭和 7. 9		1	13	14	7	37	44	51	519		570	628
勅令 575号 昭和 12. 10		1	13	14	7	37	46	51	558		609	669
勅令 572号 昭和 13. 8		1	13	14	7	39	46	51	575		626	686
勅令 564号 昭和 14. 8		1	13	14	7	39	46	51	604		655	715
勅令 12号 昭和 16. 1		1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
勅令 190号 昭和 16. 3		1	13	14	7	39	46	51	655		706	766
勅令 749号 昭和 17. 11		1	11	12	7	41	43	51	514		565	625
勅令 811号 昭和 18. 11		1	11	12	7	41	48	51	499		550	610
勅令 15号 昭和 20. 1. 15		1	11	12	7	41	48	51	516		567	627
勅令 319号 昭和 20. 5. 21		1	11	12	7	41	48	51	546		597	657

年 度	庁名 職名	大審院検事局			控訴院検事局			地方,区裁判所検事局				合計
		総 長	検 事	計	検 事 長	検 事	計	検 事 正	地方 検 事	区 検 事	計	
勅令 444号 昭和 20. 8. 1		1	11	12	8	41	49	51	546		597	658
勅令 47号 昭和 21. 1. 31		1	9	10	7	35	42	51	456		507	559
勅令 230号 昭和 21. 4. 15		1	9	10	7	35	42	51	490		541	593
勅令 295号 昭和 21. 6. 1		1	9	10	7	35	42	51	565		616	668
勅令 419号 昭和 21. 9. 6		1	9	10	7	35	42	51	565		616	668

年 度	職 名	検事総長		次長検事		検事長		検事1級		検事2級		副検事		計
		長	次	長	次	長	次	長	次	長	次			
政令 36号 昭和 22. 5. 3		1		1		8		72		777		430	1,389	
政令 125号 昭和 22. 7. 5		1		1		8		72		777		430	1,389	
政令 297号 昭和 22. 12. 27		1		1		8		73		778		430	1,391	
政令 137号 昭和 23. 6. 24		1		1		8		73		778		430	1,391	
政令 293号 昭和 23. 9. 17		1		1		8		73		778		530	1,391	
法律 126号 昭和 24. 5. 31		1		1		8		920				737	1,667	
府令 142号 昭和 25. 12. 13		1		1		8		920				743	1,673	
法律 81号 昭和 26. 3. 31		1		1		8		920				787	1,717	

三 検察庁職員数

(昭和 26. 12. 31 現在)

職 種	検 察 庁 別	全 国 検 察 庁				
		最 高 検	高 検	地 検	区 検	計
検 事 総 長	配置定員	1	-	-	-	1
	現在員	1	-	-	-	1
	欠 員	-	-	-	-	-
次 長 検 事	配置定員	1	-	-	-	1
	現在員	1	-	-	-	1
	欠 員	-	-	-	-	-
検 事 長	配置定員	-	8	-	-	8
	現在員	-	8	-	-	8
	欠 員	-	-	-	-	-
検 事	配置定員	16	117	739	-	872
	現在員	11	85	668	-	764
	欠 員	5	32	71	-	108
副 検 事	配置定員	-	-	-	763	763
	現在員	-	-	-	725	725
	欠 員	-	-	-	38	38
総 長 秘 書 官	配置定員	1	-	-	-	1
	現在員	(1)	-	-	-	(1)
	欠 員	1	-	-	-	1
事 務 官	配置定員	63	261	3,669	1,137	5,130
	現在員	59	251	3,593	1,114	5,017
	欠 員	4	10	76	23	113
そ の 他 の 職 員	配置定員	48	348	3,343	748	4,487
	現在員	47	329	3,230	723	4,329
	欠 員	1	19	113	25	158
計	配置定員	130	734	7,751	2,648	11,263
	現在員	119	673	7,491	2,562	10,845
	欠 員	11	61	260	86	418

(註) 検事総長秘書官は、検事が兼ねて任ぜられている。

四 検察官の俸給

(昭和26年11月 法律第280号)

区 分	月 額
検 事 総 長	64,000円
次 長 検 事	53,000
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	57,000
そ の 他 の 検 事 長	53,000

(昭和23年法律第76号 改正 昭和26年11月 法律第280号)

区 分	号 俸	月 額
検 事	1 号	45,500円
	2 号	41,200
	3 号	37,300
	4 号	33,600
	5 号	30,900
	6 号	28,200
	7 号	26,200
	8 号	24,900
	9 号	23,600
	10 号	21,300
	11 号	19,000
	12 号	17,800
	13 号	16,600
	14 号	15,100
	15 号	13,500
副 検 事	16 号	12,200
	17 号	11,600
	18 号	11,000
	1 号	26,200
	2 号	24,900
	3 号	23,600
	4 号	21,300
	5 号	19,000
	6 号	17,800
	7 号	16,600
	8 号	15,100
	9 号	13,500
	10 号	12,200
	11 号	11,600
12 号	11,000	
13 号	10,300	
14 号	9,600	

Ⅲ 業務の状況

一 検察官事務総件数と検察官定員との比照累年比較

大審院検事局
最高検察庁

年 度	検察官定員	検察官事務総計数	定員に対する 一人当件数
大 正 13 年	14	2,429	174
" 14 年	14	2,190	156
昭 和 元 年	14	2,141	153
" 2 年	14	1,934	138
" 3 年	14	1,983	142
" 4 年	14	1,674	120
" 5 年	14	2,197	157
" 6 年	14	1,870	134
" 7 年	14	1,962	140
" 8 年	14	2,160	154
" 9 年	14	1,831	131
" 10 年	14	2,070	148
" 11 年	14	3,622	259
" 12 年	14	2,630	188
" 13 年	14	1,741	124
" 14 年	14	1,295	93
" 15 年	14	1,574	112
" 16 年	15	2,075	138
" 17 年	12	1,958	163
" 21 年	10	1,137	113
" 22 年	13	1,169	85
" 23 年	14	2,128	152
" 24 年	14	3,772	269
" 25 年	14	9,199	657
" 26 年	18	14,940人	830人

控訴院検事局
高等検察庁

年 度	検察官定員	検察官事務総計数	定員に対する 一人当件数
大 正 13 年	37	1,783	48
" 14 年	37	1,731	87
昭 和 元 年	37	1,668	45
" 2 年	37	1,537	42
" 3 年	44	1,473	33
" 4 年	44	1,222	28
" 5 年	44	1,573	36
" 6 年	44	1,630	37
" 7 年	44	1,880	43
" 8 年	44	1,874	43
" 9 年	44	1,879	43
" 10 年	44	1,909	43
" 11 年	44	2,321	53
" 12 年	46	2,012	44
" 13 年	46	1,440	31
" 14 年	46	1,043	23
" 15 年	46	1,106	24
" 16 年	46	949	21
" 17 年	48	1,646	34
" 21 年	42	1,265	30
" 22 年	125	6,115	48
" 23 年	126	25,881	205
" 24 年	129	24,411	189
" 25 年	125	62,491	500
" 26 年	125	55,961人	448人

年 度	検察官定員	検察官事務総計数	定員に対する 一人当件数
大正 13 年	523	329,800	631
" 14 年	513	370,384	722
昭和 元年	513	379,397	740
" 2 年	513	383,548	748
" 3 年	578	366,918	635
" 4 年	579	404,132	698
" 6 年	564	443,820	787
" 7 年	570	458,442	804
" 8 年	573	510,448	891
" 9 年	590	545,815	925
" 10 年	590	526,862	893
" 11 年	590	507,051	959
" 12 年	609	453,201	744
" 13 年	626	412,679	659
" 14 年	655	359,692	549
" 15 年	706	398,081	564
" 16 年	742	383,925	517
" 17 年	565	374,130	662
" 21 年	616	511,757	830
" 22 年	1,081	792,292	778
" 23 年	1,197	1,374,723	1,439
" 24 年	1,524	1,918,080	1,259
" 25 年	1,455	2,138,776	1,470
" 26 年	1,502	2,123,936人	1,414人

備 考

- 昭和18, 19, 20年度は資料不足其のため掲載せず。
最高検察庁昭和22年における検察事務総件数の少いのは裁判所法施行後の
新旧手続の交替により最高裁判所の受理件数が減少したためである。
- 昭和25年度以降検察官事務総件数並びに定員に対する一人当件数は人員を
以て表わすことにした。

二 第一審捜査事件取扱状況
イ 第一審捜査事件被疑者新受人員累年比較

昭和7年	刑											犯			計
	放火	賭博	竊取	殺人	傷害	窃盗	強盗	詐欺	欺	恐喝	横領	贓物	全刑法犯	全特別犯	
8	1,806	70,922	1,972	2,975	37,864	123,283	2,011	104,006	6,688	50,519	4,723	481,707	134,945	616,652	
9	1,810	85,226	2,218	2,840	39,098	134,186	1,840	107,224	7,686	54,108	5,726	521,690	171,882	693,572	
10	1,787	101,049	3,740	2,690	41,833	140,112	1,646	115,195	8,542	58,705	6,189	566,513	157,982	724,495	
11	1,645	101,127	4,384	2,588	41,383	131,142	1,613	108,092	13,924	53,518	5,754	547,300	169,174	716,474	
12	1,524	96,388	3,754	2,495	38,587	127,589	1,354	94,071	8,135	47,807	5,465	503,702	170,275	674,427	
13	1,170	85,968	2,299	2,298	36,343	119,410	1,212	81,111	5,593	40,666	5,769	448,948	163,410	612,358	
14	1,224	85,658	1,902	1,976	31,742	121,150	980	68,781	4,505	38,537	6,656	421,994	127,175	549,169	
15	933	84,864	1,758	1,768	29,355	101,349	859	54,506	3,947	28,554	6,352	368,254	121,696	489,950	
16	810	95,496	3,024	1,494	25,355	105,846	838	45,700	3,542	24,416	7,244	362,974	208,231	571,205	
17	717	104,780	4,896	1,538	24,125	103,670	807	39,173	3,012	23,174	6,596	355,476	193,268	548,744	
18	1,269	79,280	4,274	1,284	18,858	97,053	621	28,920	2,870	17,677	6,970	296,393	212,072	508,465	
19	443	99,473	7,953	1,195	14,690	98,588	635	24,622	2,194	15,721	8,238	308,314	201,681	509,995	
20	430	61,061	2,974	2,439	14,424	261,806	12,039	24,980	7,733	15,777	16,684	448,374	243,476	691,850	
21	481	110,553	3,718	2,621	21,766	235,503	12,664	31,871	11,248	19,905	16,420	502,870	861,206	1,364,076	
22	632	95,928	7,194	3,928	40,828	319,399	14,753	50,734	17,556	26,439	27,314	657,533	1,269,961	1,927,494	
23	976	61,191	10,963	3,645	59,337	300,473	11,490	73,171	19,496	36,445	31,994	676,551	1,414,659	2,091,210	
24	1,243	46,166	9,849	3,826	82,216	289,067	9,484	101,674	23,050	49,689	27,649	731,158	1,256,983	1,988,141	
25	1,310	32,671	6,556	3,886	78,523	334,947	8,177	85,679	15,552	42,641	29,719	736,810	1,314,216	2,051,026	

第一審捜査事件被

	刑 法					
	放 火	賭 博	瀆 職	殺 人	傷 害	窃 盜
昭和7年	1,026	41,197	503	1,333	8,679	19,167
8	1,000	50,390	799	1,338	9,759	20,547
9	967	59,546	1,567	1,154	10,497	22,352
10	895	60,700	1,580	1,113	10,279	20,131
11	901	59,548	1,169	1,141	10,180	20,994
12	561	54,008	670	995	9,449	19,920
13	517	56,666	624	904	8,177	19,597
14	377	58,384	504	810	7,858	16,861
15	339	67,754	1,224	726	6,363	18,671
16	308	75,759	1,923	661	6,255	17,246
17	397	59,819	1,499	556	5,142	18,018
18	238	77,347	3,200	526	4,319	17,316
21	233	44,566	1,046	1,219	4,238	76,804
22	219	66,639	1,401	1,175	5,925	81,821
23	258	61,563	2,913	1,783	13,116	102,648
24	348	34,029	2,413	1,523	16,376	79,753
25	450	25,459	1,948	1,614	25,031	68,262
26	444	16,993	1,412	1,677	24,384	67,577

疑者起訴人員累年比較

犯						全特別 法 犯	總 計
強 盜	詐 欺	恐 喝	横 領	贓 物	全刑法犯		
918	5,494	1,332	2,125	575	95,225	51,620	146,845
866	5,853	1,525	2,648	830	108,928	69,565	178,493
833	6,455	1,591	3,003	918	123,884	57,226	181,110
885	6,630	3,190	2,996	694	123,702	63,382	187,084
818	6,728	1,487	2,706	858	120,493	63,803	184,296
702	6,170	1,020	2,342	992	110,318	67,906	178,224
622	5,803	808	2,557	1,346	110,382	44,174	154,556
472	4,756	686	2,017	1,317	106,044	43,364	149,408
456	4,377	624	2,012	1,476	114,301	79,704	194,005
435	4,149	522	2,115	1,209	119,646	78,190	197,836
355	3,789	469	1,893	1,223	101,931	85,942	187,873
298	4,408	474	2,007	1,743	120,847	94,611	215,458
6,886	8,398	2,747	3,216	3,505	158,748	99,825	258,573
7,632	9,851	3,995	3,938	4,457	194,462	291,630	486,092
9,337	14,276	5,897	5,676	8,427	238,722	423,843	662,565
6,285	13,325	4,511	5,892	7,342	184,455	363,882	548,337
5,412	16,338	4,600	8,130	5,746	179,860	381,064	560,924
3,602	13,702	2,680	6,952	6,171	165,792	406,263	572,055

ハ 第一審捜査事件被疑者処理状況

人員区分 罪名	受 理						起		略式命令請求
	旧 受	新 受				計	公判請求	計	
		検察庁より	家庭裁判所	よ り そ の 他	小 計				
公務執行妨害	495	258	38	3,082	3,378	3,873	739	13	
放 火	51	130	56	1,124	1,310	1,361	435	9	
失 火	475	953	14	9,671	10,638	11,113	63	2,227	
文 書 偽 造	1,259	868	15	5,436	6,319	7,578	1,019	13	
猥褻・姦淫 強 制 猥 褻 その他の猥褻 姦淫及重婚の 罪	250	316	152	3,908	4,376	4,626	672	-	
小 計	278	982	11	4,773	5,766	6,044	123	422	
賭博・富籤	528	1,298	163	8,681	10,142	10,670	795	422	
賍 職 収賄・贈賄 その他の賍 職の罪	1,925	4,535	27	28,109	32,671	34,596	704	16,289	
小 計	1,029	580	-	5,306	5,886	6,915	1,109	290	
殺 人	179	50	-	620	670	849	13	-	
傷 害	1,208	630	-	5,926	6,556	7,764	1,122	290	
過失致死傷 業務上過失 致死傷 その他の過失 傷害の罪	284	363	148	3,375	3,886	4,170	1,677	-	
小 計	3,433	14,462	586	63,475	78,523	81,956	4,696	19,688	
窃 盜	1,257	5,170	176	15,249	20,595	21,852	381	5,993	
強 盜	155	357	19	3,004	3,380	3,535	61	401	
詐 欺	1,412	5,527	195	18,253	23,975	25,387	442	6,394	
恐 喝	6,092	33,436	3,817	297,694	334,947	341,039	67,577	-	
横 領	536	534	632	7,011	8,177	8,713	3,602	-	
赃物関係の罪	8,911	11,244	320	74,115	85,679	94,590	13,699	3	
その他の刑法犯	894	1,067	201	14,284	15,552	16,446	2,680	-	
刑法犯の計	4,231	5,859	110	36,672	42,641	46,872	6,590	362	
	1,430	2,966	82	26,671	29,719	31,149	6,171	-	
	3,750	5,659	169	36,869	42,697	46,447	3,298	4,773	
	36,914	89,789	6,573	640,448	736,810	773,724	115,309	50,483	

(昭和26年)

処 理	未 処 理										
	訴 小 計	不 起 訴 猶 予	そ の 他	訴 小 計	中 止	他 へ 送 致				計	
						検 察 庁	家 庭 裁 判 所	そ の 他	小 計		
	752	1,546	523	2,069	88	492	223	-	715	3,624	267
	444	141	307	448	22	144	230	-	374	1,288	64
	2,290	5,017	1,695	6,712	164	977	550	2	1,529	10,695	576
	1,032	2,227	1,695	3,922	365	903	232	2	1,137	6,456	1,230
	672	218	1,513	1,731	48	367	1,581	-	1,948	4,399	170
	545	1,882	2,345	4,227	64	947	121	1	1,069	5,905	199
	1,217	2,100	3,858	5,958	112	1,314	1,702	1	3,017	10,304	369
	16,993	6,778	2,524	9,302	1,262	5,088	903	-	5,991	33,548	1,109
	1,399	3,015	984	3,999	44	609	24	-	633	6,073	1,166
	13	40	446	486	19	49	-	-	49	567	321
	1,412	3,055	1,430	4,485	63	658	24	-	682	6,642	1,487
	1,677	325	809	1,134	164	438	433	-	871	3,846	180
	24,384	24,362	3,250	27,612	2,017	15,021	9,995	8	25,024	79,037	3,072
	6,374	3,716	3,186	6,902	209	5,685	1,104	-	6,789	20,274	1,835
	462	1,821	383	2,204	28	379	247	-	626	3,320	98
	6,836	5,537	3,569	9,106	237	6,064	1,351	-	7,415	23,594	1,933
	67,577	111,113	13,994	125,107	8,776	37,503	96,238	91	133,832	335,292	5,548
	3,602	455	982	1,437	264	715	2,000	6	2,721	8,024	373
	13,702	30,547	18,991	49,538	7,092	12,226	4,839	-	17,065	87,397	7,451
	2,680	5,529	2,233	7,762	604	1,453	3,397	-	4,850	15,896	547
	6,952	20,131	5,970	26,101	1,439	6,167	2,999	3	9,169	43,661	3,483
	6,171	12,139	5,039	17,178	973	3,491	2,128	2	5,621	29,943	1,287
	8,071	14,723	9,962	24,685	1,448	5,965	3,431	7	9,403	43,607	2,794
	165,792	245,725	76,831	322,556	25,090	98,619	130,675	122	229,416	742,854	31,770

人員区分 罪名	受 理						起	
	旧 受	新 受				計	公判請求	略式命令請求
		検察庁より	家庭裁判所	よ そ の 他	小 計			
暴力行為等処罰に関する法律	317	487	28	2,802	3,317	3,634	395	268
道路関係	9,093	110,397	779	387,196	498,372	507,465	285	208,403
道路交通係	463	6,131	9	23,835	29,975	30,438	7	14,039
小計	9,556	116,528	788	411,031	528,347	537,903	292	222,442
臨時物資需給調整法	1,595	2,075	2	6,778	8,855	10,450	631	1,139
物価統制令	1,841	2,673	13	7,767	10,453	12,294	706	2,128
食糧管理法	10,556	90,471	569	388,134	479,174	489,730	4,946	83,621
食糧緊急措置令	285	231	-	516	747	1,032	70	179
火剣銃砲刀係	37	489	10	1,618	2,117	2,154	161	639
火剣銃砲刀係	564	3,097	87	9,201	12,385	12,949	907	3,820
小計	886	3,586	97	10,819	14,502	15,103	1,068	4,459
軽犯罪法	153	610	8	4,160	4,778	4,931	195	930
地方公共団体の条例その他特別法	497	2,166	57	194,184	16,407	16,904	382	3,576
特別法犯の計	10,595	52,888	566	194,182	247,636	258,231	20,134	58,522
合計	35,996	271,715	2,128	1,040,373	1,314,216	1,350,212	28,819	377,444
合計	72,910	361,504	8,701	1,680,821	2,051,026	2,123,936	144,128	427,927

(註) 処理人員と未処理人員の合計数が受理人員に符合しないもののあるのは受つた為である。(之等の者については受理人員数は元の罪名とし、処理人員数は処理時の罪名とした。)

人員区分 罪名	受 理								未 処 理		
	訴 小 計	不 起 訴 猶 予	起 訴 そ の 他	訴 小 計	中 止	他 へ 送 致					
						検 察 庁	家 庭 裁 判 所	そ の 他		小 計	
暴力行為等処罰に関する法律	663	1,149	395	1,544	96	512	651	-	1,163	3,466	149
道路関係	208,688	116,220	6,001	122,221	34,932	112,573	15,993	7	128,573	494,414	12,786
道路交通係	14,046	6,681	455	7,316	820	7,627	479	1	8,107	30,109	502
小計	222,734	122,901	6,456	129,357	35,752	120,200	16,472	8	136,680	524,523	13,288
臨時物資需給調整法	1,950	5,004	493	5,497	266	2,203	58	1	2,262	9,975	513
物価統制令	2,834	5,482	661	6,143	387	2,667	109	3	2,779	12,143	414
食糧管理法	88,567	270,099	7,910	278,009	19,205	89,765	8,379	5	98,149	483,930	5,537
食糧緊急措置令	429	488	87	575	37	168	2	-	170	1,031	48
火剣銃砲刀係	800	365	201	566	64	485	147	-	632	2,062	77
火剣銃砲刀係	4,727	1,641	678	2,319	295	3,088	2,133	-	5,221	12,562	372
小計	5,527	2,006	879	2,885	359	3,573	2,280	-	5,853	14,624	449
軽犯罪法	1,125	2,258	439	2,697	151	638	240	-	878	4,581	96
地方公共団体の条例その他特別法	3,958	7,001	950	7,951	294	2,344	1,515	-	3,859	16,062	651
特別法犯の計	78,656	65,124	28,745	93,869	11,072	55,157	7,517	119	62,793	426,390	11,172
合計	406,263	481,512	47,015	528,527	67,619	277,227	37,223	136	314,586	1,316,995	32,317
合計	572,055	727,237	123,846	851,083	92,709	375,846	167,898	258	544,002	2,059,849	64,087

理の月と処理の月が異り、且つ受理罪名を変更して他の罪名で処理したものがあ員数は処理時の罪名とした。)

(二) 全国地方検察庁管内別

第一審捜査事件被疑者処理状況

(昭和 26 年)

地 方 別	受 理 処 理 区 分	受 理						総 計
		旧 受	新			受		
			他 よ り の 検 察 庁 致	家 庭 裁 判 所 致	通 常 職 司 員 法 よ り 致	そ の 他	新 受 計	
東 京	本庁	10,798	8,142	821	168,232	3,866	181,061	191,859
	支部	947	452	43	4,952	159	5,606	6,553
	計	11,745	8,594	864	173,184	4,025	186,667	198,412
	区検	5,975	28,724	-	128,210	166	157,100	163,075
横 浜	合計	17,720	37,318	864	301,394	4,191	343,767	361,487
	本庁	2,726	1,642	100	11,170	1,397	14,309	17,035
	支部	298	468	31	4,204	125	4,828	5,126
	計	3,024	2,110	131	15,374	1,522	19,137	22,161
浦 和	区検	3,782	12,877	3	31,785	436	45,101	48,883
	合計	6,806	14,987	134	47,159	1,958	64,238	71,044
	本庁	489	883	189	5,704	396	7,172	7,661
	支部	176	459	11	3,714	313	4,497	4,673
千 葉	計	665	1,342	200	9,418	709	11,669	12,334
	区検	91	9,058	-	39,227	1,188	49,473	49,564
	合計	756	10,400	200	48,645	1,897	61,142	61,898
	本庁	440	717	93	3,617	266	4,693	5,133
水 戸	支部	734	841	83	6,992	328	8,244	8,978
	計	1,174	1,558	176	10,609	594	12,937	14,111
	区検	1,875	10,029	-	23,572	216	33,817	35,692
	合計	3,049	11,587	176	34,181	810	46,754	49,803
宇 都 宮	本庁	718	690	110	4,437	519	5,756	6,474
	支部	763	1,325	96	6,196	367	7,984	8,747
	計	1,481	2,015	206	10,633	886	13,740	15,221
	区検	1,881	9,988	6	21,773	592	32,359	34,240
宇 都 宮	合計	3,362	12,003	212	32,406	1,478	46,099	49,461
	本庁	519	521	81	3,251	320	4,173	4,692
	支部	788	612	80	3,908	184	4,784	5,572
	計	1,307	1,133	161	7,159	504	8,957	10,264
宇 都 宮	区検	1,294	6,033	1	18,337	743	25,114	26,408
	合計	2,601	7,166	162	25,496	1,247	34,071	36,672

起 訴		不 起 訴		中 止	送 致			計	未 処 理
公 判 請 求	略 請 式 命 令 求	起 訴 猶 予	そ の 他		他 へ の 検 察 庁 致	家 へ 庭 裁 判 所 致	そ の 他 へ 送 致		
5,727	-	129,417	16,117	5,034	12,253	21,117	77	185,442	6,417
554	-	1,855	905	133	755	1,236	16	5,454	1,099
6,281	-	131,272	12,722	5,167	13,008	22,353	93	190,896	7,516
7,285	72,229	41,755	4,370	2,772	28,821	133	1	157,366	5,709
13,566	72,229	173,027	17,092	7,939	41,829	22,486	94	348,262	13,225
1,853	-	4,500	2,797	495	2,642	4,065	-	16,352	683
423	-	1,160	413	112	1,186	1,413	1	4,708	418
2,276	-	5,660	3,210	607	3,828	5,478	1	21,060	1,101
3,191	10,615	17,420	1,225	993	13,374	454	-	47,272	1,611
5,467	10,615	23,080	4,435	1,600	17,202	5,932	1	68,332	2,712
741	-	1,293	765	76	1,594	2,735	-	7,204	457
522	-	1,416	461	115	779	1,244	-	4,537	136
1,263	-	2,709	1,226	191	2,373	3,979	-	11,741	593
1,231	11,406	26,727	1,117	189	8,568	14	-	49,252	312
2,494	11,406	29,436	2,343	380	10,941	3,993	-	60,993	905
581	-	1,008	637	44	779	1,941	-	4,990	143
374	-	2,745	1,537	120	1,438	2,202	-	8,776	202
1,315	-	3,753	2,174	164	2,217	4,143	-	13,766	345
1,295	10,928	13,201	1,257	211	6,704	66	-	33,662	2,030
2,610	10,928	16,954	3,431	375	8,921	4,209	-	47,428	2,375
606	-	1,243	851	131	1,743	1,643	-	6,217	257
810	-	1,777	794	148	2,210	2,677	-	8,416	331
1,416	-	3,020	1,645	279	3,953	4,320	-	14,633	588
1,156	10,486	12,033	1,042	372	8,747	3	-	33,839	401
2,572	10,486	15,053	2,687	651	12,700	4,323	-	48,472	989
450	-	872	651	141	645	1,750	-	4,509	183
596	-	1,527	540	68	1,034	1,411	-	5,176	396
1,046	-	2,399	1,191	209	1,679	3,161	-	9,685	579
938	6,560	10,792	1,014	229	5,968	3	1	25,505	903
1,984	6,560	13,191	2,205	438	7,647	3,164	1	35,190	1,482

地方別	受理処理 区分	受 理						総 計
		旧 受	新			受 他	新 受 計	
			他より の検察 送致	家 庭裁 判送 致	通 常職 送 司 法 警 り 致			
前 橋	本庁	66	902	129	4,226	383	5,640	5,706
	支部	46	775	17	3,644	234	4,670	4,716
	計	112	1,677	146	7,870	617	10,310	10,422
	区検 合計	60	5,610	-	17,117	983	23,710	23,770
静 岡	本庁	102	316	106	3,418	562	4,402	4,504
	支部	247	659	200	6,631	611	8,101	8,348
	計	349	975	306	10,049	1,173	12,503	12,852
	区検 合計	245	3,808	9	12,762	1,852	18,431	18,676
甲 府	本庁	279	930	61	3,486	367	4,304	4,583
	支部	35	138	-	384	116	1,088	1,123
	計	314	528	61	4,320	483	5,392	5,706
	区検 合計	273	2,217	-	9,710	111	12,038	12,311
長 野	本庁	11	429	16	1,837	157	2,439	2,450
	支部	190	2,773	75	9,614	334	12,796	12,986
	計	201	3,202	91	11,451	491	15,235	15,436
	区検 合計	200	3,412	-	18,568	857	22,837	23,037
新 潟	本庁	303	406	32	2,327	340	3,105	3,408
	支部	535	650	30	3,616	446	4,742	5,277
	計	838	1,056	62	5,943	786	7,847	8,685
	区検 合計	683	2,343	13	21,439	5,834	29,539	30,222
計	本庁	16,451	15,038	1,738	211,705	8,573	237,054	253,505
	支部	4,759	9,152	666	54,305	3,217	67,340	72,099
	計	21,210	24,190	2,404	266,010	11,790	304,394	325,604
	区検 合計	16,359	94,099	32	342,410	12,978	449,519	465,878
合計	37,569	118,289	2,436	608,420	24,768	753,913	791,482	

起 訴	不 起 訴	中 止	送 致	計	未 処 理							
						公判請求	略請 式命 令求	起訴 猶予	そ の 他	他へ の検 察 送 致	家へ 庭裁 判 送 致	そ の 他 へ 送 致
539	-	929	473	66	719	2,841	-	5,567	139			
669	-	1,117	584	47	994	1,110	-	4,521	195			
1,208	-	2,046	1,057	113	1,713	3,951	-	10,088	334			
1,118	7,384	7,110	2,081	143	5,548	-	-	23,384	386			
2,326	7,384	9,156	3,138	256	7,261	3,951	-	33,472	720			
765	-	1,039	388	105	755	1,379	6	4,440	64			
1,308	-	1,774	906	215	1,441	2,443	1	8,088	260			
2,073	-	2,813	1,294	323	2,196	3,822	7	12,528	324			
1,496	6,430	7,346	648	353	1,849	394	6	18,522	154			
3,569	6,430	10,159	1,942	676	4,045	4,216	13	31,050	478			
702	-	773	615	86	639	1,697	1	4,513	70			
282	-	446	108	39	228	-	-	1,103	20			
984	-	1,219	723	125	867	1,697	1	5,616	90			
471	3,430	5,642	328	103	2,261	-	-	12,235	76			
1,455	3,430	6,861	1,051	228	3,128	1,697	1	17,851	166			
268	-	851	167	72	586	476	-	2,420	30			
1,184	-	5,869	554	485	2,788	1,750	-	12,630	356			
1,452	-	6,720	721	557	3,374	2,226	-	15,050	386			
696	7,054	9,323	1,153	344	4,170	23	-	22,763	274			
2,148	7,054	16,043	1,874	901	7,544	2,249	-	37,813	660			
434	-	574	423	66	405	1,318	-	3,220	188			
607	-	1,253	628	133	897	1,366	-	4,884	393			
1,041	-	1,827	1,501	199	1,302	2,684	-	8,104	581			
769	5,598	19,105	1,320	228	2,549	65	-	29,634	588			
1,810	5,598	20,932	2,371	427	3,851	2,749	-	37,738	1,169			
12,766	-	142,499	19,584	6,319	22,760	40,962	84	244,874	8,631			
7,689	-	20,939	7,430	1,615	13,750	16,852	18	68,293	3,806			
20,355	-	163,438	27,014	7,934	36,510	57,814	102	313,167	12,437			
19,646	152,120	170,454	15,555	5,937	88,559	1,155	8	453,434	12,444			
40,001	152,120	333,892	42,569	13,871	125,069	58,969	110	766,601	24,881			

地方別	受理処理 区分	受 理						總 計
		旧 受	新			新 受 計	總 計	
			他よ りの 検送 察庁致	家よ り 庭裁 判所致	通察送 常職 司法 警り致			
大 阪	本庁	8,314	2,568	472	48,869	5,000	56,909	65,223
	支部	325	348	-	5,564	355	6,267	6,592
	計	8,639	2,916	472	54,433	5,355	63,176	71,815
	区検 合計	1,551	61,905	3	111,569	244	173,721	175,272
京 都	本庁	1,996	1,128	136	8,027	814	10,105	12,101
	支部	107	315	17	2,053	261	2,646	2,753
	計	2,103	1,443	153	10,080	1,075	12,751	14,854
	区検 合計	1,342	5,797	-	30,337	884	37,018	38,360
神 戸	本庁	509	1,961	427	12,890	1,069	16,347	16,856
	支部	296	1,656	244	9,816	588	12,304	12,600
	計	805	3,617	671	22,706	1,657	28,651	29,456
	区検 合計	596	15,514	-	67,143	1,785	84,442	85,038
奈 良	本庁	131	436	80	2,155	310	2,981	3,112
	支部	80	164	-	1,027	66	1,257	1,337
	計	211	600	80	3,182	376	4,238	4,449
	区検 合計	76	3,671	-	3,474	59	7,204	7,280
大 津	本庁	176	993	209	2,438	283	3,923	4,099
	支部	43	222	-	1,670	192	2,084	2,127
	計	219	1,215	209	4,108	475	6,007	6,226
	区検 合計	67	3,720	-	3,770	55	7,545	7,612
和 歌 山	本庁	94	347	71	2,264	299	2,981	3,075
	支部	21	241	19	2,077	178	2,515	2,536
	計	115	588	90	4,341	477	5,496	5,611
	区検 合計	77	2,395	-	8,047	693	11,135	11,212
	合計	192	2,983	90	12,388	1,170	16,631	16,823

処 理									未 処 理
起 訴		不 起 訴		中 止	送 致			計	
公判 請求	略請 式命 令求	起訴 猶予	そ の 他		他へ の検送 察庁致	家へ 庭裁 判所致	その他へ 送致		
4,118	-	19,168	3,968	2,316	17,936	8,062	40	55,608	9,615
254	-	2,365	359	339	2,543	47	-	6,177	415
4,642	-	21,533	4,327	2,655	20,479	8,109	40	61,785	10,030
4,283	50,992	34,860	442	28,312	50,748	577	5	170,219	5,053
8,925	50,992	56,393	4,769	30,967	71,227	8,686	45	232,004	5,083
1,412	-	2,545	1,040	356	1,938	3,378	-	10,669	1,432
404	-	254	323	72	450	852	-	2,625	128
1,816	-	3,069	1,363	428	2,388	4,230	-	13,294	1,560
1,739	13,908	12,412	1,387	1,782	5,867	-	-	37,095	1,265
3,555	13,908	15,481	2,750	2,210	8,255	4,230	-	50,389	2,825
2,916	-	2,924	1,464	464	2,043	6,159	28	15,998	858
2,558	-	2,717	867	376	2,588	2,997	-	12,203	397
5,274	-	5,641	2,331	840	4,931	9,156	28	28,201	1,255
3,803	21,495	32,777	1,571	11,666	12,697	-	1	54,010	1,028
9,077	21,495	38,418	3,902	12,506	17,628	9,156	29	112,221	2,283
303	-	705	311	70	777	849	-	3,015	97
153	-	363	163	36	489	82	-	1,286	51
456	-	1,068	474	106	1,266	931	-	4,301	148
243	3,352	1,866	435	37	1,243	76	-	7,252	28
699	3,352	2,934	909	143	2,507	1,007	-	11,553	176
393	-	664	294	48	975	1,492	2	3,868	231
250	-	654	139	51	925	-	-	2,019	108
643	-	1,318	433	99	1,900	1,492	2	5,887	339
347	3,561	2,043	70	22	1,435	-	-	7,478	134
990	3,561	3,361	503	121	3,335	1,492	2	13,365	473
652	-	782	223	62	439	811	-	2,969	106
480	-	633	167	60	529	656	1	2,526	10
1,132	-	1,415	390	122	968	1,467	1	5,495	116
717	4,868	3,441	396	339	1,345	-	-	11,166	106
1,849	4,868	4,856	786	461	2,313	1,467	1	16,601	222

地 方 別	受理処理 区分	受 理						総 計
		旧 受	新			そ の 他	新 受 計	
			他より の 検 察 庁 致	家 庭 裁 判 所 致	通 常 職 員 法 警 り 致			
計	本庁	11,220	7,433	1,395	76,643	7,775	93,246	104,466
	支部	872	2,946	290	22,207	1,640	27,073	27,945
	計	12,092	10,379	1,675	98,850	9,415	120,319	132,411
	区検 合計	3,709	93,002	3	224,340	3,720	321,065	324,774
名古屋	本庁	145	1,900	231	26,413	897	29,441	29,586
	支部	84	1,128	88	12,886	865	14,967	15,051
	計	229	3,028	319	39,299	1,762	44,408	44,637
	区検 合計	21	9,609	1	12,199	55	21,864	21,885
津	本庁	5	1,474	31	1,586	1,440	4,531	4,536
	支部	14	850	8	2,579	687	4,124	4,138
	計	19	2,324	39	4,165	2,127	8,655	8,674
	区検 合計	11	3,067	-	11,471	835	16,273	16,284
岐阜	本庁	57	1,100	74	4,738	765	6,677	6,734
	支部	23	615	33	2,695	347	3,690	3,713
	計	80	1,715	107	7,433	1,112	10,367	10,447
	区検 合計	1	3,850	-	5,877	608	10,335	10,336
福井	本庁	36	511	36	1,393	193	2,133	2,169
	支部	18	129	-	1,019	91	1,239	1,257
	計	54	640	36	2,412	284	3,372	3,426
	区検 合計	51	1,043	-	10,126	2,960	14,129	14,180
金沢	本庁	35	288	25	1,806	449	2,568	2,603
	支部	4	314	13	1,566	303	2,196	2,200
	計	39	602	38	3,372	752	4,764	4,803
	区検 合計	5	1,595	-	6,415	255	8,265	8,270
	合計	44	2,197	38	9,787	1,007	13,029	13,073

起 訴	不 起 訴	中 止	送 致			計	未 処 理		
			他へ の 検 察 庁 致	家 庭 裁 判 所 致	そ の 他 へ 送 致				
			公 判 請 求	略 請 式 命 令 求	起 訴 猶 予			そ の 他	
9,794	-	26,788	7,300	3,316	24,108	20,751	70	92,127	12,339
4,169	-	7,256	2,018	934	7,824	4,634	1	26,836	1,109
13,963	-	34,044	9,318	4,250	31,932	25,385	71	118,963	13,448
11,132	98,176	87,399	4,301	42,158	73,335	653	6	317,160	7,614
25,095	98,176	121,443	13,619	46,408	105,267	26,038	77	436,123	21,062
2,685	-	13,817	1,460	465	5,101	5,451	1	28,980	606
1,620	-	5,295	1,159	414	3,584	2,688	3	14,763	288
4,305	-	19,112	2,619	879	8,685	8,139	4	43,743	894
968	9,547	5,873	319	256	4,762	98	-	21,823	62
5,273	9,547	24,985	2,938	1,135	13,447	8,237	4	65,566	956
367	-	1,479	356	41	968	1,318	-	4,529	7
301	-	1,362	426	140	1,365	523	-	4,117	21
668	-	2,841	782	181	2,333	1,841	-	8,646	28
614	5,482	2,842	391	1,259	3,673	4	3	16,268	16
1,282	5,482	7,683	1,173	1,440	6,006	1,845	3	24,914	44
862	-	1,440	662	334	2,245	1,179	3	6,725	9
348	-	818	446	165	1,551	367	5	3,700	13
1,210	-	2,258	1,108	499	3,796	1,546	8	10,425	22
800	3,837	2,790	599	551	1,566	190	2	10,335	1
2,010	3,837	5,048	1,707	1,050	5,362	1,736	10	20,760	23
279	-	422	280	25	330	782	-	2,113	51
183	-	304	160	14	585	-	-	1,244	13
462	-	726	440	39	913	782	-	3,362	64
490	3,343	8,503	466	77	1,265	4	-	14,146	34
952	3,343	9,229	906	116	2,176	786	-	17,508	98
326	-	473	348	87	507	832	1	2,574	29
234	-	648	339	48	598	330	-	2,197	3
560	-	1,121	687	135	1,105	1,162	1	4,771	32
514	3,356	2,435	489	297	1,177	-	-	8,268	2
1,074	3,356	3,556	1,176	432	2,282	1,162	1	13,039	34

地方別	受理処理 区分	受 理						總 計
		旧 受	新				新 受 計	
			他より の検察 送致	家より の裁判 所致	通察送 常職司 法員致	そ の 他		
富 山	本庁	29	206	42	1,786	317	2,351	2,380
	支部	21	174	10	2,783	1,571	4,538	4,559
	計	50	380	52	4,569	1,888	6,889	6,939
	区検	12	2,190	-	7,809	1,992	11,961	11,973
	合計	62	2,540	52	12,378	3,880	18,850	18,912
計	本庁	307	5,479	439	37,722	4,061	47,701	48,008
	支部	164	3,210	152	23,528	3,864	30,754	30,918
	計	471	8,689	591	61,250	7,925	78,455	78,926
	区検	101	22,224	1	53,897	6,705	82,827	82,928
	合計	572	30,913	592	115,147	14,630	161,282	161,854
広 島	本庁	430	751	124	5,121	803	6,799	7,229
	支部	355	1,231	124	8,334	1,081	10,770	11,125
	計	785	1,982	248	13,455	1,884	17,569	18,354
	区検	852	6,436	3	30,500	1,861	38,800	39,652
	合計	1,637	8,418	251	43,955	3,475	36,369	58,006
山 口	本庁	203	951	205	2,635	205	3,996	4,199
	支部	555	736	84	4,724	604	6,148	6,703
	計	758	1,687	289	7,359	809	10,144	10,902
	区検	488	3,026	3	11,799	1,785	16,613	17,101
	合計	1,246	4,713	292	19,158	2,594	26,757	28,003
岡 山	本庁	109	781	287	4,263	511	6,202	6,311
	支部	36	487	41	3,326	256	4,110	4,146
	計	145	1,268	328	7,949	767	10,312	10,457
	区検	42	4,114	9	15,128	1,472	20,723	20,765
	合計	187	5,382	337	23,077	2,239	31,035	31,222
鳥 取	本庁	311	193	26	1,299	184	1,702	2,013
	支部	48	236	27	1,485	226	1,974	2,022
	計	359	429	53	2,784	410	3,676	4,035
	区検	165	1,056	-	4,080	314	5,450	5,615
	合計	254	1,485	53	6,864	724	9,126	9,650

起 訴	処 理							未 処 理	
	公判請 求	略請 式命 令求	不 起 訴		中 止	送 致			
			起訴猶 予	そ の 他		他へ の検送 察庁致	家へ の庭裁 送判 所致		その他へ 送致
250	-	612	298	56	381	772	-	2,369	11
415	-	2,162	346	64	855	710	-	4,552	7
665	-	2,774	644	120	1,236	1,482	-	6,921	18
554	4,362	4,984	487	125	1,445	9	-	11,966	7
1,219	4,362	7,758	1,131	245	2,681	1,491	-	18,887	25
4,769	-	18,243	3,404	1,008	9,532	10,334	5	47,295	713
3,101	-	10,589	2,876	845	8,536	4,618	8	30,573	345
7,870	-	28,832	1,280	1,853	18,068	14,952	13	77,860	1,058
3,940	29,927	29,427	2,751	2,565	13,886	305	5	32,806	122
11,810	29,927	58,259	9,031	4,418	31,954	15,257	18	160,674	1,180
1,410	-	1,334	1,111	400	788	1,891	-	6,934	295
1,637	-	2,518	1,287	482	1,609	3,472	1	11,006	119
3,047	-	3,852	2,398	882	2,397	5,363	1	17,940	414
1,989	10,671	16,385	1,655	1,708	6,805	2	-	39,215	437
5,036	10,671	20,327	4,053	2,590	9,202	5,365	1	57,155	851
610	-	596	416	49	919	1,946	-	4,136	63
1,022	-	1,533	864	237	1,603	1,304	-	6,563	140
1,632	-	2,129	1,280	286	2,122	3,250	-	10,699	203
1,660	5,565	4,992	1,074	653	2,882	100	1	16,927	174
3,292	5,565	7,121	2,354	939	5,004	3,350	1	27,626	377
1,428	-	784	512	89	709	2,600	-	6,122	189
1,069	-	701	482	134	1,059	662	-	4,107	39
2,497	-	1,485	994	223	1,768	3,262	-	10,229	228
1,768	8,372	4,296	1,089	935	3,632	3	-	20,455	310
4,265	8,732	5,781	2,083	1,158	5,400	3,265	-	30,684	538
272	-	496	303	34	383	488	-	1,976	37
421	-	436	212	43	464	413	-	1,989	33
693	-	932	515	77	847	901	-	3,965	70
292	2,073	2,409	261	51	499	-	-	5,585	30
985	2,073	3,341	786	128	1,346	901	-	9,550	100

地方別	受理処理 区分	受 理						総 計
		旧 受	新			そ の 他	新 受 計	
			他より の 検 察 庁 致	家 庭 裁 判 所 致	通 常 職 員 法 警 り 致			
松 江	本庁	1	214	72	1,900	462	2,468	2,649
	支部	-	299	-	1,382	393	2,074	2,074
	計	1	513	72	3,282	855	4,722	4,723
	区検	-	1,322	-	4,399	1,387	7,108	7,108
	合計	1	1,835	72	7,681	2,242	11,830	11,831
計	本庁	1,054	2,890	714	15,578	2,165	21,347	22,401
	支部	994	2,989	276	19,251	2,560	25,076	26,070
	計	2,048	5,879	990	34,829	4,725	46,423	48,471
	区検	1,547	15,954	15	65,906	6,819	88,694	90,241
	合計	3,595	21,833	1,005	100,735	11,544	135,117	138,712
福 岡	本庁	774	636	114	7,210	347	8,307	9,081
	支部	670	1,725	539	17,286	1,082	20,632	21,302
	計	1,444	2,361	653	24,496	1,429	28,939	30,083
	区検	986	9,489	-	51,823	2,831	64,143	65,129
	合計	2,430	11,850	653	76,319	4,260	93,082	95,512
佐 賀	本庁	145	368	28	2,243	610	3,189	3,334
	支部	77	338	26	2,909	388	3,661	3,738
	計	222	646	54	5,152	998	6,850	7,072
	区検	352	2,623	10	9,551	748	12,932	13,284
	合計	574	3,269	64	14,703	1,746	19,782	20,356
長 崎	本庁	280	1,347	72	2,500	461	4,380	4,660
	支部	224	1,431	49	7,789	1,428	10,517	10,741
	計	504	2,778	121	10,287	1,709	14,897	15,401
	区検	340	3,228	5	14,958	1,204	19,395	19,735
	合計	844	6,006	126	25,247	2,913	34,292	35,136
大 分	本庁	146	997	136	1,781	349	3,263	3,409
	支部	59	1,045	57	2,321	184	3,607	3,666
	計	205	2,042	193	4,102	533	6,870	7,075
	区検	140	2,450	2	9,733	2,015	14,200	14,340
	合計	345	4,492	195	13,835	2,548	21,070	21,415

起 訴	不 起 訴	中 止	送 致					計	未 処 理		
			公 判 請 求	略 請 式 命 令 求	起 訴 猶 予	そ の 他	他 へ の 検 察 庁 致			家 庭 裁 判 所 致	そ の 他 へ 送 致
262	-	379	545	83	446	394	1	2,649	-		
312	-	500	414	24	811	13	-	2,074	-		
574	-	878	959	107	1,257	947	1	4,723	-		
356	2,422	2,636	585	162	925	22	-	7,108	-		
930	2,422	3,514	1,544	269	2,182	969	1	11,831	-		
3,982	-	3,588	2,887	655	2,845	7,859	1	21,817	584		
4,461	-	5,688	3,259	920	5,546	5,864	1	25,739	331		
8,443	-	9,276	6,146	1,575	8,391	13,723	2	47,556	915		
6,065	29,463	30,718	4,664	3,509	14,743	127	1	89,290	951		
14,508	29,493	39,994	10,810	5,084	23,134	13,850	3	136,846	1,886		
1,468	-	1,794	1,221	221	1,254	2,685	-	8,643	438		
3,510	-	3,988	1,830	532	3,191	7,710	5	20,766	536		
4,978	-	5,782	3,051	753	4,445	10,395	5	29,409	974		
6,177	23,494	21,142	1,956	1,754	9,224	29	-	63,776	1,353		
11,155	23,494	26,924	5,007	2,507	13,669	10,424	5	93,185	2,327		
451	-	754	468	44	432	1,104	-	3,253	81		
581	-	849	381	74	1,144	657	5	3,691	47		
1,032	-	1,603	849	118	1,576	1,761	5	6,944	128		
947	4,744	3,966	1,247	93	2,138	1	-	13,136	148		
1,979	4,744	5,569	2,096	211	3,714	1,762	5	20,080	276		
590	-	466	625	105	576	1,902	-	3,264	396		
1,984	-	1,753	1,663	370	3,023	1,397	1	10,191	550		
2,574	-	2,219	2,288	475	3,599	3,299	1	14,455	946		
1,871	7,252	4,825	1,347	1,185	2,444	37	-	19,961	774		
4,445	7,252	7,044	3,635	1,660	6,043	3,336	1	33,416	1,720		
682	-	343	684	88	465	1,096	-	3,358	51		
756	-	728	595	82	649	829	-	3,639	27		
1,438	-	1,071	1,279	170	1,114	1,925	-	6,997	78		
1,253	4,377	3,950	865	882	2,880	38	2	14,247	93		
2,991	4,377	5,021	2,144	1,052	3,994	1,963	2	21,244	171		

地 方 別	受理処理 区分	受 理						總 計
		旧 受	新			受 他	新 受 計	
			他より の 検 察 送 致	家 庭 裁 判 所 致	通 常 職 司 員 法 よ り 致			
熊 本	本庁	11	511	142	5,748	731	7,132	7,143
	支部	138	571	15	5,915	555	7,056	7,194
	計	149	1,082	157	11,663	1,286	14,188	14,337
	区検 合計	235	3,438	-	19,082	2,766	25,286	25,521
鹿 児 島	本庁	159	578	127	4,164	1,109	5,978	6,237
	支部	28	236	-	3,206	460	3,902	3,930
	計	287	814	127	7,370	1,569	9,880	10,167
	区検 合計	51	2,875	-	7,182	1,289	11,346	11,397
宮 崎	本庁	170	270	150	1,457	210	2,087	2,257
	支部	206	279	-	1,622	394	2,295	2,501
	計	376	549	150	3,079	604	4,382	4,758
	区検 合計	329	1,348	4	9,232	1,855	12,439	12,768
計	本庁	1,785	4,647	769	25,103	3,817	34,336	36,121
	支部	1,402	5,625	686	41,048	4,311	51,670	53,072
	計	3,187	10,272	1,455	66,151	8,128	86,006	89,193
	区検 合計	2,433	25,541	21	121,561	12,708	159,741	162,174
仙 台	本庁	283	484	128	4,950	1,285	6,847	7,130
	支部	243	670	40	3,555	206	4,471	4,714
	計	526	1,154	168	8,505	1,491	11,318	11,844
	区検 合計	824	3,287	8	17,894	1,509	22,698	23,522
福 島	本庁	250	362	11	1,673	438	2,484	2,734
	支部	1,562	1,840	230	9,851	1,281	13,202	14,764
	計	1,812	2,202	241	11,524	1,719	15,686	17,498
	区検 合計	1,027	6,447	27	20,976	9,075	36,525	57,552
	合計	2,839	9,649	268	32,500	10,794	52,211	55,050

起 訴	処 理						未 処 理		
	公 判 請 求	略 請 式 命 令 求	不 起 訴		中 止	送 致			
			起 訴 猶 予	そ の 他		他へ の 検 察 送 致		家へ 庭 裁 判 所 致	そ の 他 へ 送 致
946	-	1,375	796	176	742	2,887	-	6,922	221
745	-	2,762	1,285	272	1,513	520	-	7,297	97
1,691	-	4,137	2,081	448	2,255	2,407	-	14,019	318
1,803	9,383	9,461	953	764	2,924	9	-	25,297	224
3,494	9,383	13,598	3,034	1,212	5,179	3,416	-	39,316	542
973	-	775	738	423	766	2,461	3	6,139	98
537	-	1,157	551	149	1,421	94	-	3,909	21
1,510	-	1,932	1,289	572	2,187	2,555	3	10,048	119
1,123	4,198	3,098	780	689	1,323	144	-	11,355	42
2,633	4,198	5,030	2,069	1,261	3,510	2,699	3	21,403	161
488	-	674	397	129	373	171	-	2,232	25
418	-	746	441	130	603	128	-	2,466	35
906	-	1,420	838	259	976	299	-	4,698	60
829	3,615	3,743	742	809	1,566	1,394	1	12,699	69
1,735	3,615	5,163	1,580	1,068	2,542	1,693	1	17,397	129
5,598	-	6,181	4,929	1,186	4,608	12,306	3	34,811	1,310
8,531	-	11,983	6,746	1,609	11,544	11,335	11	51,759	1,313
14,129	-	18,164	11,675	2,795	16,152	23,641	14	86,750	2,623
14,003	57,063	50,185	7,890	6,176	22,499	1,652	3	159,471	2,703
28,132	57,068	68,349	19,565	8,971	38,561	25,293	17	246,041	5,326
1,113	-	1,715	710	740	925	1,410	5	6,618	512
530	-	1,108	601	114	1,013	1,067	-	4,433	281
1,643	-	2,823	1,311	854	1,938	2,477	5	11,051	793
1,038	7,219	9,973	1,038	863	2,208	11	15	22,365	1,157
2,681	7,219	12,796	2,349	1,717	4,146	2,488	20	33,416	1,950
207	-	748	488	57	530	600	-	2,630	104
1,126	-	4,687	1,463	405	3,669	2,776	4	14,130	634
1,333	-	5,435	1,951	462	4,199	3,376	4	16,760	738
1,286	10,715	17,964	1,351	908	4,092	259	1	36,576	976
2,619	10,715	23,399	3,302	1,370	8,291	3,635	5	53,336	1,714

地方別	受理処理 区分	受 理						総 計
		旧 受	新			受		
			他より の検 察 庁 致	家 庭 裁 判 所 致	通 常 職 司 法 上 警 り 致	そ の 他	新 受 計	
山形	本庁	313	239	59	2,249	259	2,806	3,119
	支部	342	612	31	2,597	366	3,606	3,948
	計	655	851	90	4,846	625	6,412	7,067
	区検 合計	537	2,511	-	10,258	1,161	13,930	14,467
盛岡	本庁	159	348	48	1,910	114	2,420	2,579
	支部	215	407	14	2,130	190	2,741	2,956
	計	374	755	62	4,040	304	5,161	5,535
	区検 合計	246	1,568	3	11,611	768	13,950	14,196
秋田	本庁	244	244	21	2,353	341	2,999	3,233
	支部	312	456	27	4,000	611	5,094	5,406
	計	556	700	48	6,383	952	8,083	8,639
	区検 合計	128	2,393	1	7,663	317	10,374	10,502
青森	本庁	157	700	28	1,606	383	2,717	2,904
	支部	329	982	112	3,265	642	5,001	5,330
	計	516	1,682	140	4,871	1,025	7,718	5,234
	区検 合計	299	3,704	-	11,105	1,434	16,243	19,542
計	本庁	1,436	2,377	295	14,971	2,820	20,263	21,697
	支部	3,003	4,967	454	25,398	3,296	34,115	37,119
	計	4,439	7,344	749	40,169	6,116	54,378	58,817
	区検 合計	3,061	19,910	39	79,507	14,264	113,720	116,781
札幌	本庁	380	642	98	6,527	614	7,881	8,261
	支部	214	1,213	114	8,022	282	9,831	10,045
	計	594	1,855	212	14,549	1,096	17,712	18,306
	区検 合計	192	5,286	-	13,878	506	19,670	19,862
合計	7,500	27,254	788	119,676	20,380	618,098	175,598	

処 理										未 処 理
起 訴		不 起 訴		中 止	送 致			計		
公判請求	略請 式命 令求	起訴猶予	そ の 他		他へ の送 察 庁致	家へ 庭裁 判所 致	その他へ 送致			
309	-	768	525	48	650	625	-	2,925	194	
384	-	977	375	50	944	890	-	3,620	328	
693	-	1,745	900	98	1,594	1,515	-	6,545	522	
492	5,562	5,475	383	127	1,873	11	-	13,923	544	
1,155	5,562	7,220	1,283	225	3,467	1,526	-	20,468	1,066	
271	-	315	207	37	287	1,314	-	2,431	148	
403	-	999	330	101	619	319	-	2,771	185	
674	-	1,314	537	138	906	1,633	-	5,202	333	
396	3,835	5,645	781	1,163	1,782	78	1	13,686	515	
1,070	3,835	6,959	1,318	1,301	2,699	1,711	1	18,883	849	
227	-	856	408	51	632	859	-	3,033	200	
404	-	1,609	819	87	1,546	787	-	5,252	154	
631	-	2,465	1,227	138	2,178	1,646	-	8,285	354	
487	3,291	4,909	478	86	1,025	15	-	10,351	151	
1,118	3,291	7,434	1,705	224	3,203	1,661	-	18,636	505	
273	-	441	314	65	673	1,012	-	2,778	126	
658	-	535	547	227	1,696	918	-	4,881	449	
931	-	1,276	861	292	2,369	1,930	-	7,659	575	
657	4,554	5,729	1,375	570	3,037	41	-	15,963	479	
1,588	4,554	7,005	2,236	862	5,406	1,971	-	23,622	1,154	
2,400	-	4,843	2,652	998	3,697	5,820	5	20,415	1,284	
3,505	-	10,215	4,135	994	9,487	6,757	4	35,087	2,031	
5,905	-	15,058	6,787	1,982	13,184	12,577	9	55,502	3,315	
4,356	53,176	29,755	5,406	3,717	14,017	415	17	112,859	3,922	
10,261	35,176	64,813	2,193	5,699	27,201	12,992	26	168,361	7,237	
721	-	2,221	1,097	941	1,254	1,667	-	7,481	780	
1,104	-	1,763	1,338	988	2,389	2,295	-	9,877	168	
1,825	-	3,984	2,435	1,479	3,673	3,962	-	17,358	948	
1,699	5,002	6,369	1,268	1,728	3,151	185	-	19,491	371	
3,513	5,002	10,353	3,703	3,307	6,824	4,147	-	36,849	1,319	

受理処理 区分		受 理						
		旧 受	新			受		計
			他より の検察 庁致	家より 庭裁判 所致	通察送 常職員 司法上 致	そ の 他	新 受 計	
地 方 別								
函 館	本庁	266	665	57	3,178	618	4,518	4,784
	支部	1	36	-	224	18	278	279
	計	267	701	57	3,402	636	4,796	5,063
	区検 合計	112	1,216	-	5,916	451	7,583	7,695
旭 川	本庁	2	414	61	2,057	249	2,781	2,783
	支部	1	436	-	1,214	151	1,711	1,712
	計	3	760	61	3,271	400	4,492	4,495
	区検 合計	-	1,624	-	7,642	472	9,378	9,378
釧 路	本庁	17	260	20	1,107	293	1,680	1,697
	支部	120	491	45	3,561	243	4,430	4,550
	計	227	751	65	4,668	536	6,020	6,247
	区検 合計	193	1,743	-	8,532	1,060	11,065	11,258
計	本庁	665	1,981	236	12,869	1,774	16,860	17,525
	支部	426	2,086	159	13,021	894	16,160	16,586
	計	1,091	4,067	395	25,890	2,668	33,020	34,111
	区検 合計	497	9,239	-	35,968	2,489	47,696	48,193
	合計	1,588	13,306	395	61,858	5,157	80,716	82,304
高 松	本庁	175	256	59	2,339	371	3,025	3,200
	支部	11	237	22	1,910	225	2,394	2,405
	計	186	493	81	4,249	596	5,419	5,605
	区検 合計	84	2,099	-	10,796	454	13,349	13,433
徳 島	本庁	64	296	66	1,447	401	2,210	2,274
	支部	12	151	-	839	147	1,137	1,149
	計	76	447	66	2,286	548	3,347	3,423
	区検 合計	51	1,532	-	4,587	1,346	7,465	7,516
	合計	127	1,979	66	6,873	1,894	10,812	10,939

処 理										未 処 理
起 訴		不 起 訴		中 止	送 致			計		
公判 請求	略請 式命 令求	起訴 猶予	そ の 他		他へ の送 察庁 致	家へ 庭裁 判所 致	そ の他 へ送 致			
562	-	910	837	359	679	1,402	-	4,749	35	
7	-	57	68	8	134	2	-	276	3	
569	-	967	905	367	813	1,404	-	5,025	38	
572	1,896	2,902	755	319	1,213	8	-	7,665	30	
1,141	1,896	3,869	1,660	686	2,026	1,412	-	12,690	68	
339	-	329	362	246	238	1,246	-	2,760	23	
249	-	308	302	310	534	-	-	1,703	9	
588	-	637	664	556	772	1,246	-	4,463	32	
414	2,278	3,571	798	738	1,576	-	-	9,375	3	
1,002	2,278	4,208	1,462	1,294	2,348	1,246	-	13,838	35	
211	-	329	332	82	269	447	-	1,670	27	
515	-	971	1,072	410	662	397	-	4,537	23	
726	-	1,300	1,404	492	931	1,344	-	6,197	50	
563	2,325	3,333	3,030	380	1,580	32	-	11,243	15	
1,289	2,325	4,633	4,434	872	2,511	1,376	-	17,440	65	
1,833	-	3,789	2,628	1,718	2,470	4,762	-	16,660	865	
1,875	-	3,099	2,780	1,716	3,719	3,194	-	16,383	203	
3,708	-	6,888	5,408	2,894	6,189	7,956	-	33,043	1,068	
3,237	11,501	16,175	5,851	3,265	7,520	225	-	47,774	419	
6,945	11,501	23,063	11,259	6,159	13,709	8,181	-	80,017	1,487	
518	-	715	447	80	543	842	4	3,149	51	
355	-	452	322	68	441	729	-	2,367	38	
873	-	1,167	769	148	984	1,571	4	5,516	89	
843	3,796	5,762	303	418	2,259	21	-	13,402	31	
1,716	3,796	6,929	1,072	566	3,243	1,592	4	18,918	120	
395	-	323	361	60	268	766	-	2,173	101	
201	-	162	91	33	284	374	-	1,145	4	
596	-	485	452	93	552	1,140	-	3,318	105	
456	3,241	1,799	386	431	1,168	-	-	7,481	35	
1,052	3,241	2,284	838	524	1,720	1,140	-	10,799	140	

地 方 別	受理処理 区分	受 理						
		旧 受	新			受		総 計
			他より の検送 察庁致	家より 庭裁判 所致	通察送 常職司 員よ 警り致	そ の 他	新 受 計	
高 知	本庁	27	549	71	1,509	379	2,508	2,535
	支部	9	182	-	712	70	964	972
	計	35	731	71	2,221	449	3,472	3,507
	区検	6	899	3	5,735	1,256	7,893	7,899
松 山	合計	41	1,630	74	7,956	1,705	11,365	11,406
	本庁	56	906	36	2,167	437	3,546	3,602
	支部	87	1,300	74	3,391	511	2,276	5,363
	計	143	2,206	110	5,558	948	8,822	8,965
計	区検	84	2,398	-	10,408	2,196	15,002	15,096
	合計	227	4,604	110	15,966	3,144	23,824	24,051
	本庁	322	2,007	232	7,462	1,588	11,289	11,611
	支部	118	1,870	96	6,852	953	9,771	9,889
合 計	計	440	3,877	328	14,314	2,541	21,060	21,500
	区検	225	6,928	3	31,526	5,252	43,709	43,934
	合計	665	10,805	331	45,840	7,793	64,769	65,434
	本庁	33,240	41,852	5,818	401,853	32,573	482,096	515,336
支部	11,738	32,845	2,769	205,610	20,735	261,959	273,697	
計	44,978	74,697	8,587	607,463	53,308	744,055	789,303	
区検	27,932	286,807	114	955,115	64,935	1,306,971	1,334,903	
合計	72,910	361,504	3,701	1,562,578	118,243	2,051,026	2,123,936	

(註) 本庁は地方検察庁の本庁、支部は地方検察庁の支部、区検は区検察庁を

処 理										未 処 理
起 訴		不 起 訴		中 止	送 致			計		
公判請求	略請式命令求	起訴猶予	その他		他への検送察庁致	家へ庭裁判所致	その他へ送致			
699	-	263	288	37	156	1,016	-	2,399	136	
271	-	139	136	20	341	63	-	970	2	
970	-	342	424	57	497	1,079	-	3,369	138	
1,147	2,729	1,489	952	136	1,111	266	-	7,830	69	
2,117	2,729	1,831	1,376	193	1,608	1,345	-	11,199	207	
375	-	749	213	85	146	1,570	-	3,408	194	
884	-	1,140	457	158	1,207	1,431	-	5,277	86	
1,259	-	1,889	670	243	1,623	3,001	-	8,685	280	
1,232	4,735	4,491	844	573	2,667	240	3	14,785	301	
2,491	4,735	6,380	1,514	816	4,290	3,241	3	23,470	581	
1,987	-	1,990	1,309	262	1,383	4,194	4	11,129	482	
1,711	-	1,893	1,006	279	2,273	2,597	-	9,759	130	
3,698	-	3,883	2,515	541	3,656	6,791	4	20,888	612	
3,678	14,501	13,541	2,485	1,558	7,205	527	3	43,498	436	
7,376	14,501	17,424	4,800	2,099	10,861	7,318	7	64,386	1,408	
43,029	-	207,921	44,693	14,922	71,403	106,988	172	489,128	26,208	
35,042	-	71,662	30,250	8,902	62,679	55,851	43	264,429	9,268	
78,071	-	279,583	74,943	23,824	134,082	162,839	215	753,557	35,476	
66,057	427,927	447,654	48,903	68,885	241,764	5,059	43	1,306,292	28,611	
144,128	427,927	727,327	123,846	92,709	375,846	167,898	258	2,059,849	64,087	

示す。

(三) 第一審捜査事件の未処理被疑者の未済期間 (全国) (昭和26年度)

区	分	未処理被疑者総人員	未済期間 (受理の日から各月末まで)											
			15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	1年以内	1年を超 えるもの			
1	1月	103,265	30,713	23,367	14,426	7,780	5,608	4,058	3,021	9,419	4,873			
2	2月	116,546	31,762	27,141	21,405	9,717	5,256	3,960	3,397	8,955	4,953			
3	3月	123,119	37,580	25,070	19,661	12,988	6,404	3,717	3,579	9,119	5,001			
4	4月	131,216	34,038	26,278	27,531	12,066	8,288	5,008	3,266	9,704	5,037			
5	5月	159,193	44,483	34,491	24,954	20,513	8,754	6,409	4,208	9,637	5,844			
6	6月	160,495	37,073	36,205	30,117	15,059	16,401	6,144	5,052	9,996	4,448			
7	7月	146,651	35,009	30,733	27,573	16,833	9,286	6,727	5,027	10,928	4,505			
8	8月	145,830	34,953	28,589	26,969	16,692	10,595	6,634	5,510	11,928	3,960			
9	9月	145,993	35,189	31,149	25,084	16,383	10,344	6,720	5,236	11,960	3,928			
10	10月	131,513	30,982	25,222	24,149	14,260	10,168	6,686	4,701	11,661	3,684			
11	11月	113,158	29,321	21,798	17,882	12,245	7,584	6,041	4,247	10,691	3,349			
12	12月	64,087	14,239	12,567	9,846	6,443	4,878	3,068	3,035	7,022	2,989			

三 罰金等の金額

(1) 裁判の確定した罰金等の金額調査表 (昭和26年 自1月 至12月) (単位 円)

罰金	区	検察庁	未済期間 (受理の日から各月末まで)												
			15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	1年以内	1年を超 えるもの				
税 法 違 反 の 他 の 計	税 法 違 反 の 他 の 計	110,360,953	地方検察庁 (含支部)	163,609,200	273,970,153	70,395,793	344,365,946	80,000	344,445,946	80,000	344,445,946	80,000	344,445,946	80,000	344,445,946
			高等検察庁 (含支部)	166,577,798	599,476,681	194,751,598	794,228,278	930,000	795,518,278	930,000	795,518,278	930,000	795,518,278	930,000	795,518,278
科 料	科 料	39,900	地方検察庁 (含支部)	82,767,123	485,827,344	28,121,307	513,948,651	10,200	513,958,851	10,200	513,958,851	10,200	513,958,851	10,200	513,958,851
			高等検察庁 (含支部)	412,954,091	1,359,274,177	293,268,698	1,652,542,875	1,020,200	1,653,363,075	1,020,200	1,653,363,075	1,020,200	1,653,363,075	1,020,200	1,653,363,075
没 収	没 収	124,127,770	地方検察庁 (含支部)	50,639,578	174,767,348	8,543,433	183,310,781	-	183,310,781	-	183,310,781	-	183,310,781	-	183,310,781
			高等検察庁 (含支部)	25,443,737	34,004,642	17,866,888	51,871,530	-	51,871,530	-	51,871,530	-	51,871,530	-	51,871,530
過 合	過 合	4,793,983	地方検察庁 (含支部)	4,129,596	8,923,579	33,100	8,956,679	-	8,956,679	-	8,956,679	-	8,956,679	-	8,956,679
			高等検察庁 (含支部)	493,361,732	1,642,846,311	319,723,298	1,962,569,609	1,020,200	1,963,589,809	1,020,200	1,963,589,809	1,020,200	1,963,589,809	1,020,200	1,963,589,809

(2) 収納になつた罰金等の金額調表 (昭和26年自1月至12月) (単位 円)

罰金 科料 没収 過没 合	区 検 察 庁	地方 検 察 庁 (含支部)	地方 管 内 計	高等 検 察 庁 (含支部)	高等 管 内 計	最高 検 察 庁	以上 總 計
税 法 違 反 金 の 計	83,924,185	49,433,455	133,357,640	11,035,767	144,393,407	-	144,393,407
税 法 違 反 金 の 計	485,174,688	170,279,293	655,453,981	62,354,286	717,808,267	20,000	717,828,267
税 法 違 反 金 の 計	365,006,605	68,134,065	433,140,670	13,295,055	446,435,725	-	446,435,725
税 法 違 反 金 の 計	934,105,478	287,846,813	1,221,952,291	86,685,108	1,308,637,399	20,000	1,308,637,399
料 取 (刑罰96条)	143,600	-	143,600	-	143,600	-	143,600
料 取 (刑罰96条)	79,100	-	79,100	-	79,100	-	79,100
料 取 (刑罰96条)	63,085,848	483,075	63,568,923	3,479	63,572,402	-	63,572,402
料 取 (刑罰96条)	63,308,548	483,075	63,791,623	3,479	63,795,102	-	63,795,102
没 追 没 取 物 換 金 額 計	164,774,636	100,658,743	265,433,379	5,259,018	270,692,397	-	270,692,397
没 追 没 取 物 換 金 額 計	5,487,927	12,435,182	17,923,109	6,845,672	24,768,781	-	24,768,781
没 追 没 取 物 換 金 額 計	28,671,305	27,947,756	56,619,061	2,012,392	58,631,453	-	58,631,453
没 追 没 取 物 換 金 額 計	198,933,868	141,041,681	339,975,549	14,117,082	354,092,631	-	354,092,631
料 取 (刑罰96条)	4,132,630	3,944,751	8,077,381	12,000	8,089,381	-	8,089,381
料 取 (刑罰96条)	1,178,322	3,479,650	4,657,972	464,880	5,122,852	-	5,122,852
合	1,201,658,846	436,795,970	1,638,454,816	101,282,549	1,739,737,365	20,000	1,739,757,365

五 そ の 他
(1) 労働関係事件法令別月別人員表
イ 労働関係事件 (月別総計)

(昭和26年度)

年 月	区 分	旧 受	新 受	計	起		不 起		中止 移送	計	未 済
					求 公 判	訴 略 式	起 訴 予	そ の 他			
昭 和 24 年		578	3,357	3,935	621	344	936	539	594	3,034	901
昭 和 25 年		901	7,137	8,038	1,196	527	2,067	1,243	1,806	6,839	1,199
昭 和 26 年	1月	1,199	456	1,664	35	39	104	61	82	321	1,343
	2月	1,343	378	1,721	56	31	62	27	121	297	1,424
	3月	1,424	417	1,841	61	47	93	31	121	355	1,488
	4月	1,488	423	1,911	75	40	126	70	146	457	1,454
	5月	1,454	287	1,741	71	28	56	20	64	239	1,502
	6月	1,502	456	1,958	57	24	122	30	99	332	1,626
	7月	1,626	563	2,189	80	45	124	60	173	482	1,707
	8月	1,707	616	2,323	107	67	133	82	204	593	1,730
	9月	1,730	677	2,407	130	65	152	63	251	661	1,746
	10月	1,746	653	2,399	144	66	143	73	201	627	1,772
	11月	1,772	842	2,614	160	104	419	95	337	1,115	1,499
	12月	1,499	604	2,103	194	130	297	133	281	1,035	1,068
	計	1,199	6,381	7,580	1,170	686	1,831	745	2,080	6,512	1,068

口 労働組合法

年月	区分	旧	受新	受	計	起		訴		不起訴		中止移送	計	未済
						求公判	求略式	求略式	起訴猶予	その他				
昭和24年		44	40	84	10	1	2	43	4	60	24			
昭和25年		24	7	31	—	—	1	15	9	25	6			
昭和26年	1月	6	—	6	—	—	—	—	—	—	6			
	2月	6	—	6	—	—	—	1	—	1	5			
	3月	5	—	5	—	—	—	—	—	—	5			
	4月	5	—	5	—	—	—	—	—	—	5			
	5月	5	3	8	—	—	—	—	3	3	5			
	6月	5	1	6	—	—	3	—	1	4	2			
	7月	2	—	2	—	—	—	—	—	—	2			
	8月	2	—	2	—	—	—	—	—	—	2			
	9月	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1			
	10月	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1			
	11月	1	—	1	—	—	—	1	—	1	—			
	12月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	計	6	4	10	—	—	3	3	4	10	—			

ハ 労働関係調整法

年月	区分	旧	受新	受	計	起		訴		不起訴		中止移送	計	未済
						求公判	求略式	求略式	起訴猶予	その他				
昭和23年		—	31	31	14	—	8	4	3	29	2			
昭和24年		7	3	10	—	—	—	—	—	—	10			
昭和25年		10	20	30	2	1	1	—	5	9	21			
昭和26年	1月	21	—	21	—	—	—	—	—	—	21			
	2月	21	58	79	—	—	—	—	—	—	79			
	3月	79	2	81	—	—	—	—	—	—	81			
	4月	81	—	81	3	—	4	—	2	9	72			
	5月	72	—	72	—	—	—	—	—	—	72			
	6月	72	—	72	—	—	—	—	—	—	72			
	7月	72	—	72	—	—	—	—	1	1	71			
	8月	71	—	71	—	—	—	—	—	—	71			
	9月	71	—	71	—	—	—	—	—	—	71			
	10月	71	—	71	2	—	—	5	—	7	64			
	11月	64	—	64	—	—	—	—	—	—	64			
	12月	64	—	64	—	—	—	—	—	—	64			
	計	21	60	81	5	—	4	5	3	17	64			